受驗應用

新編日本歷史問答

精華堂發兌

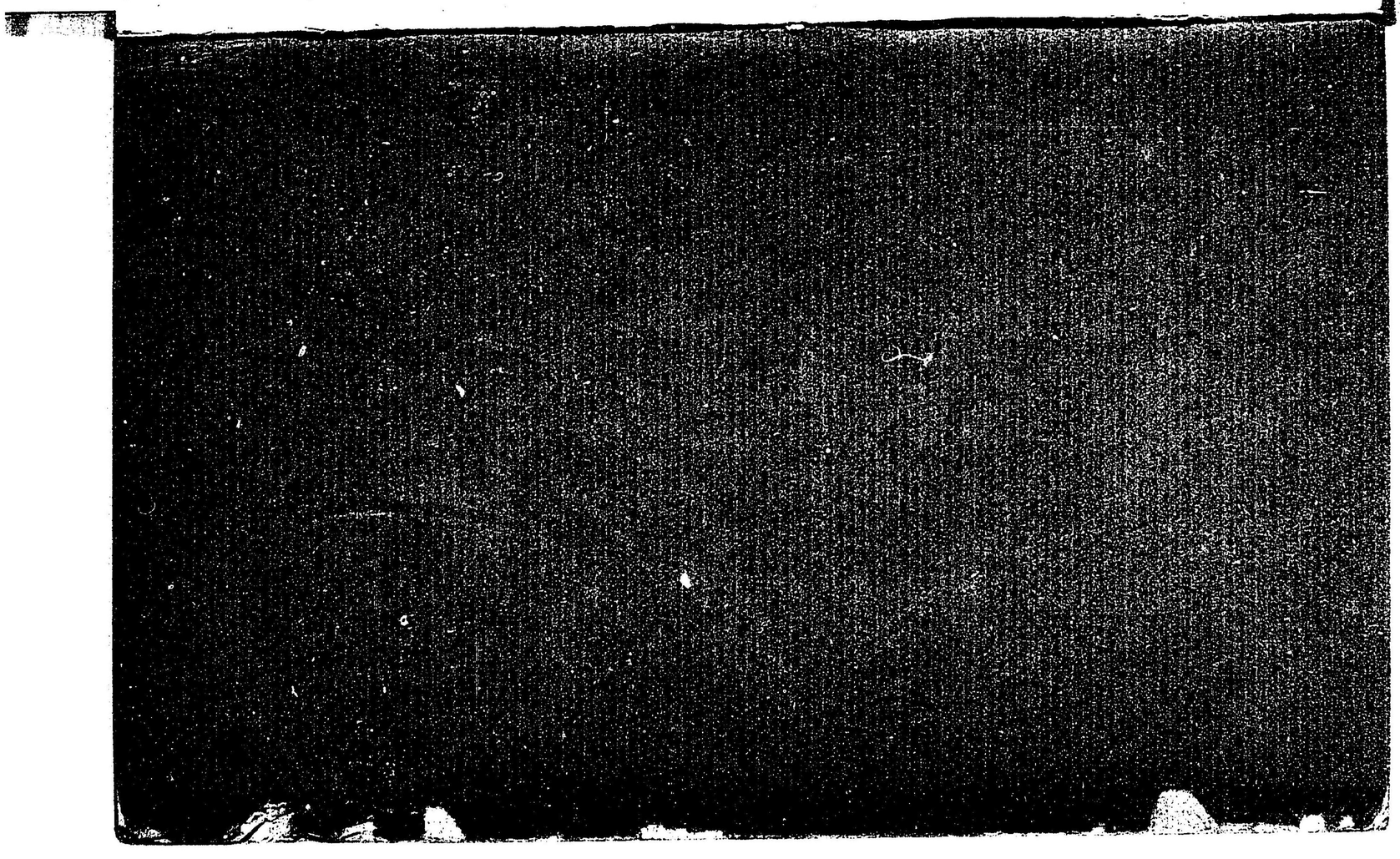

特51
306

新編日本歴史問答

精華 編

明治二三・四・二六 内交 圖

第一章　総論

問題第一　我か國史を學ふへき必要は如何

我か日本國の開闢は其源頗る遠く神代の事は暫く之を措き神武天皇の都を中原に定め玉ひしより既に二千五百六十餘年の久しきを經たり方今國家開明の隆盛に學問藝術歳を逐て進み世界の文明を以て巍然として東洋に雄視すと雖もこれ上古よりしかりしにあらす上古に於ては學藝開けす人智進ます凡百の事皆未開の域にありたり日本歴史は吾人か此未開の有様より今日の開明に達したる世々の事蹟を尋ぬるものにして其學ふ所は現在にあらすして太古以來今日に至る變遷進化なり故に

之を學ぶ時は能く我が國體、政治、治亂、興廢、諸種の沿革より學問、藝術、宗教、風俗等に至るまで其變遷の跡を知り今日の盛世に至れる所以を明にすることを得べし凡そ國民たるものは必ず先つ其國の歷史を學び以て古來の變遷と現時の由來とを知らざる時は忠良の國民たる事を得べからず日本歷史が吾人日本國民に必要欠くべからざる學問なること勿論なりまた之を學ぶ時は吾人は能く數千年間に於ける我國に於ける種々の事蹟を心中に了得し宛然數千年の長壽を得たるが如き樂あるべし豈に學はざるべけんや

問題第二 日本帝國の國體は如何

我日本帝國は万世一系にかゝり古今に連綿たること茲に二千五百六十餘年（神代を除き）凡そ地球上に於て君主制度の國体なきにあらず而して支那の如き朝に命を革め夕に姓を易ふるものと日を同くして論ずべからず蓋し本邦は古より亞細亞洲に獨立し尚武を以て國を建つ紀元數千年前伊弉諾伊弉冊の兩尊此地を經綸し玉ひ天孫瓊々杵尊の降臨以來三世日向に都し曾孫神武天皇東征して都を大和に奠め玉ひ始めて氏族の制を建て皇統一系の大礎を組織し玉へり是より上下の本分定まり天皇を仰きて天子と稱し奉り天子の外に至尊なく帝室尊嚴干すべからずこれ吾が國家の繁榮を極め臣民の忠良なる所以なり

問題第三 我國の地理を問ふ

我か國は亞細亞洲の東部に位し北緯二十四度六分に起り五十二度五十六分に達し徑度は東徑二十二度四十五分に起り百五十六度三十二分に至る面積凡そ二万四千七百九十四方里あり一幾八道と臺灣とに分る地形狹長にして各地の氣候一樣ならずと雖ども大抵中和にして人身に適し地味沃饒にして百穀繁生す港灣多くして交通の利に富み山水も亦頗

る秀麗にして人意を快濶ならしむ實に東洋の良國なり故に人口も風に繁殖し之を最近の統計に徵するに凡そ四千〇五十万人なりと云ふ

問題第四　地理沿革は如何

我か國は古來異名甚だ多く大八洲國、秋津洲、豐葦原瑞穗國、浦安國、大倭、細戈千足國、磯輪上秀眞國等種々の稱呼あり神武天皇都を大和の橿原に定め諸功臣に土地を賜ふて國造に任し玉ひしより疆域大に開け成務天皇の時に至り山河の形勢によりて國縣邑里を分割し國造を置き玉ふことと凡そ一百四十四爾來皇化益々弘まり推古天皇以後國司を交置し孝德天皇に至り始て各州に國司を置き國造を以て多く郡司諸吏に任じ之より國數漸く減じ天寶年中畿内七道の名稱始めて定まり國司は一定の秩限を以て遷任することとなり其治所を國府と稱す藤原氏外戚となり政權を專らにせしより國司は多く京師に居り地方には下吏を派して之

を治めしめ公卿の莊園は皆家人を以て其地頭となしたりしかば天下の治體漸く一變す源頼朝覇府を鎌倉に開き天下の兵權を掌握するや家臣を以て諸國に封じ文治元年奏して守護地頭を置き皆な家臣を以て之に補す是に於て漸く又封建の制をなす後醍醐天皇建武の中興に當り功臣を以て守護となし國司をして各任所に赴かしめ玉ひしが其制十分に行はれずして直に破壞し足利氏に至りて國郡を分ち寮臣を以て守護となし其三管領四職以下皆な土地を有し以て子孫に傳へ是に至り形勢再變して全く封建の制となる應仁以後大亂の世となり天下四分五裂し群雄四方に割據して互に其雄を爭へしが織田氏先つ起りて東海東山近畿を畧定し豐臣氏之が後をうけ海内を蕩平し諸道の豪傑悉く服從す慶長五年關原の役に以後德川家康政權を掌握し天下を統一し其子弟功臣を全國に分封し爾後暫くは增減常ならさりしが年を經るに隨ひ異動次第に

少く慶應中凡ろ二百七十一藩あり大政維新の時に當り更に十四藩を建て又奥羽地方を分割して七國とし蝦夷の地を更めて北海道と稱し之を十一國に分割す明治四年諸藩を廢して縣となし遂に郡縣制度の舊に復し五畿八道七十三國二京三府六十縣となす而して皇居を東京に移し開拓使を置て北海道を統治せしむ後ち數次廢置分合し明治二十二年に至り一道廳三府四十三縣となす明治廿七八年に至り日清戰爭を開き其結果台灣及び支那盛京省を以て我が版圖に加へしも外國の忠告より盛京省は清國に還附せりよりて台灣には總督を置き三縣三廳に分割す是れ我が國の地理古今沿革の大畧なり

問題第五　本邦古來政變の大略は如何

我が日本帝國は万世一系の皇統を以て支配し玉ひ古來連綿として曾て王系の變更ありし事なし是れ實に我國体の萬國に冠絶する所以にして然れども皇祖以來數千年の間頗る政變なきにあらす今其大要を曰はんに神武天皇都を橿原に定めて天位に即き玉ひ國造縣主を置て政令を布き列聖相繼きて其法を守り玉ひ漸く封建の制を馴致せしが其後千三百餘年を經孝德天皇の時に至り封建を改めて郡縣とし大臣以下文武の百官を設け國司を以て地方を治め秩限を定め交代するの制を建て玉ふこれ即ち大化の改新なり其後藤原氏外戚を以て政權を握るに及び國司の制度漸く壞れ武士の權次第に張り五百余年の後源賴朝幕府を鎌倉に創立し諸國に守護を置き庄園に地頭を置きしかば天下純然たる封建制度となり一百五十余年の後後醍醐天皇建武の中興あり郡縣制度を復し國司を任じ玉ひしも其制度少しも行はれす僅に五年を經て足利氏叛て天下を私し三管領四職を以て法政をとり諸將を各國に封して守護を世襲せしめしかば政柄復た武門に移り封建の制全くなる應仁以後天下亂れて

麻の如く群雄四方に割據して相併呑せしが織田豐臣二氏起りて悉く海内を蕩平し慶長五年德川氏擾亂偃武の後天下の諸侯を統轄して子弟功臣を封ずると凡そ二百七十一藩爾來十有五世殆んど三百年の間政皆武門に出つ慶應三年德川慶喜政權を奉還して王政古に復し万機聖斷に出ることゝなる是を明治維新と云ふ是より歐米の制を參酌して維新の詔を下し尋きて諸藩を廢して縣となし政權を中央政府に集め政体また郡縣の制となる明法二十二年大日本帝國憲法を發布し玉ひ立憲代議治の基礎なり翌年帝國議會を開設し茲に儼然たる立憲帝政を見るに至れり

第二章　神代

問題第一　我國の開國の始は如何

天地剖判の時に當り天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、可美葦

舅神及び天常立神あり次に國常立尊、豐斟渟尊、國狹槌尊、泥土煑尊、大戸道尊　大苫邊尊、面足尊、吾屋惶根尊、伊弉諾尊及び伊弉冊尊あり上の十一神中國常立尊、豐斟渟尊は共に特生の神にして其他九神は皆偶生の神なり之を天神七代と稱し次に天照大神、正哉吾勝勝速日天忍穗耳命、天津彦火瓊々杵尊、彦火火出見尊及び彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊あり之を地神七代と稱す初め伊弉諾、伊弉冊の二尊磤馭盧嶋に降臨し以て大八洲（淡路、伊豫、隱岐、筑紫、壹岐、對馬、佐渡、大倭）及び山川草木を生成し給へり是れ即我國開闢の初めなり

問題第二　天祖の經綸及びて天孫降臨の狀況を問ふ

天照大神は一に大日留女貴尊とも云ふ大德あり耕織の業を人民に敎へ給へり御弟素盞嗚尊は出雲に降り遂に新羅に赴き給ふ其裔に大巳貴命あり少彦名命と共に出雲を根據とし四方を經營し給へり天照大神の御

子に天忍穗耳尊あり大神尊をして豐葦原瑞穗國を治めしめ給はんと欲し經津主命及び武甕槌命の二神を出雲の國にやり詔を大巳貴神に傳へしめ給へけるに大巳貴神其子事代主神と共に詔を奉じて己が國土を奉献せり時に偶天孫彦火瓊々杵尊生れ給ひしかば大神之をして御父天忍穗耳尊に代らしめ玉ひ授くるに三種の神器を以てし勅して曰く葦原千五百秋瑞穗國は(日本國の古名)は是れ我が子孫王たるべきの地なり爾皇孫就て治めよ寶祚の盛なること天壤と共に窮り無るべしと天孫乃ち群臣を率ゐ日向の高千穗の峯(今諸縣郡都城宮丸村は其遺址なりと云ふ)に降て中國を御し給へり是より群臣各其職を奉じ以て天業を翼贊し皇統一系綿々として天壤と共に窮りなし

問題第三　三種の神器とは何ぞ幷に其由來を問ふ

三種の神器は我國皇位の御璽にして歴代親授の式を以て相傳へ玉ふ八咫鏡草薙劍、八坂瓊曲玉これなり初め天照大神御孫彦火瓊々杵尊をして我瑞穗の國を治めしめ玉ふ時之を授けて天位繼承の寶璽となさしめ玉ひたるものなり傳へ曰ふ八咫鏡は天照太神御弟素盞嗚尊の暴狀を怒りて天岩窟に籠り玉ひし時石凝姥命の造りしもの曲玉は同時に玉祖命の造りしものにして草薙劍は初め叢雲劍と云ひ素盞嗚尊が出雲にて八岐大蛇を斬りて其尾中より之を得て大神に献し玉ひたるものなりと云ふ

問題第四　神代の頃我が國開化の狀態は如何

神代の頃當時既に田畑を耕し米穀を收め布帛を織つて衣服を製し金屬を鍛錬して刀劍鏡等を作り舟揖を以て河海を渡ること網罟を以て佃漁を營む事を知り粗造の家屋に住し草根木皮を以て病を療することを知れる等の事跡多く古書に見ゆたり故に當時既に原人時代を脱して遥の

に文明の域に進歩したること明なり

問題第五　神代の頃我が國の政治は如何

其初め我國政体の機關は祭政維一にして簡畧質朴を尚び別に政治の法憲なく祭事は即ち政事なりされば天皇は神孫を以て神祖を祭り神意を代表して下を御す天祖天照大神三種の神器を天孫彦火瓊々杵尊に授け此鏡劍玉を視ること猶朕を視るが如くせよ寶祚の盛なること當に天壤と共に窮りなかるべしと曰へり故に瓊々杵尊の降臨し玉ふや專ら宗教即ち神教政畧を以て一族を率制し天兒屋根命、天太玉命と共に祭祀を補翼す神武天皇は實に瓊々杵尊の御曾孫なり

第三章　神武天皇即位より鎌倉幕府創立に至るまで（紀元元年より紀元千八百四年まで）

問題第一　神武天皇の創業を問ふ

神武天皇は天照大神第五世の孫にして彦波瀲武鸕鷀草不合尊の第四子なり皇祖瓊々杵尊より四世西邊の一所なる日向高千穗の宮に居玉へり故に西國は久く皇化を被りしも東國は未だ王澤に霑はす邑に君あり村に長あり各相凌轢せしかば天皇深く之を憂ひ給ひ諸皇族を會し議して曰く此瑞穗の國は我が祖宗の天に受くる所なり然るに運草昧に屬し四方未だ天澤を被らず我聞く東方に美地あり此に居て以て大業を定むべしと乃ち紀元前七年十月師を起し皇兄五瀨命と共に日向を發して東征の途に上り珍彦を以て嚮導となし海路筑紫安藝を經て吉備の國に至り高嶋宮に在ること三年舟楫兵食を整ひ浪速より上陸して大和に入らんとし玉ふ此時大和國には長髓彦と云ふものあり天皇の畧饒速日命を奉して附近を統屬し兵力強く皇師の至るを聞き衆を盡くして皇軍を膽駒山の險に拒ぎ大和に入らしめず皇師之と戰ひ利あらず皇兄五瀨の命は

賊の矢に中りて薨し玉ふ天皇乃ち軍を引き道を轉じて紀伊國に入り熊野神邑より航して荒阪津に至り吉野に入り酋長兄猾を誅し弟猾を降し八十梟師を斬り兄磯城を降し再ひ長髓彦を攻め之を滅し又兵を分ちて諸の土蜘蛛を誅し盡く中州を平定し玉へりよりて都を橿原に奠め新に宮室を營み辛酉の年春正月遂に此處に天皇の位に即き以て万世不朽の皇基を樹て玉へたり此歳を以て我國の紀元元年とす二月十一日の紀元節は即ち此日を祝するものなり

問題第二　神武天皇建國の體制は如何

天皇已に中州を平定して天皇の位に即き玉ひしを以て諸功臣を賞して田宅封地を賜ふ即ち道臣命（天忍日命の後裔）大久米命（天津大久米命の後裔）を賞し武將となし宮門を護らしめ可美眞手命（饒速日命の子）をして内物部を率ゐて殿内を守らしめ天種子命、天富命をして左右に侍して祀政を輔佐せしめ珍彦を倭の國造とし弟磯城を磯城の縣主とし弟猾を猛田の縣主とし尋さて鹽時を鳥見山に立て皇祖の神靈を祀りて神德に報い玉ふ之れ建國の體制の大略なり

問題第三　綏靖天皇以下は世の治澤は如何

神武天皇崩じ玉ひし後綏靖天皇位に即き玉ひ其次に安寧、懿德、孝昭孝安、孝靈、孝元、開化の數代相次ぎ玉ひ其間凡そ四百八十年は人民皆泰平の德澤に浴し天下無事にして別に記すべきことなし

問題第四　四道將軍とは何ぞ

前代より天下久しく皇化に霑ひしかども猶ほ朝命に負くものありしかば天皇々族を四方に派遣して人民を懷撫し玉ふ即ち紀元五百七十三年大彦命（孝元天皇の皇子）を北陸道に武渟川別命（大彦命の子）を東海道に吉備津彦命（孝靈天皇の皇子）を西海道に丹波道主命（開化天皇の皇

子）を丹波に遣はし幷に兵を率ゐて人民を綏撫せしめ玉ふ是より皇化漸く遠く及ふことゝなるこれを四道將軍といふ

問題第五　外國人の我國に朝せし始めを問ふ

紀元六百二十八年崇神天皇の四十五年三韓の大加羅國隣國新羅と地を爭ひ使を遣はして鎭將を乞ふ天皇よりて鹽乘津彦を遣はして之を援けしむ後ち　垂仁天皇崇神天皇の御名御間城入彦をとりて國号を賜ひ任那といふ之れ外國人の我國に朝せし始めにして是より皇威遠く朝鮮に及ぶに至れり

問題第六　崇神天皇の治績を問ふ

天皇天資濬哲にして大に心を政事に用ひ玉ひ即位の初め天下に疾疫流行して人民多く死亡し或は背叛するもののありしかば天皇親ら神祇を祀り給ひ又これまでは三種の神器は殿内に奉安したりしも天皇神威を畏

さむことを恐れ神鏡劒璽を大和笠縫邑に遷祀し別に鏡劍を模造して玉と共に殿内に奉安し玉ふ又諸神の神地神戸を定め大に神祇を崇敬し玉ひしかは是より年豐かに民安息せり此外人民の戸口を校し調役の法を定め船舶を作り漕運の便をはかり池溝を開きて農業を勵し玉ひしかば内外其聖德に服し民稱して御肇國天皇といふ

問題第七　伊勢内外兩宮の始めを問ふ

紀元六百三十二年垂仁天皇即位し玉ふ亦聖意を敬神治民に留め玉ひ皇女倭姫をして天照大神を祀らしめ玉ふ其奏により神器を笠縫邑より伊勢の五十鈴の川上に奉遷し齋宮を此處に建て玉ふ是れ即ち今の内宮なり後ち雄畧天皇の時豐受大神を丹波より仝國山田に奉還し玉へり今の外宮即ちこれなり

問題第八　野見宿禰の事蹟如何（土師及び相撲の濫觴）

垂仁天皇より前き我が國に於ては殉死と云ふものあり是れ貴人の死し玉ひし時近臣等生きながら共に埋葬せらるゝことにして甚だ野蠻殘酷の惡習なりしが紀元六百五十九年大皇の母兄倭彦命薨去し玉ひ其時近臣を以て殉死せしめしに數日の間晝夜哀號の聲絶へさりしのば天皇大に之を憐み翌年皇后日葉酸媛崩し玉ひし時群臣を集めて之を議せしめ玉ひしに出雲の人野見宿禰土偶を作り之に代へむと請ひしかば天皇大に之を嘉して立てゝ永制とし玉へり今日諸山陵の邊より土製の人馬器具等を堀り出すことあるは皆此ものなり宿禰は頗る勇力あり嘗て當時天下に膂力を以て敵なしと誇りたる大和の人當麻蹶速と力を角して之を蹶殺し賞を賜はりたることあり朝廷相撲の儀は此時に始まりしものなり

問題第九　熊襲反服の始末を問ふ

第十二代景行天皇の十二年（紀元七百四十三年）筑紫の熊襲叛せり熊襲とは今の日向大隅薩摩の地方に住せし蠻族なりよりて天皇親征して周防より豐の國に至り諸賊を平らけて日向に入り賊魁熊襲帥を誅し悉く筑紫を平け西國を巡狩すること七年にして京師に凱旋し玉へり然るに其後數年ならすしてまた叛す天皇よりて皇子小碓尊をして之を征せしめ玉ふ尊時に年十六女裝して七首を懷ろにして交つて婢妾の中に入る賊魁見て之を悦び延いて坐側に置き宴飲す因て其醉臥せるを窺ひ遂に之を刺し玉ふ賊魁驚其勇を嘆賞して曰く我未た嘗て强勇なること皇子の如きものを見奉らす願くは尊号を奉りて日本武と曰はんと遂に死す是よりして日本武尊と稱し玉ふ尊更に熊襲の餘黨を平け歸路穴門、出雲等の賊をも平け玉へり

問題第十　日本武尊東夷の征討の顚末を問ふ

景行天皇二十七年武内宿禰東北諸國を巡察し還り奏して曰く東夷に日高見國（陸前の地）あり民俗勇敢にして土地沃饒号して蝦夷と云ふ收めて朝廷の用となすへしと然るに天皇の四十年東夷反したり且民を苦むるに天皇よりて皇子日本武尊を遣はして之を征伐せしめ玉ふ尊乃ち都を發し伊勢に至り神宮を拜し御姨倭姫命より叢雲寶劍を得て東國に進みて駿河に至り玉ふ此時凶賊佯り降り尊を誘へて遊獵をすゝめ原野に於て火を縱ちて尊を燒殺さんとす尊乃ち寶劍をぬきて草を薙ぎ拂ひ疾風に乘じて却りて賊を燒き殺し給ふ是より寶劍を草薙劍と稱し今は熱田の神宮に奉祀せり尊はこれより更に進みて相摸より海を渡り上總に赴かんとし給ひしに海上風濤大に起り船殆んど覆らんとせしがば皇妃弟橘姫以て海神の祟となし尊に代はりて海中に投じ玉ひ其爲めに風止み波靜まりて尊は終に上總に上陸し海路更に陸奥に進み悉く蝦夷を降し東

北皆平定に歸せり由りて之より歸路常陸、武藏、相摸を經て上野、信濃の諸國を巡撫し碓井嶺を越えて尾張に至り居ること月を踰へしが此時近江の膽吸山に兇賊ありと聞き之を討ち給ひしに山中に於て病を得還りて伊勢の能褒野に至りて薨じ給ふ御年三十天皇大に悼惜し國に幸して尊の征服せし諸國を巡狩し給へり

問題第十一　大臣、大連は何朝の時に始めてれかれしものなるや

第十三代成務天皇三年武内宿禰を以て大臣となし又第十四代仲哀帝元年大伴武以を以て大連となし給ふ是れ大臣・大連を置くの初なり

問題第十二　成務天皇の治績を問ふ

紀元七百九十五年成務天皇國郡に令して造長を立て縣邑に稻置を置き楯矛を賜ふて表となし山河を界し國縣を分ち仟佰に隨て邑里を定む是に於て國縣の制大に定まり全國百二十餘國千二百余邑となる在位凡そ

六十年德澤四方に洽く〳〵して民安息し天下泰平なり

問題第十三　神功皇后三韓征伐の始末を問ふ

第十四代仲哀天皇二年筑紫の熊襲また叛す天皇、皇后氣長足姫と共に親ら師を帥ゐて筑紫に幸し橿日宮(筑前國香椎)に居り群臣を會して熊襲討平の方畧を議し玉ふ皇后曰く熊襲の屢々叛するは新羅之か後援をなせばなり故に先つ新羅を討たば熊襲は自ら服從すべしと新羅今の朝鮮慶尚、平壤の二道邊にありし國なり然れども天皇從はずして軍中に崩じ玉へり皇后乃ち武內宿禰と謀り秘して喪を發せず別將を遣はして熊襲を討たしめ親ら男裝し總に海を渡りて新羅の不意を伐ち玉ふ新羅王大に恐れ出て降り誓ひて曰くたとひ天日西より出て河水逆に流るゝとも朝貢欠くことなけむと遂に毎年船八十艘に金銀綾羅を載せて貢獻せむと乞ふ皇后之を許し進みて國都に入り其府庫を封し國籍を收め官

司を置きて凱旋し皇子を筑紫に生み玉ふ是れ即ち應神天皇なり是に於て高麗(今の咸鏡、平安、黃海三道の地方)百濟(今の京畿、忠淸、全羅三道の地方)も風を望みて內屬し熊襲も全く服從し筑紫悉く平定に歸したり

問題第十四　三韓とは如何

三韓とは今の朝鮮の地方にして古へ朝鮮と云ふ初め檀君なるものありて國を開きしが後ち殷の箕子來りて王となり國を朝鮮と云ふ後ち數十世を經て衞滿と云ふものあり孫右渠に至り邦域悉く支那に入り郡制の制に從ひしか支那の號令普及せざる爲めに種族數部に分れ君長たるもの三方に鼎立して馬韓、辰韓、辨韓と云ふ所謂三韓是なり後此等三韓の中より百濟、新羅、高麗の三國起り互に雄を爭ひり神功后皇の征伐は實に此時代にありしてとなり

問題第十五　神功皇后以前我國と外國との交通は如何なりしや

我國と外國との交通は其由來する所甚だ久し先つ素盞嗚尊は新羅に往來し少彦名命は常世國（海外をさしていふ）に赴きしことありと云ふ夫れより以來新羅の王子天日槍の歸化あり崇神天皇の時任那の來貢あり垂仁天皇の時に日槍の玄孫田道間守を常世國に遣はして香菓を求めしめ玉ひしことあり九州委奴の人は支那と交通して後漢の光武帝より委奴國王の印綬をうけしことあり此等は皆神功后皇以前の事なりしか皇后征韓の後は彼我の關係益々密着となれり

問題第十六　神功皇后の三韓征服の効果如何

神功皇后の三韓を征服し給ふ以前に於ては熊襲西邊に蟠據して反服常ならす度々皇軍を勞せしことと少からざりしが皇后の三韓を征服し給ひし後熊襲は其後援を失ひたるを以て大に其勢力を失ひ復た叛することなく是れより西邊大に安きを得たりまた是れよりさき我國は文明尚ほ未た開けざるものありしが皇后の彼を征服し玉ひし結果彼我の交通大に開け盛に彼國の文學工藝等百般有益の事物を輸入し陰に陽に其稗益を得たること鮮なからざる是れ皆な皇后三韓征服の賜なり

問題第十七　文學工藝傳來の有樣を問ふ

文學工藝の盛に三韓より輸入せられしものは專ら應神天皇の頃にありこれより我邦の文明は一大進歩をなしたり神功皇后の攝政中葛城の襲津彦新羅の怠慢なるを以て綾工を捕へ還りて其業に就かしめたることあり應神天皇の時秦始皇の後裔たる功滿王の子弓月君百二十縣の人民を率ゐて百濟より歸化して蠶を養ひ絹を織ることを傳へたり是れ秦氏の祖なり次て漢靈帝の後裔阿知使主及び其子都加使主も亦た十七縣の人口を率ゐて歸化し漢土の綾を織ることを傳へたりこれ漢氏の祖なり

朝廷更に阿知使主を呉に遣はして裁縫機織の工女を求めしめ給ひ兄媛、弟媛、呉織、穴織の四人を得て歸り是れより我邦の縫織養蠶の業益々進歩せりこれ工藝傳來のことなるが文學も亦た此頃より盛に輸入せられたり即ち是より先き崇神天皇の朝任那の使者蘇那曷叱知文字を傳へたれども文學は未だ起らざりしが應神天皇十五年（紀元九百四十四年百濟の王子阿直岐來朝したるに阿直岐は漢學に長じたりしかば天皇々子稚郎子をして之につきて學ばしめ給ひて明年其國の博士王仁來朝して論語及び千字文を献し是より文教次第に起り學問年を經て盛となれり

問題第十八　我國上古文字の有無如何

其論一定せす或は忌部の廣成等の如く無文字説を唱ふるものあり或は平田篤胤等の如く有文字説を唱ふるものあり後者は世に神代文字と唱ふるものあり之を以て我國上古の文字なりと曰ひ盛に有文字をとけども多く信を措きがたきものあり故に考ふ上古既に或る形象を以て或る簡單なる事物を表はすことに用ひ聊か文字に類似したりしものありしならん然れども未た一般通用の文字にはあらで唯或一地方或は一個人等が其備忘の標記として私に用ひし位のものなるべし故に我國に一般通用の文字の行はれしは應神天皇を以て始とすべし

問題第十九　史官の起源を問ふ

應神天皇以前未だ漢學の渡來せさる時に於ては事を記すべき文字なきを以て談部なるものありて諸事を談り傳へたりしが天皇以後廣く文字を使用し得るに及び諸般の事物文字を以て之を記することを得紀元一千六十三年履仲天皇四年に至り諸國に史官を置き四方の言事を傳へしめ給へりこれ我國史官あるの始めなり

問題第二十　仁徳天皇稚郎子兄弟御譲位の事を問ふ

初め應神天皇々子稚郎子が博く典籍に通じ給へるを愛し立てゝ皇太子となし其皇兄大鷦鷯尊をして之を輔佐せしめ給へり然るに應神天皇崩ずるに及びて皇子大山守謀反せしかは大鷦鷯尊密に太子に告けて之を誅せしめ給ひたりかくて皇太子稚郎子は大山守を誅して後菟道に之き大鷦鷯尊に譲りて曰く皇兄は賢明にして仁孝なり宜く天下に君臨し給ふべし且つ昆は上にして弟は下なり賢は君となりて不肖は臣となるこれ古今の常典なり願くは皇兄宜く天位に上り給ふべしと大鷦鷯尊も亦辞して曰く先帝天位の一日も空うすべからざるを思ひ豫じめ明徳を選て儲貳となし給ひ我れ不敏なりと雖ども何ぞ先帝の命に違はんやと互に相譲りて位を空うすること三年民の貢献するもの適歸する所を知らすしかも大鷦鷯尊其志を執ること益々固し是に於て稚郎子皇兄の志

奪ふべからざるを知り遂に自殺し給ひ大鷦鷯尊大に驚き馳せ至て悲悼し尚ほ帝位に上り給はざりしかば王仁梅花の歌を作り「浪花津にさくやこの花冬こもり今を春べと咲くやこのはな」と諷せしかば大鷦鷯尊遂に位に即き給へり之れ即ち仁徳天皇なり

問題第二十一　仁徳天皇の仁徳を述べよ

天皇は攝津の難波に都し給へ仁慈にして百姓を愛し或は池を堀り或は荒地を拓き農事を勧め給へり天皇一日高臺に上り人烟の稀疎なるを望見し民の貧困なることを知り詔して三年間課役を除き貧民を賑し宮垣壊敗すれども修めず屋簷漏れども葺き給はず三年の後また高臺に上り炊烟の盛に起るを見喜んで皇后に向ひ朕既に富めりと曰ふ皇后曰く屋漏り衣弊れたり何ぞ富めりと云ふべけんやと天皇曰く天の君を立つるは民の為なり民の富めるは即ち朕の富めるなり民貧しければ即ち朕の

貧しきなり未た民富で君貧しきものはあらざるなりと是に至り人民屢々稅を輸し宮室を修めんと請ふに皆許し給はず十年始めて課役を課し宮室を修め給ひしに百姓等皆子の如く集り老幼男女共に來りて材を運び土を擔ひ工事に勉めしかば其事日を經すして竣へたり天皇の世百姓皆富み敎化大に行はれ海內淸平にして刑罰を用ゐざること二十余歲なりしと云ふ其仁德の高かりしこと知るべし

問題第二十二　武內の事績を問ふ

武內宿禰は屋主忍男武雄心命の子なり景行天皇の時命を奉じて單身東北地方に至り其風土を視察して歸り東夷の征討すべきことを奏せり天皇より て皇子日本武尊をして之を征討せしめ玉ひたり成務天皇の時大臣となり國政に參與し仲哀天皇の時從て熊襲を征し天皇の崩じ玉ふに及び神功皇后と共に謀を決し隨つて三韓を征し功最も多し應神天皇の

時筑紫にあり其弟甘美の讒する所となり殆んど誅戮せられんとせしが窮に脫して闕に至り其冤を訴へ甘美の罪露はれ宿禰の忠誠益々顯はれたり壽三百餘歲を保ち景行、成務、仲哀、應神、仁德の五朝に歷仕し在官二百四十有四年にして薨ず其子孫皆要路に當り相將の事を統べ巨勢、蘇我、石川、平群、葛城等皆其出なり

問題第二十三　允恭天皇の姓氏の混亂を正し玉ひし理由は如何

允恭天皇の頃に至り世襲の職業漸く陵替し貴賤の別紛淆爭訟頻繁なりしかば天皇乃ち百官を味橿丘に會し齋戒沐浴して探湯の式を擧け神誓ひて其詐冒を正し上下尊卑の區分を明にし玉へりこれ上古我國は神武天皇中國を平定し功臣を賞し玉ひしより孝德天皇の大化の改革に至るまで凡そ一千年間は所謂氏族制度にて天下を治め玉ひ凡そ中央政府の要職たる臣、連、伴、造より地方の國造縣主に至るまで各其氏族と

職業とによりて部落を立て同族の宗家にして名望あるもの之を統べ名けて伴造と稱し各部其箕裘を襲き其土地を有ち其人民を私有し部下を監督して貢職に供し朝命を傳へて衙策を施し生刑與奪の權を有すること後世の諸侯に異ならす卽ち職は姓にして姓は職と云ふ有樣なりしかば甲姓のものは乙職に任することを得す乙職のものも亦甲職に任することを得す故に人々皆威望ある所の姓を羨み欲し詭て貴族の姓を冒し勢威顯達を干め族制次第に紊亂せしを以て此に其詐冒を正し玉ひしなり

問題第二十四　神功皇后以後三韓の狀況を問ふ

應神天皇の時（神功皇后攝政の時）斯摩宿禰を卓淳國に遣はし百濟を經撫し尋て荒田別、鹿我別を遣はし新羅を討ち七國を平定し玉ひ彼れ我盛威に恐れ一時降服せしと雖も彼元來我國に恩を蒙むれるにあらす故に其後幾何もなくして叛服相繼き雄畧天皇の七年には任那の國司として遣はし玉ひたる田狹なるもの其土に據りて叛し新羅、高麗の二國も亦之に乘じて亂をなし欽明天皇の時に至りて二國相連合して百濟を滅ぼし遂に任那に至りて我が官府を毀つに至り我國の威殆んど行はれざるに至れり

問題第二十五　眉輪王の變を記せ

安康天皇曾て皇弟大泊瀬皇子のために大草香皇子の妹幡梭を聘して妃となさんとし玉ひしに使者伴はりて大草香皇子命を奉せすと讒しければ天皇之を聞て大に怒り直に兵を遣はして太草香皇子を殺し幡梭をとりて大泊瀬の妃となし且つ親ら大草香の妃中帶姫を納れて皇后に立て玉ふよりて皇子の子眉輪王は皇后に從ひて宮中に養はれしが天皇を父の讐なりとし一日天皇の熟醉し給へるを弑し奉れり皇弟大泊瀬變を聞

き兵を率ゐて來りしかば眉輪遁れて大臣圓の家に匿れ皇弟に謂て曰く
反にあらす父の讎を復したるなりと然れども大逆の罪許すへからす皇
弟圍みて其第を燒き直に眉輪及び圓を誅し又市邊押磐皇子をも殺して
帝位に即き玉へり雄略天皇即ちこれなり

問題第二十六　億計、弘計二皇子迎立の次第を記せよ

二皇子は共に市邊押磐皇子の子なり初め雄略天皇の押磐皇子を殺し玉
ふや二皇子は家臣に援けられ難を避けて播磨國に赴き縮見屯倉首忍海
部細目の家僮となり玉ふ會々播磨國司久目部小楯と云ふものあり郡に
至りて細目の家に宴せり弘計皇子乃ち億計皇子に告けて曰く我等二人
難をさけて久しく此處に潜匿せり今當に告ぐるに實情を以てせば或は
救濟せらるゝことを得んと遂に酒宴酣なる時に至り弘計王起ちて舞ひ
歌によりて皇胤なることを知らしめ玉ひければ小楯大に驚き席を下り

て再拜し直に京師に詣りて其由を時の天子清寧天皇に奏せり時に天皇
皇子なく皇嗣を欲し玉ひし時なりしを以て大に喜び直ちに迎へて宮中
に入れ億計を立てゝ皇太子とし弘計を以て皇子とし玉へり億計皇子は
仁賢天皇にして弘計皇子は顯宗天皇なり

問題第二十七　大臣、大連專權の有樣を記せ

大臣は成務天皇の朝、武内宿禰、棟梁の臣を以て之に任せしに始まり
大連は仲哀天皇大伴武以天忍日命の裔を以て之に任せられしに始まり
後物部氏も亦た可美眞手命の裔を以て屢々政務に參し外戚として之に
任するに至れり故に其後大臣は武内の裔を以て之に任し大連は大伴、
物部二氏を以て之に補することゝなれり履仲天皇の立ち玉ふや平群（
武内の裔）物部二氏功あり平群蘇我（武内の裔）物部三氏共に國事を執
り雄畧天皇の時には平群、大伴、物部三氏大臣、大連となり清寧天皇の

時には大伴氏策立の功あり仁賢天皇の崩後には眞鳥は墓立を謀りて大伴氏のために誅せられ繼体、安閑、宣化三帝の世には大伴氏物部氏と共に大連として天下の政權を執れり如此にして大臣大連は常に共に幷びて朝政に預かりしかば其間自然に權力を爭ふの風を生じ遂に佛敎傳來するに至り兩々互に其意見を異にして相互の軋轢は公然と破裂するに至れり

問題第二十八　佛敎傳來の始末を問ふ

佛敎の始めて我國に渡來せしは紀元千百八十一年繼体天皇の御宇南梁の司馬達等が歸化せる時にあり然れども當時未た容易に之を信ずるものなく充分盛運に向はざりしが此處に紀元一千二百十二年欽明天皇の十三年に及びて百濟王金銅の佛像、經論及び幡蓋等を献じ且つ上表して其功德を賞贊して曰く是法は諸法中に於て最も殊勝なり且つ解し難く入り難し周公、孔子と雖ども何ぞ能く此法能く無量無邊の福德果報を生ず祈願請によりて乏欲する所なしと天皇乃ち群臣に下し其信ずべきや否やを諮ふ蘇我稻目は西方諸國皆禮拜するを以て我も亦之を禮せむと奏し大連物部尾輿及び中臣鎌子は之に反し俱に奏して曰く我が國家天地社稷百八十神を祭る今蕃神を禮せば必ず國神の罪責を受くべしと是に於て兩氏の間議論紛起して決するとなし天皇乃ち鎌子等の議を是とし佛像を稻目に賜ふ稻目は向原の家を捨てゝ寺となし之を奉す

問題第二十九　蘇我、物部二氏の軋轢を記せ

前題に於けるが如く物部、中臣二氏は排佛論を主張し蘇我氏は崇佛論を主張して之を已の家に奉せり蓋し此佛敎採否の議に就て兩者の相爭へるものは中臣氏の如きは神代より以來專ら我國神の祭祀を司とれる

天兒屋命の後裔なれば必ず誠意誠神新教の流布を恐れて之を排せしものならんも物部氏の之を以て蘇我氏と爭へるとは蘇我氏は其祖武内宿禰より出で能く海外の事情に通じ新文化を輸入せんと欲し物部氏は神代以來我國武人の棟梁として保守主義を固守せし故のみにはあらず其最大原因は必ず兩家爭權の積鬱にありしものなり卽ち是歳諸國疾病流行して人民死するもの多かりしかば尾輿等天皇に奏して之れ國神の祟りに出つる所なりとし寺（稻目が向原の邸に佛像を安置して之を信じ名けて向原寺と稱せしもの之れ我國佛寺の初めなり）を燒き佛像を難波の堀江に投ず次て紀元一千二百三十七年敏達天皇の時に至り百濟王また佛經若干卷、律師、禪師、比丘尼、呪禁師、造寺工、佛工等を献ず此時に於ても稻目の子馬子大臣となり父稻目の如く佛を信じ寺を建てゝ之を奉ぜしに天下疫病又流行せしかば尾輿の子守屋鎌子の子勝海等

奏して佛寺を毀ち佛像を堀江に投せり相互の爭ひ之より益々激烈となれり

問題第三十　物部氏亡滅の事を記せ

紀元千二百四十五年敏達天皇崩じ皇嗣未だ定まらず大連守屋は穴穗部皇子を立てんと欲せしが馬子遂に用明天皇を擁立す天皇の御母は稻目の女にして馬子の妹なり是に於て馬子自ら勢を朝廷に得天皇が疾みて佛に歸せんとの聖意を發し玉ふや守屋、勝海と相議し共に其不可なることを陳ず然るに馬子、皇子豐聰耳（聖德太子）と謀り僧豐國なるものを延いて內裡に入れしかば兩氏の爭は遂に干戈に訴へざるべからざる勢となり守屋は身を備らんと欲し阿都に行く已にして馬子は先つ勝海を暗殺せしめしが偶天皇崩し繼嗣未だ定まらずよりて守屋は再び穴穗部皇子を立てむと欲し馬子可かず己が妹の生み奉れる敏達天皇の皇后

豐御食炊屋姫尊の詔を奉じ穴穂部皇子を殺し更に豐聰耳皇子と共に守屋を攻殺し併せて其族を亡ぼせり物部氏此に至りて滅び是より蘇我氏獨り朝政を擅にし佛教も次第に隆興せり

問題第三十一　厩戸皇子の事蹟を記せ

皇子は用明天皇の御子なり聰明にして博く典籍に渉り又深く佛教を信して其隆盛に力を用ゐ玉ひしかば高麗、百濟の僧俗本邦に歸化するもの甚た多く隨ひて諸種文華を輸入し國運大に進歩せり皇子はまた心を諸般の制度に用ひ始めて冠位を制し憲法を定め玉ひ推古天皇十五年には大禮小野妹子を使節として隋に遣はし留學生を遣り彼國の文明を學はしめ玉ひしにより從來韓國を媒として輸入し來りし漢土の學藝は直接に之を輸入することとなれり薨じ玉ふに及び諡して聖德太子と云ふ四天王寺、法隆寺は此皇子の建て玉ひし所なり

問題第三十二　蘇我馬子弑逆の事を記せ

蘇我馬子は厩戸皇子と力を併せて佛法を興隆し又既に物部守屋を打滅ぼし〻より獨り朝政を擅にして其威權天皇をも凌き驕恣にして憚る所なし崇峻天皇之を惡み給ひ常に之を除かんことを謀り給へり會々山猪を獻するものありければ天皇之を指して曰く何の日か朕が惡む所の者の頸を刎んこと此山猪の如くなるべきやと又豐聰皇子に謂て曰く馬子は内に私慾を恣にし外は佛教を崇び毫も忠愛の念なし朕堪ふること能はずと馬子之を聞き大に懼れ東漢駒なるものをして帝を内寢に刺さしめしが後漢駒功を恃みて不軌なりしかば馬子怒りて之を誅せり然れとも其天皇を弑せしの大罪は終に免るべからず逆惡實に天地を貫けりと謂ふべし

問題第三十三　蘇我氏誘滅のことを記せ

推古天皇崩し皇子未だ定まらずよりて馬子の子蝦夷は敏達天皇の皇孫田村皇子を立てんと欲し蝦夷の叔父境部の摩理勢は厩戸皇子御子山背大兄王を立てんと欲せしが蝦夷は遂に摩理勢を殺して田村皇子を立て奉れり之を舒明天皇と云ふ之より蝦夷策立の功を以て益々威權を弄し群臣を見ること其家隷の如く皇極天皇立ち玉ふに及び蝦夷の子入鹿も亦國政を專らにし密に天皇を廢して古人大兄皇子を立てむことを謀り山背大兄皇子の威望あるを忌み人をして之を弑せしめ遂に非望を覬覦せんとするに至る時に中臣鎌足なるものあり天兒屋命の後裔にして深く蘇我氏の專横を惡み密に匡濟の志を懷き舒明天皇の皇子中大兄皇子と謀り且つ蘇我倉山田石川麻呂、佐伯子麿、葛城稚、犬養綱田等と結び三韓朝貢の機に乘じ入鹿を大極殿に誅し又兵を遣はして蝦夷を其第に攻めしめしかば蝦夷自ら圖書珍寶を焚きて自殺し蘇我氏遂に亡滅せり

問題第三十四　支那と通信の始は如何（海外留學生の始め）

推古天皇の世に小野妹子を隋に遣し玉ひしかば（隋とは支那當時の世の名なり）隋主も亦裴世清と云ふものを遣はし妹子に從ひ來りて圖書方物を獻せしむ是れ我が天皇が外國の君主と親しく贈答し玉へる始めにして漢土との交通之より開けたり漢書に妹子を呼て蘇因高と云へり隋使の返る時天皇再び妹子を遣はし學生高向玄理、南淵請安、僧旻等八人を彼國に留學せしめ彼の法律、制度、文學、宗教等を學ばしめ玉へり

問題第三十五　我邦上古の食物は如何

我國は瑞穗國と云ひ紀元前より佳稻を產し神武天皇天富命をして穀麻を植ゑしめ給ひしより歷朝深く意を農業に用ひして以て太古果實、鳥獸魚介を以て常食とせし風漸く減し殊に弘法傳來以後は一層穀物菜蔬

を以て常食に供するに至りたり飯は甑を以て蒸して作り味を調ふるには塩を用ひたり酒は神代に於て既に我か醸法ありしも百濟人が之を傳へしより製法漸く進み又氷を貯へて夏日の飲料に供せんことも餘程古く行はれたりと云ふ

問題第三十六　衣服裝飾等は如何

衣服は皆筒袖にして其丈短小にして脚を露はし皆左衽なり女は褌の上に裳を纏ひ頭に襞を被ふれり材料は初めは獸皮織物并び行はれしが織法の漸々進歩するに從て獸皮は次第に少くなりたり當時の織物は夕へと稱し絹、穀布、麻布等なりしが三韓征服の後三韓及び支那の織縫術を傳へ衣服の制從て進歩し遂に推古天皇の朝より大化改新に至り一大變化を來せり裝飾には手には手纏足には足結と云ひ金銀寶玉の類を頸首にも玉を懸けたり

問題第三十七　頭髪は如何

男の頭髪は幼稚の時には垂髪し男は十二歳以上十五歳未滿の時は額の上に結びて總角となし女は十三歳以上は頭後に結び其剩餘の髪は皆な後ろに垂れ種々の草花を髪に挿して飾りとなし男子は冠を著けたり

問題第三十八　古代住居の有樣は如何

上古は庶民皆な穴居したるものにして其土窟は多く南方に向ふ所の山腹を擇び此に三四尺四方許の穴を横堀し其中を居室とせり是横穴と稱するものにして上方に圓形の天井あり高さは通常人の立つ能はざるが如く極めて狹小なるものなり別に縦に堀りたる縦穴と稱するものあれども大抵同樣のものにして所謂土窟石窟これなり然れども貴人の住居は之と異にして柱あり梁桁あり縁あり屋根を葺くに茅を以てし床を作ると高く千木を屋上に置き室内には皮、絁、布等の席物を用ゐたり此等

の建築は太古手置帆負、彦狹知の二神に始まり子孫其業を傳へしが三韓と交通するに及び漸く進歩し佛教傳來の後に至りては彼の造寺工瓦工等來り礎石を用ひ瓦を葺く等頗る精美宏壯のものとなり皇極天皇の時には支那に倣ひて大極殿を建つるまでに至れり

問題第三十九　冠婚葬祭の事

婚姻は男女先づ相識り父母の許諾を得始めて婚儀を擧ぐるものにして未だ今日の如く媒妁人を要せず男子と率ね妻を我家に入すして其家に置く故に子は母の家にて養はるゝを例とせり葬祭は五七日間酒食花草を靈前に供し樂を奏して祭り後ち夜間を以て石棺に斂めて埋葬す墳墓は初めは山によりて作りしが後には前方後圓の丘を作り其後丘なる處に石棺を藏む刀劍服裝等其人の使用したる諸具寶器を棺中に藏む今日土中より劍、鉾、鏃、斧等の出るは當時の遺物なり最も厚葬にして筑紫

國造磐井の塚の如きは今猶は筑後國に遺跡を存し頗る宏壯のものなり

問題第四十　商業交通の有樣は如何

商業は物品交易なり古史に商船種々の市の各等見ゆ又行商の事をも記せり後には鑄錢の事もなきにはあらねども通貨としては猶は米布を用ひしならん三韓交通の後には西邊の人民三韓支那と交通して一種の貿易をなしたり交通は陸に往來の道路ありしは勿論海には船ありて航海の法も可なりに進みたるが如し運輸には多く馬を用ひたり但し旅行者は常に飯と米とを携へ自ら炊きて飢を凌きたりと云ふ其不便思ふべし

問題第四十一　文字及び文學は如何

我國太古にありては文字なく賢賤老少の口々に相傳へ前言往行存して忘れざりしと云ふ當時既に所謂神代文字なるものありたりと唱ふるものもあれども明證なくして信ずるに足らず三韓と交通するに及び初め

て文學あり初めは其字音又は訓を假りて我國の事物を記したりしが後漸く進み全く彼の漢文を草するに至れり聖德太子十七條の憲法の如きこれなり讀方は初めは韓音を以て之を直讀せしが如し呉音は佛教傳來の時對馬の一比丘尼が支那江南の音を傳へしに始まり今日の如く音訓を雜へて逆讀することは推古天皇の頃に始まれるものなり

問題第四十二　姓氏とは如何

我國體は一系の天子を戴き臣民も其先業を繼きて天皇に奉仕す即ち中臣、忌部氏が祭祀を司どり大伴、物部氏が武事を以て仕ふるが如き是なり之を稱して姓と云ふ其家柄の尊卑貴賤を示す所の目なり其種類數多あり臣、連、別、君、首、造、縣主、直、稻置、村主、史等と云ひ其中臣、連二姓を以て最も貴しとし後其國政に預かるものを大臣、大連と云ふまた一部の人民を率ゐて朝廷に奉仕する各家の職務を示すも

のあり中臣連、忌部首が中臣部忌部を率ゐて祭祀を司どり物部連、大伴連等が物部、大伴部等を率ゐて武事を司どるが如きものにして是等の諸氏を伴造と云ひ是等の諸氏に屬する部民を品部と云ふ歷朝建置せられしもの甚た多く稱して百八十部と云ふ氏とは臣、連、伴造、國造等の族類が次第に蕃衍するに從て其家系を分たんがために住地功業、職掌等によりて朝廷より賜ふ所にして藤原氏が藤原の宮に居りしより藤原を賜り犬飼氏は犬を飼ふ所にして犬飼氏を賜ひたるが如し

問題第四十三　佛教渡來以前我國の宗教は如何

佛教渡來以前にありては我國の宗教は神道あるのみ神道は天皇一般人民のために神祖を祭祀して其幸福を祈り神器を擁護して之を奉載し玉ふ聖意に出でしものにして建國以來上下皆之に從ひ朝廷は之を以て政務の第一となし民間にても亦之を先とす故に我國にては祭則ち政にし

て「まつりごと」なる語あるは之がためなり

問題第四十四　稅法は如何

崇神天皇の時疫の調及び手末の調あれども其詳なること知り難し何時頃よりか水田五十代の地の穫稻五十束に付租稻一束五把を徵せられ又毎年凡そ三十戸より一人宛を出して公事に服せしめ又仕丁采女の類を族長より奉らしめて朝廷の用に供せしめられたり

問題第四十五　刑法は如何

太古には天罪國罪あり天罪は畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、逆剝、生剝、屎戸にして國罪は生膚斷、死膚斷、白人、胡久美、巳母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、畜犯罪、昆虫之災、高津神乃災高津鳥乃災、畜仆志、蠱物爲罪等なり而して犯罪あれば贖を收め解除法を行はしめ或は地を奪ひ所有品を沒するの等の罰あり但し謀叛の如

きは固より之を誅戮せり又探湯とて神祇に誓ひ熱湯の中に手を入れて眞僞曲直を判斷する風ありたりき

第三章　大化改新より王朝時代の終に至る迄

問題第一　大化改革の理由は如何

上古の政治は氏族制にして一定の官職なかりしを以て年所を經るに從ひ氏族長は其部下の人民と土地とを私有して其權勢甚た強く又國造縣主等は各々一地方に據りて民土を私くし國中には恰も數多の大名あるが如くなりしを以て竟に蘇我氏の如き不逞の權臣を生ずるに至れり故に今蘇我氏の滅亡せるを機とし族長專權の弊を除かむと欲し世襲門閥の風を破り新に支那郡縣の制度を參酌し一大改正を行ひて大權を中央

に集め國政を統一し玉ひしものなり

問題第二　大化改革の大略を問ふ

紀元一千三百〇五年孝德天皇即位し中大兄皇子を以て皇太子となし大臣大連を廢して左右大臣及び內臣を置き阿部の倉梯麻呂を左大臣とし蘇我倉山田石川麻呂を右大臣とし中臣鎌足を內臣とし始めて年號を立てゝ大化と云ふ先つ戶口を調査して戶籍を作り田畝を校して兼併の害を杜き鐘匱を朝堂に設けて人民の寃抂を告訴せしめ又郡國の兵器を收め前朝置きし所の子代の民處々の屯倉及び臣連伴造國造等の有せし部曲の民幷に田莊をやめ土地人民を收めて悉く之を公地公民となし大夫以上には食封を賜ひ舊賦役を罷め班田租庸調の法を設け全國を六十餘國六百餘郡に分ち京都畿內の制を定め國には國司を置き郡には郡司を置き國司は年限を定めて交代せしめ郡司は國造の淸廉にして吏務に通

せるものを任用し必要の土地には關塞斥候防人驛傳を設け又冠位を制し七色十三階となし大織冠を第一とし或は世官世職の制を改めて專ら人才登用の道を開き八省百官を設置し玉ふ是れ即ち大化の改革にして明治の維新と相拌びて我史上に二大時期を開きしものなり

問題第三　阿部比羅夫蝦夷征討のことを記せ

蝦夷は景行天皇の時日本武尊の東征により服從し其後御諸別王東國にありて之を鎭め給ひしかども其人民兇暴にして叛服常なかりしかば屢々師を出して之を征し舒明天皇の時上毛野形名之を征服せしが齊明天皇の時に至りまた叛しかば越前の國司阿部比羅夫をして其國を平定し人民を慰撫せしめ玉ふ比羅夫乃ち舟師百八十艘を率ゐて之を伐ち渟代津輕に郡領を置き渡嶋の蝦夷を招きて鎭撫し又後方羊蹄を以て政所となし郡領を置き遂に進みて肅愼を征し蝦夷の後援を絕てり肅愼は又靺

韓とも云ひ今の朝鮮の東北にあり蝦夷とは僅に日本海を隔てゝ相對する所なるを以て其人民常に蝦夷と往來しその後援なし以て我に抗せしかば比羅夫討ちて之を服せしなり

問題第四　隼人及ひ西南諸嶋服歸のことを問ふ

隼人は掖人の義にして勝れて猛勇なることを意味せる名なり此種族は古し大隅薩摩の邊に住し允恭天皇の時將をやりて討たしめ玉ひしことありしも勇敢を恃みて久く服せざりしかば持統天皇の時僧を遣りて隼人の國に佛教を弘め人民を德教に導き玉ひしが文武天皇の時に至り薩摩の隼人等多襲の隼人と共に叛きしを以て兵をやりて之を平定し之より隼人全く我に服することゝなれり又西南諸嶋は既に推古天皇の朝より之を招撫し玉ひしを以て皇德天皇の時吐火羅多襲の二島我に屬し文武天皇の時に至り夜久、菴美、度感の諸島も皆服歸するに至れり

問題第五　三韓背叛のことを問ふ

欽明天皇の時に新羅任那を亡ぼしてより我朝廷屢々恢復の師を出し玉ひしも當時新羅高麗の國勢日々盛にして到底之を服從せしむること能はず齊明天皇の時支那の唐朝勢益々強大なりしかば新羅は之に事へて其援兵を得遂に百濟を亡ぼせり乃ち百濟の遺臣鬼室福信なるもの殘兵を集めて恢復をはかり救を我朝に乞ひ且つ我邦に質たりし王子豐璋を迎へて王となさんと願ひしかば天皇親ら軍を督して皇太子と共に筑紫に幸し玉ひしか幾程もなくして行宮に崩じ玉ふ皇太子乃ち素服して制を稱し豐璋を護送し國王たらしめ玉ひしが我か舟師唐兵と白江口に戰ひて敗績せしを以て百濟の國勢益々衰頽し豐璋は高麗に出奔し百濟遂に全く亡ひ我諸將も皆師を班せり其後高麗も亦唐に併せられしかは是より韓地の形勢一變して我が屬土の關係遂に絶へ紀元一千五百二年仁

明天皇の朝に至り全く朝貢せざるに至れり當時朝廷は此等の事より大に邊境の守備に注意し玉ひ對馬壹岐筑紫に防人を遣り烽火を置き筑紫に水城を築き諸國にも城を設け武を講し牧馬を養ふ等唐人の防禦を嚴にし玉へり

問題第六 天智天皇の治績を問ふ

天皇は舒明天皇の皇子なり即位以前に在りて既に蘇我氏を誅し大化改革の政を行ひ百濟を極救し玉へるが如く功業あり位に卽き玉ふに及ひ鎌足を內臣とし益々聖意を政治に留め玉ひ學校を興し朝禮を定め又律令を撰び玉ひし等功業甚た著大なり故に讃して中興の祖と稱す

問題第七 藤原鎌足の功業を記せ

鎌足は天兒屋命の後裔にして藤原氏の祖なり鎌足蘇我氏の事橫驕僭なるを見て慨然として匡濟の志あり密かに宗室諸王の與に爲すべきものを察し心を中大兄皇子（天智天皇）に屬す然れども未だ其志を告ぐることを得ず一日中大兄鞠を法興寺の樹下に蹴り鎌足も亦た之に陪從せしが會々皇子の靴脫せしかば跪きて之を奉り是より皇子に親近することを得與に其謀を議し遂に蘇我石川麿、佐伯子麿等を以て援となし三韓貢の進機に乘じて蝦夷父子を誅し皇室を安泰に置き奉れり又中大兄と議し大化の新政を斷行し中大兄の位に卽き天智天皇となり玉ふに及び內臣に任せられ律令を編纂せしめ等朝政を翼贊せしこと頗る多し故に其病篤きに及び天皇親ら病床に臨ませ玉ひ最上の位なる大織冠を授け姓を藤原と賜はれり薨せらるゝに及び多武峯に葬る此後藤原氏非常に繁榮し世々朝廷の高位高官に任せられしもの其源は實に此人にありたるなり

問題第八 壬申の亂の始末を記せ

初め天智天皇事を以て大海人皇子と相善からず大友皇子を愛して拜し

て太政大臣とし政をとらしめ玉ふ天皇病篤きに及び皇太弟を召して後
事を嘱す蘇我安麿天皇か皇子大友を立てんとし玉ふ志あるを知り因て
密に告けて曰く應對宜く意を加へ玉ふべしと大海人皇子乃ち入りて辭
して曰く臣病多きを以て政務に堪へず請ふ出家して道を修めんと天
皇之を許す大海人即日剃髪して僧となり吉野に入り玉ふ時人曰く之れ
虎を野に放つが如きなりと天皇よりて大友皇子を立てゝ皇太子とす天
皇崩ずるに及び皇子即位す是れ即ち弘文天皇なり既にして天皇大海人
皇子が密かに覬覦を懐き玉ふを聞き大に驚きて之か備をなし玉ふ大海
人皇子之を聞き急に兵を吉野に擧け村國男依鰐部君手等を遣はし往て
美濃の國司を誘ひ兵を發して不破關を塞き高阪王に就て驛鈴を乞ふ王
與へず大海人皇子途を發し東行し傳呼して曰く天皇東國に入り玉ふ驛
夫速かに來て役に就くべしと民是れに應するものなし急に進んで伊賀

より伊勢に至るに國司等多く心を大海人皇子に屬すよりて又兵五百を
發して鈴鹿の山道を塞く是に至りて帝群臣を召して軍謀を議し使を諸
國に發し幷に兵を徴し玉ふ然れども應するものなし遂に兩軍勢田川を
狹みて陣し官軍の先鋒智尊等能く戰ひしも天皇の軍利あらす衆潰へ大
臣等亦逃け去り天皇遂に長等の山前に崩ず明年二月大海人皇子大和に
入て即位し玉ふ天武天皇即ちこれなり此歳(紀元一千三百三十二年)壬
申に當りしを以て稱して壬申の亂と云ふ

問題第九 天武天皇の治績を問ふ

壬申の亂後大海人皇子位に卽き之を天武天皇と云ふ天皇心を政務に用
ひ給ひ律令を修正し出身幷に考選進級の法を設け禁式九十二條を發布
し冠位を改め又心を武事に用ひ諸國に令して陣法を習はしめ特に詔し
て文武官をして用兵乘馬の術を習はしめ玉ふ是に於て文武幷ひ起り政

令大に振ひ國運大に進みたり

問題第十　律令格式とは何ぞ

律とは刑法にして正法に違ふものを正す所以令は天皇の御命令なり此二者は容易に之を變更することを得す故にもし時勢の宜きに從ひて適當便宜なる制を立つべきことあれば別に詔勅を發して之を定め玉ふ之を格と云ふ尚は細事にして法令の欠を補ひ遺を拾ふもの之を式と云ふ

問題第十一　律令修定の次第を問ふ

大政の革新によりて既に略ぼ地方分權の弊を改め中央集權の實功を擧げ玉ひしかども當時は諸事未だ創業の際とて完備せざる所多かりしを以て天智天皇の時中臣鎌足等に命じ之が修正をなし玉へり是を近江朝廷の令と云ふ天武天皇次で位に卽き又之を修正し玉ひしが未だ成らずして崩じ玉ひしを以て文武天皇の時に至り刑部親王、藤原不比等に勅

して更にこれを撰修し紀元千三百六十二年天皇太寶二年に至りて律と令と共に發布し玉ひ之を太寶令と云ふ律六卷令十一卷あり後ち元正天皇養老年中又不比等に命じて之を刊修せしめ律令各十卷とし玉ふ養老令是なり故に今日太寶の律令として傳ふるものは太寶の令にあらずして其實は此老養令なり令は全く遺れども律は多く亡びたり

問題第十二　太寶令の官制は如何

太寶令によれば中央部には神祇官と太政官とありて之を二官と云ふ神祇官とは祭祀を掌り諸官の最上にあるものにして太政官とは諸政を總轄する處なり太政大臣左右大臣大納言等あり太政官の下に八省ありて諸政を分掌す八省とは中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮內の諸省是なり其の外に彈正臺ありて法に違へるものを糺彈し衛士府衛門府ありて禁中を守衛し國には國司あり諸郡には郡司あり京師に

京職あり攝津に攝津職あり各々領内の政務を監督す又九州には太宰府等の事皆律令の中に規定せられたり今此等諸官職被管の摸樣を表示すれば大畧左の如し

（一）神祇官

神祇伯―大副―少副―大祐―少祐―大史―少史―神部―卜部

（二）太政官

太政大臣―大納言―少納言―外記―史生

左大臣

左大史

左辨官

中務省（一職、六寮、三司）

式部省（二寮）

治部省（二寮、二司）

民部省（二司）

右大臣

右大史

右辨官

兵部省（五司）

刑部省（二司）

大藏省（五司）

宮内省（一職、四寮、十三司）

（上表中、職、寮、司等を括號の中に記せるは各々被管を示したるものなり本問題の答の中には別に記さざるものなれども唯表示の便をかりて序に之を記せるのみ詳なることは太寶の法制の書籍中には皆記さるゝ事故就て見るべし）

（三）地方官

國
大國—守—介—大掾—少目—史生
上國—守—介—掾—目—史生
中國—守——掾——目—史生
下國—守——————目—史生

郡
大郡
上郡
中郡
少領—主政—主帳
下郡—大少領——主帳
小郡——領——主帳

太宰府
主神
帥—大貳—少貳—大少監—少典—大少判事—大少令史

問題第十三　奈良朝とは何頃の帝の御世なるや且つ都を之に奠め玉ひし理由を問ふ

文武天皇崩じて元明天皇即位し紀元千三百七十年（和銅三年）都を大和の平城に遷し爾後七代（元明、元正、聖武、孝謙、淳仁、稱德、光仁）の間凡そ七十五年間皆此に都し玉へり此間を奈良朝と稱す初め神武天皇都を大和の橿原に奠め玉ひしより世々都を遷し玉ふこと凡そ四十餘所に及べり之れ此等の時代は万事簡易の世なりければ皇太子の住ませ給ひし處を直に都とし給ひければなり然るに今や太寶の律令なり八省百官が職務をとるべき中央政府の帝都は以前の如く規模小なるべからず之加支那と交通上に於ても自ら帝都を擴張すべき必要ありしを以て地を此に奠め爾來久しく御遷都の事なかりしなり

問題第十四　藤原不比等の功績を問ふ

不比等は鎌足の第二子にして持統天皇より四朝に歴事し薨後正一位太政大臣を贈られ淡海公と稱せ太寶律令の撰修わりて大化改新の政を大成せるは實に此人の大功なり其四子は各々南家、北家、式家、京家の祖となり子孫繁昌し後ち天下の政權を專らにするに至りしは此人に兆したるものなり

問題第十五　國史地誌編纂の事を問ふ

初め天智天皇の時に史官あり推古天皇の時聖德太子國史を撰び給ひしかども皆蘇我氏が滅亡せしとき燒失し後天武天皇卽位し深く修史の事に心を盡くし給ひしが未た果さずして崩ずよりて元明天皇の時太安麻呂に勅して國史を修せしめ和銅五年に古事記なる是れ實に我が國史の最も古きものなり次て元正天皇養老四年舍人親王及び太安麻呂等日本書紀を撰修して之を奉獻す是より醍醐天皇の時に至るまでに續日本記

日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄等撰修せられ日本書紀と合せて六國史と云ふ又古事記のなりし翌年元明天皇諸國に令して其國々の古傳、地理、產物等を誌して上らしめ給ふこれを風土記と云ふ然れども風土記は今逸して傳はるもの鮮し

問題第十六　國分寺とは如何且つ聖武天皇崇佛の事蹟を記せ

聖武天皇は大に佛を信し天下の富を傾けて造寺供養の費に充て國家鎭護罪障消滅のためなりとて紀元千四百〇一年卽天平十三年國毎に國分寺、國分尼寺を建て天皇親ら經文を手寫して其塔中に藏せしめ玉ふ是れ國分寺の始なり天皇の佛を崇信し給ふことはこれのみにあらず東大寺を建て盧舍那佛の大像を鑄造し自ら三寶の奴（佛、法、僧を三寶と云ふ）と稱し位を讓りて僧となり法名を勝滿と号し給ひ天下の富は餘程此時代に消耗せられたり

問題第十七　藤原廣嗣の亂を問ふ

廣嗣は宇合の子にして頗る氣慨あり當時僧玄昉と云ふもの宮中に入りて佛法を說き寵を恃みて亂行多かりしかば書を上りて之を斥けむことを乞ひ又諸國の武備を嚴にせんことを乞ふ然るに玄昉等の譖する所となり朝議反て之を以て謀反を謀るものとなし太宰府に流さる是に於て廣嗣意を決して兵を率ゐ都に上ぼり兵力に訴へて玄昉を除かんとせしが志得す官軍の爲めに虜とせられ遂に筑紫に誅せらる

問題第十八　藤原仲麿の反を問ふ

聖武天皇崩し孝謙天皇即位し給ふに及ひ不比等の孫仲麿呂を寵し姓名を惠美押勝と賜ふ押勝才識あり頗る寵を恃みて專横を極めしが既にして天皇位を皇太子に讓り淳仁天皇立ち給ふ其時弓削道鏡と云ふものあり禪行を以て宮中に入り新に上皇の寵幸を得しかば押勝遂に己が寵を奪はれむことを恐れ窃に兵を集めて上皇を幽し道鏡を誅せんとす然るに謀泄れ遂に官軍のために誅せらる

問題第十九　僧道鏡の非望（和氣清麻呂の忠節）

紀元一千四百二十五年孝謙上皇淳仁天皇を廢して重祚し給ふ稱德天皇これなり天皇道鏡を寵幸し給ふこと益々甚だしく詔して道鏡を太政大臣禪師となし尋て法王の位を授け供御の如き皆な天皇に準じ威權內外を傾けたり時に太宰の主神習宜の阿蘇麻呂と云ふものあり宇佐八幡宮の神託なりと稱して道鏡に諛ひて奏して曰く道鏡をして天位に即かしめ給はゝ天下必ず泰平ならむと天皇乃ち和氣清麻呂を使として宇佐に遣はし神託を乞はしめ給ふ出つるに臨み道鏡劍を按し淸麿を脅嚇して曰く汝能く神託を受けて我に志を得せしめば必す太政大臣とせん否らされは身首直ちに處を異にすべしとゃた路豐永淸麻呂に謂て曰く道鏡

若し天位に上らば我等何の面目ありてか之に事へんや子宜しく力むべしとよりて清麿宇佐に詣り歸りて神敕を奏して曰く我が國家開闢以來君臣の分定まれり未だ臣を以て君とせしことなし天つ日嗣は必ず皇胤を立つべく無道の人は速に之を除くべしと道鏡大に怒り其本官を解き因幡員外介となし次で神敕を矯め朝廷を欺罔するものなりとて姓名を別部穢麻呂と改め大隅の國に流し之をして之を途中に殺さしめむとせしも果さず參議藤原百川其忠烈を愍み封戸を割きて之に給せしが尋で天皇崩じ光仁天皇卽位し玉ふに及び道鏡は直ちに下野に貶竄せられ清麻呂は其忠節を稱して本官を復せられき嗚呼此時もし清麿の直言なかりせば我が神聖なる皇位繼承の上に一大事を生すべかりしに清麿の如き忠烈の臣ありしてと實に我が國の幸福と云ふべし今西京高尾山に祀られて護王明神と崇めらるゝものは此人なり

問題第二十 天長節の始めは如何

稱德天皇崩し光仁天皇卽位し給ふ此天皇の時天皇の生誕の日を祝し天長節を定め給ふ之れ天長節の始なり

問題第二十一 桓武天皇遷都の事を問ふ

光仁天皇崩し延曆元年卽ち紀元一千四百四十二年桓武天皇卽位し給ふ之よりさき元明天皇より七代の間大和奈良に都し給へしが此に至り其地には不便なること多しとて三年都を山背國乙訓郡長岡に選さむとし其處に都を營み給ひしが尋て更に地を葛野郡宇多に相し新京を營み紀元千四百五十四年（延曆十三年）此處に遷幸し山背を山城に改め都を平安と名づけ給へり京城は東西三十一町南北三十八町大路中央を通じて左右の京坊を分ち四方に十二宮門あり內に大內裏諸官衙等あり大內裏は十七殿よりなる卽ち紫宸、仁壽、承香、常寧、貞觀、春興、室陽、綾

綺、温明、麗景、宣耀、安福、校書、清涼、後涼、弘徽、登花の諸殿にして十二宮門は陽明、侍賢、郁芳、美福、朱雀、皇嘉、談天、藻壁殷富、安嘉、偉鑒、達智の諸門なり規摸の宏大なること實に舊都に倍せり今の京都は僅かに當時の左京のみにして千本通は古の朱雀大路の跡なりと云ふ此都はこれより後今上天皇の初めに至るまで實に一千〇七十五年間の都帝なりき

問題第百二十二　桓武天皇東夷征討の事を記せ（坂上田村麿）

是より先き齊明天皇の時越の國司阿部比羅夫蝦夷を伐ち爾後歷世之が經略に心を用ゐ玉ひ元正天皇の時には多治比縣守をして之を征せしめ聖武天皇の時には陸奥に多賀城を出羽に秋田城を築きて兩城互に聲援を通し浮浪の民を邊要に遷して之に備へ玉ひしが蝦夷の勢力は尚ほ猖獗にして屢々叛亂を企て容易に鎭定に歸することなしよりて紀元千四

五十年、延暦九年）坂上田村麿を陸奥出羽の按察使に任し陸奥守を兼ねしめ次て征夷大將軍となし蝦夷を征せしめ玉ふ田村麿は鎭東將軍苅田麿の子にして驍勇匹ぶものなく膂力人に絶し兼ねて將畧に富み實に稀世の名將なりしかば再び蝦夷を討ち遂に其巢窟を覆し膽澤志波に城を築きて之に備ふ是より東邊漸く鎭定に歸し遷類の山谷に遁竄せるもの時に間を伺ひて抄掠をなすことあれどもまた昔日の猛威なく東國殆んと安きに至れり

問題第二十三　桓武天皇以前歷朝蝦夷叛亂の表を示せ

桓武天皇の時に至るまで歷朝蝦夷叛亂の表左の如し

天皇	歲次	征討將名	兵數
景行天皇	四十年	日本武尊	未詳
仝	五十六年	御諸別王	仝

鎭定に要せし月日

數ヶ月

數ヶ月

仁德天皇	五十五年	田道	仝	將軍敗死
齊明天皇	四年	阿部比羅夫	舟師百八十艘	一ヶ月
仝	同		未詳	數ヶ月
仝	五年		舟師百八十艘	同
仝	六年		舟師二百艘	二ヶ月
元明天皇	和銅二年	巨勢麻等	大軍	半年以上
元正天皇	養老四年	阿倍駿河麻	未詳	未詳
聖武天皇	神龜元年	藤原宇合等	數萬	一ヶ年許
光仁天皇	寶龜五年	大伴駿河麻	大軍	十ヶ月
仝	仝十一年	藤原繼繩等	仝	一ヶ年半

（注意）前表によりて蝦夷が如何に頑強にして歴世等しく之に惱みたるを知るべし

問題第二十四　藥子の亂を問ふ

桓武天皇崩じ玉ひし後ち其三皇子相繼ぎて位に即き玉へり平城、嵯峨、淳和三天皇是なり然るに平城上皇は藤原藥子を寵し玉ひしを以て其兄仲成上皇に重祈を勸め奉り都を奈良に遷さむとす天皇大に驚き直ちに仲成を捕へて之を誅し詔を發して藥子の罪を數ひ其官位を奪ひ宮外に斥け玉ふ是に於て上皇大に怒り兵を發し藥子と共に東國に赴かむとし玉ふ然れども天皇先づ坂上田村麿に命して諸方の要道を守らしめ玉ひしかば上皇如何ともし玉ふこと能はず宮に還りて薙髮し玉ひ藥子は自殺し事遂に平く時に嵯峨天皇弘仁元年なり

問題第二十五　藏人所とは如何及び其始めを問ふ

嵯峨天皇弘仁元年校書殿に藏人所を置き頭二人を以て殿上に侍し詔勅を傳宣し機密の文書を司どらしめ藤原冬嗣、巨勢野足二人を以て之に

任じ玉ふ後ち宇多天皇寛平九年藤原時平之が別當となりてより首席の公卿は常に藏人所の別當となることゝなれり其職員には別當の下に頭二人あり左右辨官と近衛中將の內にて一人宛之に補す平安朝に頭の辨頭の中將とあるは之なり傳へ曰ふ天皇政に倦み朝廷には空位を設けて親らは嵯峨の離宮にあり二人の藏人を左右に侍らせ代りて朝廷の事を奏せしめられしによるなりと故に是よりして太政官の事務中、少納言局、中務省等のことは自つと此に移るに至れり別當は貫首とも稱し最も名譽ある官なり

問題第二十六　平安朝佛教隆盛の概畧を記せよ

奈良朝時代には上流の人士のみ主として佛教を奉じ下流の人民は猶ほ神教を奉せしが此頃に至り其法漸く民間にも行はるゝに至れり其故は此頃最澄、空海の如き各僧輩出し皆佛教の奥旨を窮め其弘通に力を盡

くしたればなり卽ち最澄は近江の人にして唐より天台宗を傳へ桓武天皇の御宇に比叡山に延曆寺を建て我が天台宗の開祖となりし人にして後ち諡號して傳敎大師と曰ひ空海は讃岐の人にしてこれも唐より歸朝し高野山に金剛峯寺を建て我が眞言宗の開祖となり後ち弘法大師と諡せられし人なり初め奈良朝の時僧良辨、行基等佛法弘通のため本地垂跡說なるものを創說し諸神の本地は皆佛なり故に神と佛とは同體にして神を信ずるは佛を信ずるに同じく佛を信ずるは神を信ずるに同じ佛を信すればとて神は之を怒り玉ふことなしとて神佛融和の事に務めしが最澄、空海等は益す〳〵此說を主張せしにより佛敎直ちに隆盛に赴きたり當時佛敎が如何程までに崇信せられしかの一例を擧ぐれば光仁天皇の時天下に勅して疫病退攘のためとて天下の老幼男女に起居行步の間常に摩訶般若波羅密を唱せしめ文武百官も參朝の途次、公務の餘

暇に之を念誦せし玉ひたることあり此類の事と此頃より叡山及び高野山が如何に俄に盛大を致し上下に其勢力を成せしかを併せ観れば之が全般を推すべきなり

問題第二十七　之より以前には如何なる佛教ありしか其の各宗來歴を示せ

天台、眞言以前の佛教は凡そ左の六宗にして其來歴を併せ示せば左の如し即ち

宗名	傳宗僧名	時代
一、三論宗	高麗僧惠灌	推古天皇
二、法相宗又唯識宗とも曰ふ	僧道昭	孝德天皇
三、成實宗	僧道照	推古天皇
四、華嚴宗	僧道璿	聖武天皇

五、律宗　僧鑑眞　孝謙天皇

六、倶舍宗　僧護命　桓武天皇

問題第二十八　印板の始めを問ふ

印板は孝謙天皇の御宇無垢淨光陀羅尼經を刻し玉ひ弘仁年間僧空海大黒天の像を刻せしを以て本邦書畫印刷の始めとす

問題第二十九　假字の始めは如何

片假字は吉備眞備漢字の我が詞を綴るに不便多きを以て漢字の字畫を省略し奈良朝の終りに之を造りたるものなりと云ふ然れども確說にあらず

にして造りたるものなりと云ふ然れども確說にあらず

問題第三十　三筆及び三蹟とは何ぞ

皆有名秀絶なる書家を指せることなり三筆は嵯峨天皇、橘勢、弘法大師の三人にして小野道風、藤原佐理、藤原行成を三蹟と云ふ皆實に我

國古今の名筆と稱せらるゝ人々なり

問題第三十一　承和の變を記せ

初め平城天皇其皇子を舍きて皇弟嵯峨天皇を立て嵯峨天皇も亦其皇子を舍きて皇弟淳和天皇を立て給ひしかば淳和天皇も亦已れの皇子を舍きて位を嵯峨天皇の皇子に讓り給へり是を仁明天皇と云ふ天皇は藤原房前の曾孫冬嗣の女順子を入れて道康親王を生ましめ玉へり然れとも天皇も亦淳和上皇の皇子恒貞親王を皇太子となし給ひしが承和七年淳和上皇崩じ同九年嵯峨上皇崩せしかばかねて太子が藤原氏の出にあらずして儲貳の位を全ふし給ふこと難からんことを憂へたりし者共陰に嵯峨天皇の喪に乘じ帝を廢して太子をたてんことを謀れり然るに其謀洩れしかば天皇大に震怒し太子を廢し首謀者を流し遂に皇子道康親王を立てゝ太子とし給へり之を承和の變と云ふ是れより藤原氏の勢漸く

盛なり

問題第三十二　藤原氏隆盛の由來を問ふ

藤原氏は鎌足の子不比等が持統、文武、元明、元正の四朝に歴事して其家より二人の皇后を出し帝王の外戚となりしより漸く權を占めしが不比等の四子武智麿、房前、宇合、麿より南家、北家、式家、京家の四家に分れ藤原氏の一門これより益す盛大に赴きたり而して南家にては惠美押勝誅せられて大に衰へ式家にては廣嗣誅せられしかどなは百川種繼等光仁、桓武、両朝に仕へて功ありき然るに仲成藥子は式家より出てゝ叛せしかばこれより式家衰へ京家は最初より左程顯れざりきされば四家の中にて北家最も繁盛し房前の子を眞楯といひ眞楯の子を内麿といひ内麿の子を冬嗣と云ふ冬嗣の女順子は仁明天皇の皇后に立ちれば冬嗣の威望大に盛となり文徳天皇を生み奉れりされば文徳天皇即位し

給ふに及び冬嗣の子良房其女を宮に入れて皇后とし其腹に生れ給ひし皇子を皇太子とし仁明天皇崩御し給ふに及び直に即位し給へり是を清和天皇と云ひ年僅に九歳なり乃ち良房は外祖を以て政を攝す先是神功皇后・聖徳太子の攝政ありき然れども其臣下を以て之をなす實に良房に始まれり之より幼沖の天皇即位の間は藤原氏常に其攝政となるを例とす藤原氏の政權を得ることこゝに大成す

前之良房文徳天皇の時太政大臣に任ぜり令制太政大臣は最も貴職にして或は即闕の官とも云へり無其人即闕の義なり令制定以來之に任せしは唯僅に大友、高市兩皇子と惠美押勝、僧道鏡の四人ありしのみ然るに良房之を得尚は進んて天皇の攝政となるに至れり其繁榮勢威想ふべし

問題第三十三　藤原氏略系を示せ

藤原氏の系圖は我が天朝時代の歴史を見るに必要欠くべからざるものなりよりて今其概略を示さんに次の如し

天兒屋根命——廿一代孫
中臣可多能古—御食子—鎌足
始賜藤原朝臣姓
僧
不比等
耳目刀自弘文妃
氷上娘天武夫人
（南家）
武智麿
豊成—繼繩
仲麿（惠美押勝）
女子 聖武夫人

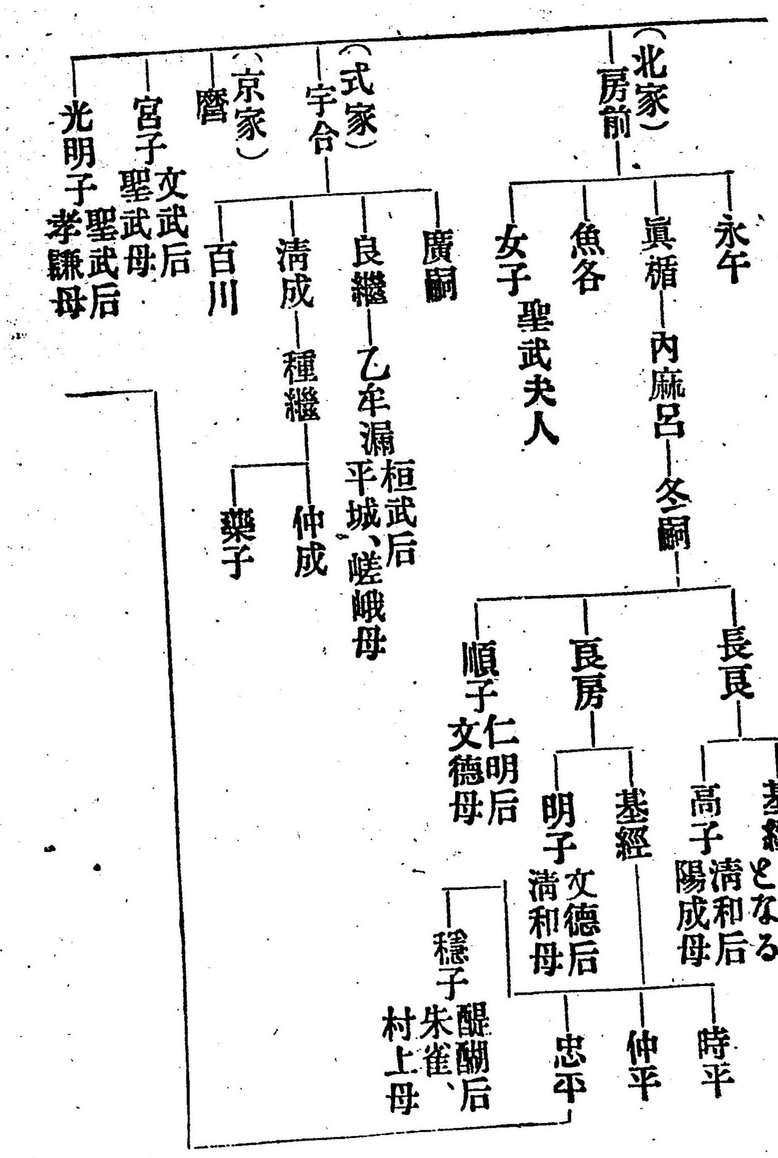
(北家)
房前
永午
眞楯
内麻呂
冬嗣
魚名
女子 聖武夫人
(式家)
宇合
廣嗣
良繼
乙牟漏 桓武后
平城、嵯峨母
清成
種繼
(京家)
麿
百川
仲成
藥子
宮子 文武后
聖武母
光明子 聖武后
孝謙母
長良
良房
基經
基經 良房の養子
となる
高子 清和后
陽成母
順子 仁明后
文德母
明子 文德后
清和母
時平
仲平
忠平
穩子 醍醐后
朱雀、
村上母

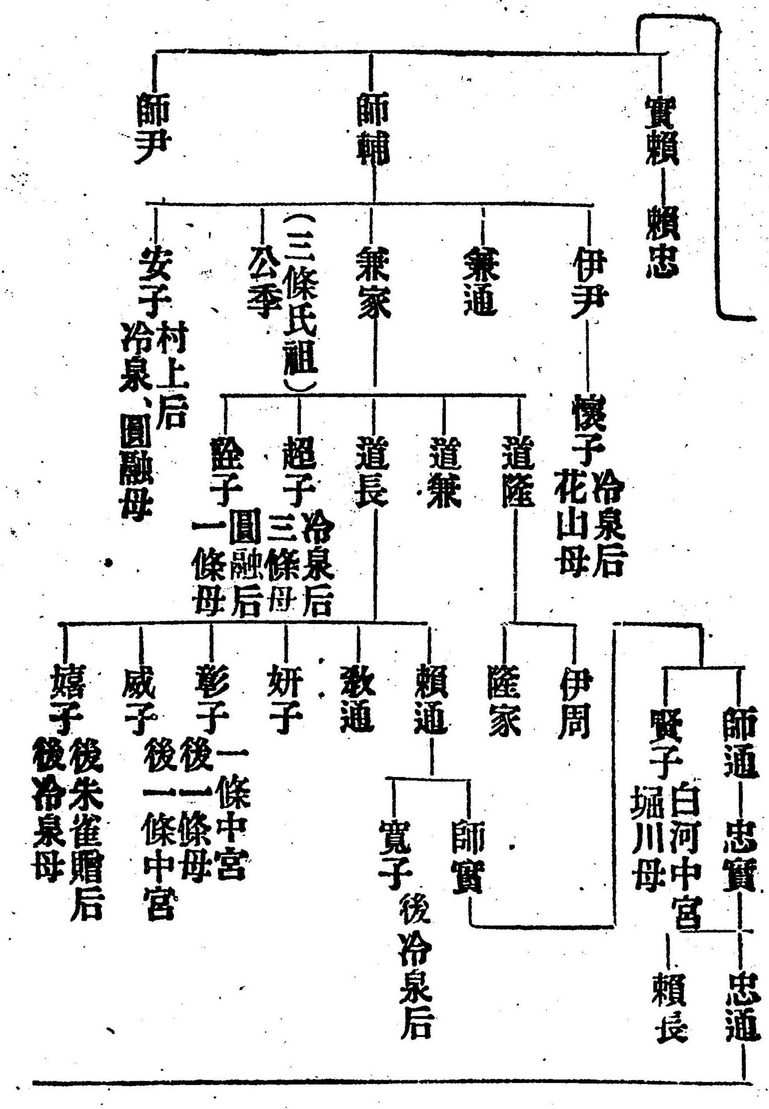
實賴
賴忠
師尹
師輔
師通
忠實
忠通
安子 村上后
冷泉、圓融母
(三條氏祖)
公季
兼家
兼通
伊尹
懷子 冷泉后
花山母
道隆
道兼
道長
伊周
隆家
敦道
賴通
師實
寬子 後冷泉后
賢子 白河中宮
堀川母
賴長
詮子 圓融后
一條母
超子 三條母 冷泉后
彰子 一條中宮
後一條母
妍子
威子 後一條中宮
嬉子 後朱雀贈后
後冷泉母

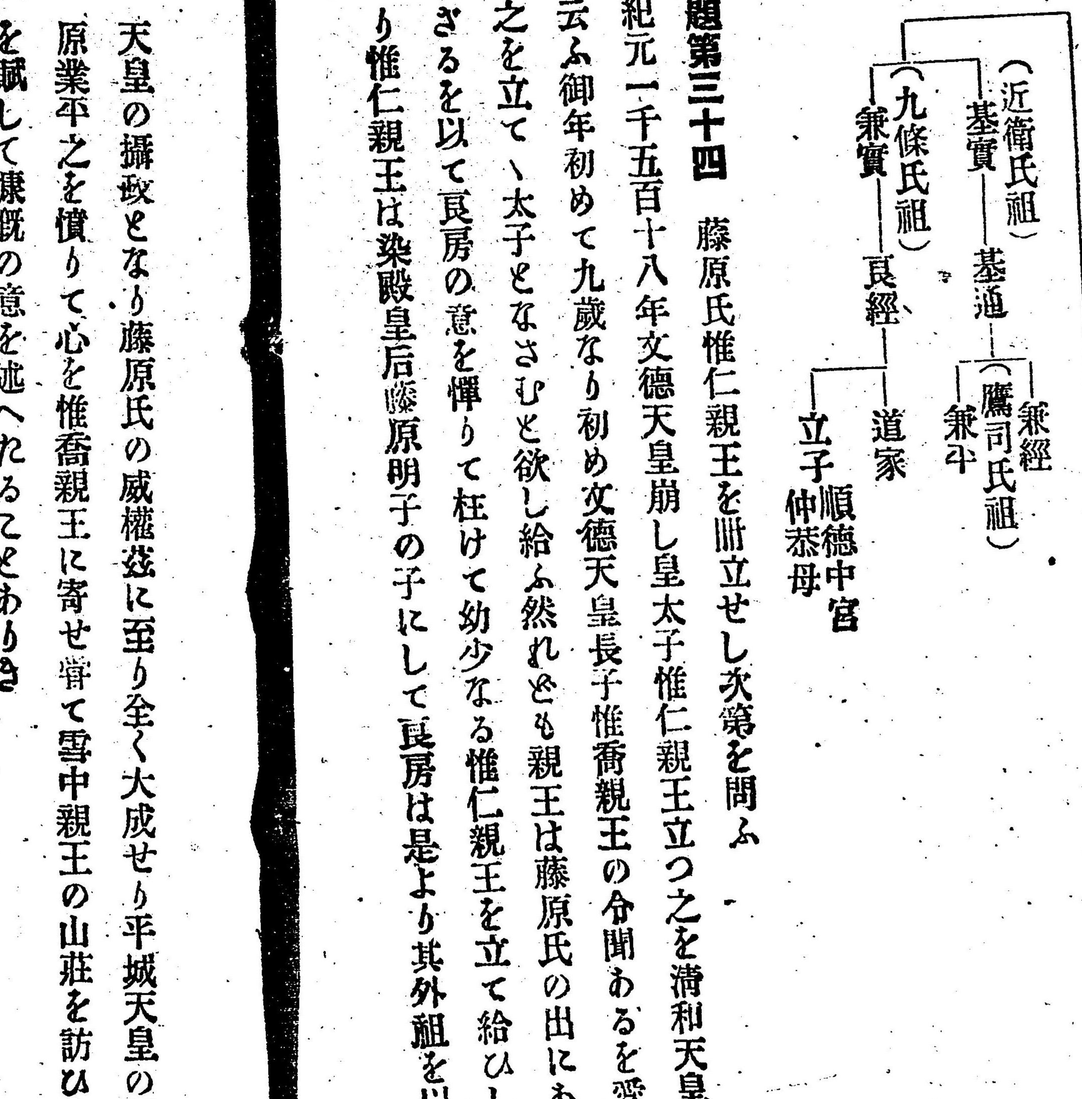

問題第三十四　藤原氏惟仁親王を冊立せし次第を問ふ

紀元一千五百十八年文徳天皇崩し皇太子惟仁親王立つ之を清和天皇と云ふ御年初めて九歳なり初め文徳天皇長子惟喬親王の令聞あるを愛し之を立てゝ太子となさむと欲し給ふ然れども親王は藤原氏の出にあらざるを以て良房の意を憚りて柱げて幼少なる惟仁親王を立て給ひしなり惟仁親王は染殿皇后藤原明子の子にして良房は是より其外祖を以て

天皇の攝政となり藤原氏の威權茲に至り全く大成せり平城天皇の孫在原業平之を憤りて心を惟喬親王に寄せ嘗て雪中親王の山莊を訪ひ和歌を賦して慷慨の意を述へたることあり

問題第三十五　基經廢立の事を問ふ

初め陽成天皇游嬉度なく遂に狂疾を發し給ひければ基經屢々切諫すれども聽き給はず躁暴益々甚だしきより基經以爲らく是れ人君の器にあらすと乃ち廢立を行はんと欲し仁明天皇の皇子時康親王の聰明寛厚にして人主の度あるを見認見して推戴の意を告け公卿を會して之を議す衆論百出決するの期なし藤原諸葛眼を瞋らし劒を按して曰く今日誰れか攝政の處分を受けざると議乃ち定まる即ち天皇を陽成院に遷し奉り神器を時康親王に奉して之を立つ光孝天皇即ちこれなり時に紀元千五百四十五年基經の天皇を廢せしことは處分權道に出て常規を以て律す

べからず後人の學ぶべきことにあらされども其國家を思ふて此廢立をなせしこと忠誠の臣と云ふべし

問題第三十六　基經の關白となりし事を問ふ

紀元千五百四十七年光孝天皇崩じ定省皇子卽位そ是と宇多天皇と云ふ初め光孝天皇の病み給ふや基經臥內に入り奏して曰く陛下萬歲の後神器將さに誰れにか附し給はんやと天皇曰く唯公の擇ぶ所に從はむと蓋し天皇素より定省皇子に意ありしも其藤原氏の出にあらざるを以て基經を憚りて敢て曰ひ給はざるなり基經曰く臣が見る所は王侍從にありと王侍從とは定省皇子の事なり天皇大に喜ひ皇子を召し右に其手を執り左に基經の手をとり泣きて曰く子の立つことを得るは單に大臣の功なり必す忘るゝと勿れと遂に立てゝ皇太子とし給ふよりて卽位し給ふに及び詔して萬機の政を悉く基經に關白せしめ給ふ攝政は天皇幼少の時に御名代として天下の政を執るものにして關白とは天皇成長の後にも政を關かり行ふものなり實に攝政と關白は其名異りと雖ども其實に於ては相同じ是より後十餘代の間藤原氏は攝政にあらされは必す關白となりて天下の政權を掌握せり而して其關白の濫觴は實に此時にありしなり

問題第三十七　菅原道眞の事蹟を問ふ

道眞は野見宿禰に出て父を是善と云ふ幼より顯悟にして長ずるに及び學德共に秀で政道に明なり宇多天皇の時擢んでられて大納言となる天皇は基經のために立ち給ひしかど深く全門の專恣なる有樣を見て之を惡み常に其權勢を殺かむことを謀り位を醍醐天皇に讓り親諭して道眞を任用せしめ給へり故に醍醐天皇卽位し給ふに及び道眞益々昇進して正三位右大臣となり政をとり裁決流るゝが如し時に基經の子時平は左

大臣となり道眞と並ふと雖も才學德望共に道眞に及はず心大に平らず會々宇多法皇密に天皇と議し道眞を召して万機を關白せしめむと し給ふと聞き益々道眞を忌み源光、藤原菅根等道眞を忌めるものをかたらひ伴りて道眞異圖あり天皇を廢し其女婿齊世親王を立てむと欲すと奏せしかば天皇年壯なるを以て容易に之を信し道眞は寃罪に陷りて紀元一千五百六十一年延喜元年貶して太宰權帥とせらる宇多法皇之を聞き大に愕き直ちに御所に至りて道眞を救はむとし給ひしかど菅根等門を閉ぢて法皇を入れ奉らす遂に其男女二十三人皆別處に配せられたり道眞太宰府に至り門を閉ぢて一室を出てす所懷を吟じて曰く「去年今夜侍淸涼、秋思詩篇獨斷腸、恩賜御衣猶在此、捧持日々拜餘香」と此に在ること三年にして薨す天皇も後に道眞の寃罪なりしことを悟りて本官を復し給ひしが後代に至り京都北野及び太宰府にも祠を建てゝ其神靈を祀り天滿天神といふ道眞は其家代々儒者なりしを以て其詩文等今日に傳はり人口に唱傳せらるゝもの多し

問題第三十八　三善淸行の意見封事とは如何

醍醐天皇延喜十四年天皇詔して直言を求め給ふ是に於て式部大輔三善淸行意見封事十二條を上りて大に時弊を痛論せり其要は祭祀を肅み奢侈を禁し兼併を抑へ學生を勵まし舞妓を省き刑獄を愼み祿賜を均うし牧宰を擇み課役を程し邊防を嚴にし僧徒を汰し津泊を修むる等なり滔々數千言を聯ね實に能く當時の弊政に論中せり此人は文章博士にして漢學詩文に長け又よく算數曆術にも達し最も當時に有名なり

問題第三十九　延喜の治績を問ふ

醍醐天皇深く心を政治に用ひ民を愛すること最も深く嘗て寒夜に方りて親ら御衣を脫して以て下民凍餒の苦を試み玉ひしことあり群臣の事

を奏する時は必ず辭色を和げて温顏を以て之に接す嘗て曰く人君已を持することと嚴格なるときは臣民何ぞ言を盡すことを得むと又十二條の訓誡を垂れ玉ひ起居平常の言行を律し玉ひしことあり在位年久しく天下泰平にして世仁德天皇を以て比す天皇の時の年號を延喜と云ひしかば後世の治を云ふもの必ず延喜と稱す

問題第四十　天慶の亂の始末を問ふ

紀元千五百九十九年天慶二年平將門叛す將門は桓武天皇四世の孫鎭守府將軍平良將の子なり壯にして大志あり勇悍にして騎射を善くす初め京師に在り攝政藤原忠平に因り撿非違使たらむことを求めしに忠平許さゝりしかば怒りて東國に赴き其伯父常陸大掾國香を殺し又其叔父下總介良兼を滅し武藏權守興世王を以て謀主とす興世王將門に說て曰く關東八州は沃饒にして四塞據て以て天下に覇たるべし夫れ一州を取

るも誅せらる八州を取るも亦誅せらる誅は一のみ如かず八州を取て天下を謀らむにはと是に於て將門遂に叛し上野下野をとり自ら平新皇と稱し僞官を下總國猿嶋郡石井鄕に立て大臣以下文武百官を置き更に武藏相摸を畧し威を關東に振へり時に前伊豫椽藤原純友も亦伊豫に據りて海賊を招集し南海山陽の二道を劫掠し又私かに人を遣はして京師に放火せしむ純友は藤原長良の曾孫にして太宰少貳良範の子なり曾て將門と友たり一旦共に比叡山に上り伏して帝城を望みて曰く大丈夫當さに此處に居るべし我は皇族にして子は藤原氏なり他日志を得ば以て關白とせむと後純友朝命を奉して南海の賊を平け功あり任滿つれども還らず是に至り遙に將門に應せしなり朝廷大に驚き藤原忠文を征東大將軍とし將門を討たしめしに忠文未だ至らざるに先ち國香の子平貞盛藤原秀鄕と共に將門を討ちて之を誅し悉く其徒を平けしかば忠文之を聞

き途より還る純友は右近衛少將小野好古を追捕長官とし源經基を次官とし之を討せしめられしが讃岐介藤原國風に破られ太宰府に走り更に好古等に破られ遂に復た伊豫に入り警固使橘遠保に捕へらる是に於て東西全く平定せり之を天慶の亂と云ふ

問題第四十一　天慶の亂の影響を問ふ

天慶の亂は武人の不平より起りたるものなりしが其征伐に從ひて功ありし者も亦武人にして源平二氏の祖なりしかば當時藤原氏獨り朝廷の要地を占め敢て他門を許さず武人は武門武士とて賤視せられ已に爵位を得るの望を失ひたる武夫等は皆此等の諸將に從ひて戰功を立て以て子孫の榮譽を得るの得策なるを悟り皆源平二氏に歸したり是より文武全く岐れて武門の勢力益々強大となり後終に制すべからざるに至れり

問題第四十二　天曆の治績を問ふ

天曆とは村上天皇の御年號なり故に天皇の御世を稱して天曆の治と云ふ天皇性質寬裕にして溫恕最も意を政事に留め玉へり天皇曾て一老吏を召して當今と延喜の朝と得失如何と問はせ玉ひけるに賤吏何をか知らんたゝ主殿寮より燎燭を進むること多きと率分堂の前に草の生ひ茂れるは延喜の朝に異れりと主殿寮より燎燭を進むること多しとは政務多忙にして夜に入ればなり率分堂とは大藏省に收むる貢物を分ちて貯ふる處なり其前に草生ずるは貯納せざればなり天皇之を聞き大に慙ぢ益々政を勵み玉ひしかば後世延喜と併べて其治を稱す然れともこれたゝ朝廷表面上の治にして藤原氏は依然として攝政關白となり綱紀の頽廢遂に救ふべからず諸國は騷擾して京師にも盜賊横行するに至れり

問題第四十三　諸國豪族發生の次第を問ふ

是より先き宇多天皇の時諸國の郡司等が權に因緣して近衛衛門等の武官となり以て其威を張ることを禁じ玉ひしかども當時政權悉く藤原氏に歸し他門を許さざる有樣なりしかば有爲の才を抱き京師に在るも其志を得ること能はざるの徒は多く國司となりて地方に赴き職權を利用して多く土地を占有し秩限至るも京師に還らず地方に在住して其威を振ふに至りしかば豪族漸く地方に掘起し國司の命次第に行はれざるに至りしが其後此弊風次第に盛にして百姓と雖ども資財あるものは公卿に媚びて衛府舍人等の武官を帶び之によりて國司を凌暴せしかば國司は任に赴くことを欲せず己れの家人等を送りて其吏治を掌らしめ之を目代或は國司代と云ふ是に於て朝權益々地方に行はれず有力者は墾田等によりて愈々私地を增加し兼併の弊歲月を遂ふて甚だしく遂に豪族發生し武門代りて天下の政權を得るに至れり

問題第四十四 源平二家の略系を示せ

源平二氏の畧系左の如し

平氏

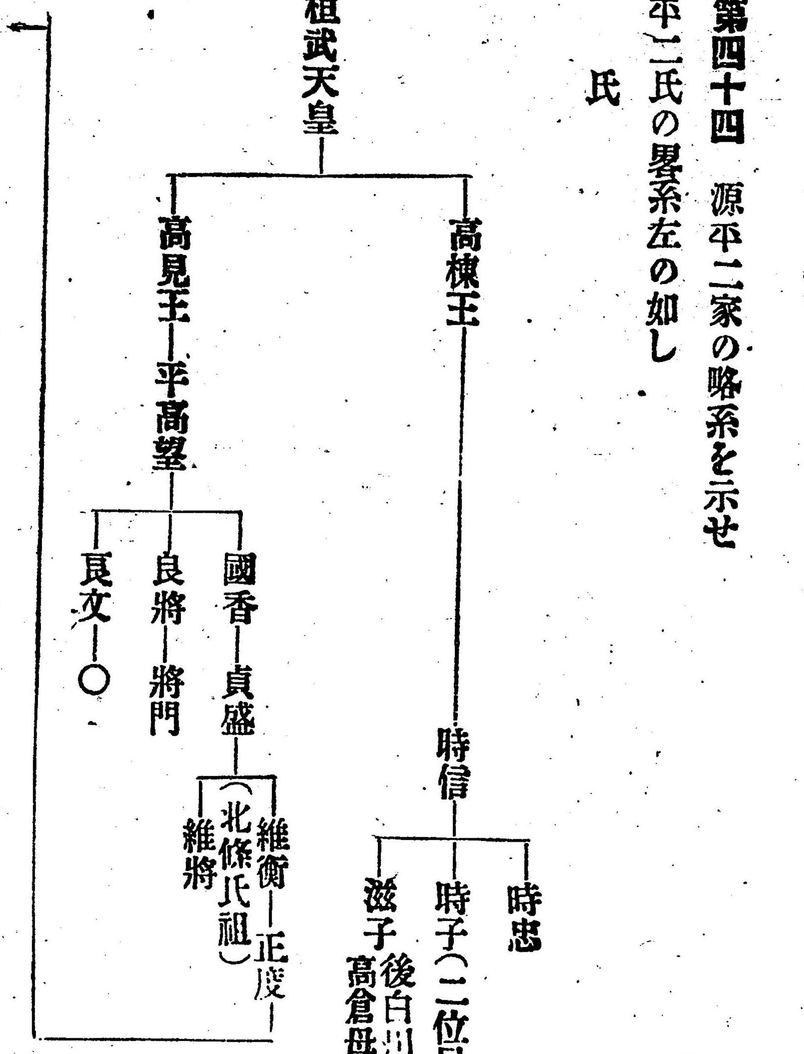

源氏

清和天皇―貞純親王―源經基―

- 滿仲
  - 賴光
    - 賴信―賴義
      - 義家
        - 義親―爲義
        - 義國
          - 義重（新田氏祖）
          - 義康（足利氏祖）
      - 義光
  - 賴政
- 正衡―正盛―
  - 忠盛
    - 清盛
      - 重盛
        - 維盛
        - 資盛
      - 宗盛―宗清
      - 知盛
      - 重衡
    - 經盛―敦盛
    - 敦盛―敦經
      - 敦經
      - 賴盛
      - 忠度
  - 忠正

- 義朝
  - 義平
  - 賴朝
    - 賴家
      - 一幡
      - 公曉
    - 實朝
  - 範賴
  - 義經
  - 義仲（木曾氏）
- 義賢―義仲（木曾氏）
- 爲朝
- 行家

問題第四十五　平安朝文學隆盛の有樣を記せ

桓武天皇の延曆十三年より明治二年に至るまで千有余年の間歷朝皆平安に都し玉ひしなれど文治二年源賴朝が總追捕使となりし迄を以て通例平安朝時代と稱す

平安時代の初に於ては漢學最も隆盛を極め大學の費用も增加せしかば桓武天皇は勸學田を增加し玉へり然れども當時の名族は之を以て滿足せず各子弟を敎育せむがために私學を設け桓武天皇の朝には和氣氏の弘文院出來嵯峨天皇の時には菅原氏の文章院、藤原氏の勸學院、橘氏の學館院、出來陽成天皇の時には王氏の淳和院、在原氏の奬學院出來たり漢學詩文に於ては小野篁、菅原道眞、三善淸行等最も有名にして桓武天皇より醍醐天皇の時に至るまでには續日本紀、日本後紀、續日本後紀、三代實錄、文德實錄等の撰修あり世に之と日本書紀とを合せて我邦の六國史と稱す歌文も此朝の初め片假名、平假名の發明後次第に發達し此頃に至りては物語、日記、草紙類の書物も多く出づるに至り醍醐天皇の時紀貫之勅を奉して古今和歌集を撰び次きて源順等の勅撰後撰和歌集、公任等の勅撰拾遺和歌集等あり在原業平、紀貫之、紀

友則、凡河內躬恒、紫式部、淸少納言、和泉式部、小式部內侍、赤染衛門、藤原公任、源齊信、源俊賢、藤原行成等和文和歌を以て有名なる人多く實に才子名媛一時に輩出し和漢文學の隆盛なること燦然目を奪ふばかりなりき

問題第四十六　藤原氏家門の爭を記せ

藤原氏は其初めは一家の繁榮を圖ることに汲々として務めて他姓を排斥せしが其一族己に朝廷に充滿し其女は天皇の后宮に入りて家門の榮枯盛衰は常に立后立太子に關係することゝなりしを以て遂に兄弟叔姪の間と雖ども互に權勢を爭ひ相掊擊するに至れり其最も甚たしきものを兼通、兼家兄弟の爭とす卽ち村上天皇の時藤原時平の弟忠平太政大臣となり其子實賴、師輔左右大臣となり父子相並びて朝政を行ひ冷泉天皇を經て花山天皇の時には師輔の子伊尹太政大臣となり兼通は天延

二年氏の長者となり遂に太政大臣に拜し万機を關白せしめらる時に兼通の弟に兼家と云ふものあり初め兼通が未た參議たりしとき兼家は其兄を超ゑて夙く大納言に至り右近衞大將を兼ねたり故に兄弟互に相善からず兼通窃かに村上天皇の時中宮に就き手書を乞ふて曰く後來攝關の補闕あらば必す兄弟の序を以て相及ぶべしと中宮は兼通の妹安子なり兼通固く此書を藏し伊尹薨去の際窃かに之を圓融天皇に上り遂に關白となるよりて兩人益々相善からず後ち兼家は兼通の病革まるを聞くや直ちに駕を促して出つ兼通の家人之を見て其事を兼通に報じければ兼通以爲らく必す我病を訪ふものならんとよりて席を掃ふて之を待ちしに駕門を過きて入らず直に入朝せり兼通大に怒り病を力めて參內し奏して曰く臣將さに終らんとす乞ふ最後の除目を行はむと遂に賴忠を關白とし兼家の官を貶し還りて第に薨せり其爭實に甚しからずや

問題第四十七　華山天皇遜位の始末を問ふ

圓融天皇は皇弟を以て冷泉天皇の後を承け玉ひしを以て之に報いしとの御心にや皇子懷仁親王を舍きて冷泉天皇の皇子に讓り懷仁親王を以て其儲貳となし玉へり之を華山天皇と云ふ懷仁親王は兼家の女詮子が圓融天皇の后宮に入りて生み奉りし所なり故に兼家は懷仁親王をして早く位に卽かしめ奉らむとし且つ此時藤原義懷天皇の外舅を以て朝政に與かりしを以て兼家之を嫉み早く天皇の位を去り玉はむことを希へり天皇は初め大に心を政務に留め玉ひしが己にして寵姬恒子を失ひ玉ひ悲嘆の御心甚しかりければ兼家之に乘じ僧嚴久なるものを宮中に入れ佛敎を說き天皇をして塵世を厭ひ玉ふの念を增さしめ子道兼をして奏せしめて曰く陛下身を捨て出家し玉ふべし臣も亦奉從せむと天皇遂に其誘惑に陷り夜密に宮を出て華山の文慶寺に入り落飾し玉ひ時に

道兼天皇を欺きて白く己に聖約を奉せり願くは一度歸りて父母に辭せむと乃ち去りて復た來らず天皇始めて欺かれたるを知り大に悔い玉ひけれども及はず時に寛和二年なり

問題第四十八　道長榮華の有樣を問ふ

道長は兼家の第五子にして兄道隆、道兼の後を承けて關白となり其女彰子を一條天皇の中宮とし上東門院と稱し一條天皇の後には三條天皇後一條天皇相繼きて卽位し玉ひ皆道長の女を中宮とし玉へり實に道長は一家より三后を出し一條天皇の時權中納言に任ぜられしより太政大臣、攝政關白となり一條三條後一條の三朝に歷事し天下の樞機を掌ること三十余年文武の黜陟皆己より出て天下意の如くならざることなし藤原氏の榮華は實に此時に至りて極まれり曾て其得意の情を詠じて

此世をば我が世とぞ思ふ望月のかけたることもなしと思へば

と曰へり富王室を凌ぎ威權朝廷を傾け驕奢度なく曾て三條の第を造くるや諸國司に令して其役を助けしめ壯麗なる建築をなし又老年に及びて法成寺を建てしや天下に令して縱令公事を怠るも此役を怠るべからずと曰へり世呼んで御堂關白と稱せ三條天皇の御詠に

心にもあらでうき世にながらへばこひしかるべき夜半の月かな

とあり天皇は道長に迫まられて位を退き玉ひ此歌を詠じ玉ひしなり道長の專橫想ふべし

問題第四十九　刀夷の入冠を問ふ

紀元千六百七十九年後一條天皇寛仁三年刀夷の賊兵船五十余艘を以て對馬、壹岐を襲ひ人民を殺略し進んで筑前博多に迫れり時に藤原隆家太宰權帥たりしが防戰して之を退けたり刀夷は古の肅愼靺鞨にして後ちに女眞と云ひしものなり

問題第五十　前九年の役を問ふ

後冷泉天皇天喜四年陸奥の豪族阿倍頼時反せり頼時は世々陸奥に居り相繼て俘囚の長となりしか頼時の時に及び陸奥六郡を併せ貢賦を抑ゑて納めす國守之を制すること能はす頻りに使を馳せて之を朝廷に奏せり是に於て朝廷源頼義が頼信の子にして東國の人心を得たるを以て陸奥守鎮守府將軍に任じ之を討たしむ頼義の陸奥に赴くや幾くもなくして朝廷大赦あり頼時も赦されしかば大に喜び駿馬金玉を官軍に送りて其歓心を求めたり然るに其子貞任罪を得て囚はれしかば頼時遂に衣川關によりて叛す頼義乃ち兵を發して頼時を討つ頼時流矢に中りて斃れたれども貞任等の餘黨勢頗る強盛にして官軍苦戰屢々利を失へり頼義よりて使を出羽の豪族清原武則に遣はして大義を喩す武則即ち之に應じ一万余人を率ゐて來り援けしかば之より官軍の兵勢大に振ひ進みて

衣川柵を破り貞任を厨川城に攻めて之を誅せり之を前九年の役と云ふ其間九年を費せしを以てなり義家嘗て貞任を衣川に攻め其逃ぐるを追ひ將に之を射殺さむとし「衣のたてはほころびにけり」と呼はりしに貞任轡を休らへしころをふりむけて「年を經しいとのみだれのくるしさに」と上の句を附けしかば義家其優美なる心に感じ箭を放たすして之を赦したりと云ふ朝廷頼義父子の功を賞し頼義を正四位伊豫守に任じ義家を從五位出羽守に任じ武則を從五位鎮守府將軍に任すこれより東國の武士心を源氏に寄するもの多し

問題第五十一　後三條天皇の治績を問ふ

後三條天皇は後朱雀天皇の第二皇子にして母は三條天皇の女なり紀元千七百二十八年即位し玉ひり初め天皇七歳なりしとき宮に入りて後朱雀天皇に謁し玉ひしに進退度あり觀者之を異とせり後朱雀天皇之を愛

し立て、後冷泉天皇の儲貳とす然るに時の關白賴通其御即位を望ます
太子に置き奉ること二十余年又宇多天皇より太子相傳の例たりし壺切
劍を上らず然れども此時藤原氏より入內せる后妃には終に皇子なかり
しかば後冷泉天皇の崩後遂に位に即き玉へり天皇性質剛健嚴明にして
常に藤原氏の專横を憤り即位の後源師房を登用し記錄所を置き親ら政
治を聽き給ふ詔して國司の再任を止め奢侈の弊風を禁じ專ら節儉を行
はしめ給ふ其他大に心を盡くして皇紀を張り給ひしかばこれより藤原
氏全く畏縮し關白賴通は職を弟敎通に讓り老病に託して宇治に屏居し
敎通の關白は名のみにて實權なし如此にして天皇の時は皇威大に振ひ
天下能く治まりしが御在位僅かに四年にして病のために位を白河天皇
に讓り明年終に崩じ給へり賴通は嘆して天皇の早世し玉ひしは最も我
國の不幸なりと曰ひ大江匡房は敎化の世に被りしことは延喜の朝に比

すべしと曰ひしとぞ

問題第五十二 院宣政治とは如何

後三條天皇は御讓位の後も院中にありて政を行ふの御志なりしかど早く崩じ玉へり次に白河天皇は御讓位の後入しく院中にありて政を聽き給へり是を院宣政治と云ふ院宣政治とは是迄の如く天皇の親政にもあらず又攝關等の執政にもあらず萬機の政皆院中より出つるものなり

問題第五十三 白河法皇の院政を問ふ

白河法皇は天資剛健にして頗る後三條天皇の風あり藤原氏が後三條天皇の抑裁に遭ひ大に其權力を失したるに乘じ遂に全く其政柄を收め復た樞機に與からしめず刑賞黜陟の權全く皇室に復歸せり然れども法皇は頗る奢侈を好みて土木を起し且つ大に佛法を信じ屢々高野熊野等に行幸し又盛大なる法會を營み寺塔佛像等の建立甚た多かりければ國用

暴しく國庫常に空乏せり故に財を献納するものは國司に任せらるゝが如き弊風を生したり在位十四年位を堀河天皇に傳へ髪を削りて法皇と稱し重ひしが爾後鳥羽、崇徳の三朝凡そ四十余年間院中に政を聽き給へり之れ實に院政の始りにして院中別に廳を設け別當、判官代、北面武士等を置き大小の政治悉く親ら裁決し給へ其號令を院宣と曰へり猶ほ勅旨と云ふが如し法皇の崩後鳥羽、後白河、後鳥羽の三院も亦相繼きて院宣政治を行ひ給ひ凡そ九十余年政皆院中に出てしかもとより變体の事なるを以て終に天下大亂の端緒を開き武士天下の政權をとるに至りたり

問題第五十四　僧徒の跋扈を記せ

藤原氏の官爵を私せしや人材多く佛門に歸して顯榮を計りしかば之より佛門は豪傑に富み其勢益々強大となれり加ふるに世の亂れし以來衣

食に窮するの民は去て盗賊浮浪の徒となり已にして又寺院に投し寺院は宛然逋盗の窟宅となり兵を蓄へ武を講じ七大寺十大寺十五大寺等と稱せらる一寺院は恰も封建諸侯の如き勢を張り聊か意に滿たさる事あれば國司の命に從はざるのみならず朝命にさへ抗し延暦、興福二寺の如き最も甚たしく動もすれば日吉の神輿或は春日の神木を奉し宮闕に嗷訴し武將等之を討たひとすれば神敵なりとて神輿神木を陣頭に捧げ進みける故武將等も之に向ひて弓を引くこと能はずして僧徒の兇暴には朝廷にも大に苦み給ひき白河天皇剛健の資を以て久しく政をとり給ひしが曾て天下に朕が意の如くならざるは加茂川の水と雙六の賽と山法師とのみなりと嘆かせ給へりと云ふ以て其兇暴なりしを察すべし

問題第五十五　後三年の役を問ふ

初め前九年の役に清原武則安倍貞任を討じて功ありしかば鎮守府將軍

に任せられ子武貞孫眞衡等相繼きて陸奥の六郡を領せしが眞衡の叔父武衡、異母弟家衡等と黨して眞衡に背き千七百四十五年曰河天皇應德二年眞衡を擊ち相戰ひて奥羽頗る騷擾せり時に源義家は陸奥守兼鎭守府將軍となり眞衡と姻戚たりしを以て眞衡を助けて家衡等を攻む家衡等金澤の柵によりて固守して降らず會々義家の弟義光京師より來り援けしかば相共に力を併せて武衡家衡を誅し悉く陸奥を平定せり是を後三年の役と云ふ役終りて義家奏して有功の將士を賞せむことを請ふ然るに朝廷は是を目して私鬪となし其請を聽かず義家乃ち私財を散し戰功の士を賞せり源氏は賴信が平忠常を上總に誅してより以來功を累國に樹てしこと凡そ三回にして其威名天下に震ひ東國の士民皆其恩威に服し之が爲めに忠を盡すを以て各自の名譽とし終に皆其家人と稱するに至れり後に賴朝が東國より起りて天下の大權を掌握するに至りしも

の其素は既に此時に成りしものなり

問題第五十六　保元の亂の顚末を記せ

堀河天皇の崩じ給ふや白河法皇は僅に五歳なる鳥羽天皇を擁立し院中にありて万機をとり給ひしが十餘年の後迫りて位を皇子に讓らしめ猶は院中にありて政を聽き給へり之を崇德天皇と云ふ崇德天皇は中宮藤原璋子の出なりしが如何なる故にや鳥羽上皇は之を愛し給はず白河法皇崩じ給ふに及び自ら万機を親裁し愛姫美福門院が生み奉れる皇子體仁親王を立てゝ崇德天皇の皇太子とし次て崇德天皇に迫りて位を體仁親王に讓らしめ給へり之を近衛天皇とす崇德上皇御意甚た不平なりくもなくして近衛天皇崩じて皇嗣なかりしかば竊かに重祚の御志ありて若し不可ならば其皇子重仁親王を立てんことを希へり然るに美福門院は近衛天皇の早世を以て斷院（崇德上皇）の呪詛に出でたるものと

なし法皇に勸めて上皇の同母弟雅仁親王を立て新帝の皇子守仁親王を以て其皇太子とし玉へり是を後白河天皇と云ふ新院の不平益々甚だしく時に藤原頼長が其兄忠通と隙ありしを以て之と相謀り後白河天皇の保元元年白河殿に據り源爲義、平忠正等を召して之を護らしめ玉ふ後白河天皇は源義朝、平清盛等を召して白河殿を攻めしめ火を放ちて之を陷れ上皇を讃岐に遷し玉へり頼長は流矢に中りて薨じ爲義は義朝に依り忠正は清盛に依りて出て降りけれども爲義は義朝に忠正は清盛に殺され其他上皇の黨與或は殺され或は流されて亂全く平きぬ之を保元の亂と云ふ此の戰亂に關係したる人々の系圖を示せば大畧左の如し

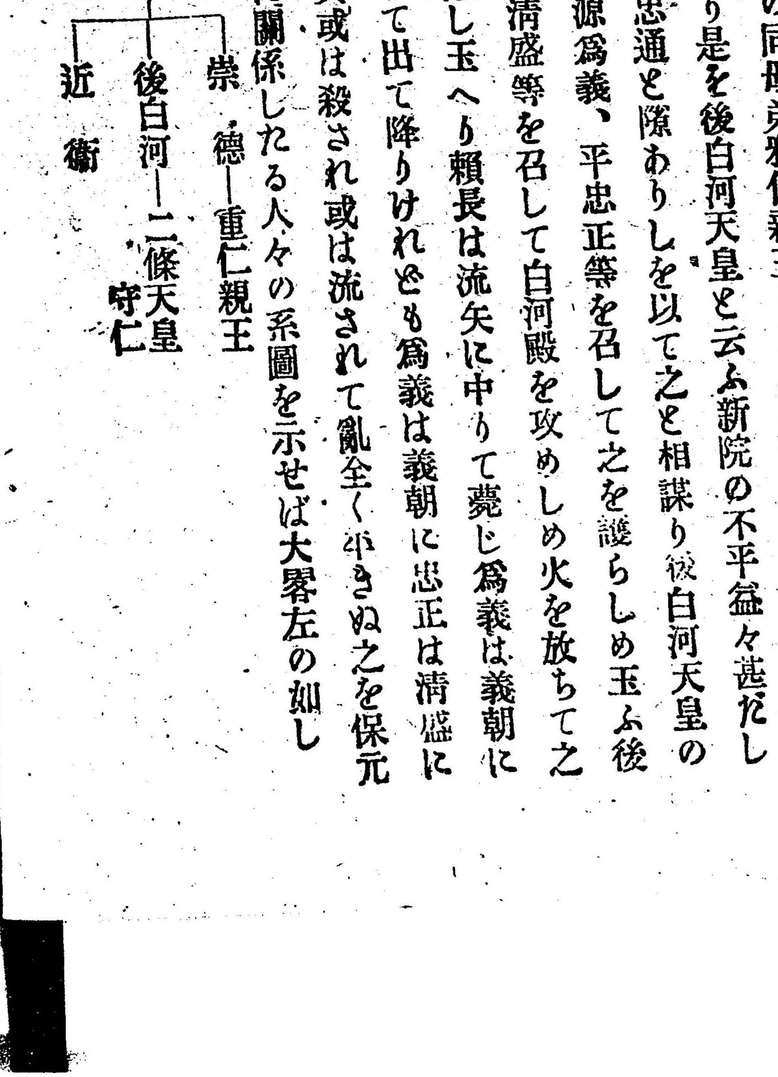

天皇と上皇とは御兄弟にして爲朝は義朝の父、忠正は清盛の叔父、頼長は忠通の弟なり父子兄弟叔姪互に敵味方に分れて相戰ひ終には姪をして叔父を殺さしめ子をして父を殺さしむるに至る倫道の壞亂多く之を言ふに忍びず

問題第五十七　平治の亂を問ふ

後白河天皇在位三年にして位を皇太子に讓り玉ふ之を二條天皇と云ふ上皇院中に在りて政をとり玉ふ上皇の寵臣に藤原信頼と云ふものありて近衛大將たらむことを請ひしに權臣藤原信西（少納言通憲なりま

た上皇の寵臣にして當時頗る權力あり）之を阻み其意を達せしめずよりて信頼深く之を怨みしが源義朝も保元の亂に大功ありしにも係はらず清盛は信西と婚を通じ勢望己れの上に出でしかば心頗る平ならずよりて二人相結托し二條天皇平治元年（紀元二千八百十九年）清盛が其子重盛等と共に熊野に詣て京師にあらざるに乘じ兵を擧げ天皇及び上皇を幽し通憲を殺し信頼自ら大臣大將となり百官の上に座して諸政を專決し義朝を播磨守とす清盛途に於て變を聞き急に京師に歸り窃かに天皇を六波羅の邸に迎へ上皇も亦仁和寺に遁れ給へり由りて重盛等を遣はして信頼義朝を大内に攻めしむ義朝の長子を義平と云ひ惡源太と稱せられ大に勇戰せしかども源氏の軍終に大敗し義朝は東國に走り信頼は捕へて誅せらる之を平治の亂と云ふ義朝は尾張に至りしが家人長田忠致に殺され義平も亦終に捕へられて殺されぬ唯義朝の第三子頼朝は

一旦捕へられしが清盛の繼母池禪尼の請によりて伊豆に流され範頼、今若、乙若、牛若等も死を釋されたり此に至りて源氏の勢全く衰ふ

問題第五十八　平氏の繁榮を記せ

二條天皇崩後六條天皇御年二歳にして即位し後白河院は猶ほ院中にありて政を聽き玉へり然れども平清盛保元平治に功ありしより其威權日に盛にして禁裏に乘りて宮門を出入することを許さる清盛は已の妻の弟建春門院滋子が上皇に寵せられて生み奉れる憲仁親王を以て六條天皇の太子とし次て上皇と議し天皇をして位を皇太子に讓らしめ奉れり之を高倉天皇と云ふ是に於て又其女を高倉天皇の宮に入れ建禮門院と稱す是より清盛は皇室の外戚となりて天下の大權を掌握し一族の朝官に列するもの六十余人采邑三十餘國に跨れりされば大に暴威を振ひ邸を西八條に營み

別荘を攝津福原に興し共に驕奢壯麗を極めたり故に平時忠の如き誇りて平氏に非ざる者には人にして人に非ずと稱するに至れり晩年髮を剃りてより淨海と稱し非常の專橫を極めたり

問題第五十九　平重盛忠孝の事蹟を問ふ

高倉天皇治承元年紀元一千八百三十一年權大納言藤原成親等平氏の專橫を嫉み源行綱、平康頼、僧俊寬西光等と謀りて平氏を滅さむとす然るに行綱は事の成らさらむことを思ひ清盛に內通せしかば事忽ちに露顯し成親は備前に流され西光は殺され康頼・俊寬は鬼界嶋に流されたり清盛所謂らく成親等の事を擧げしは法皇の旨を受けたるものなるべしと卽ち命を下して兵馬を備へ法皇の宮を圍まむとす時に人あり馳せて此有樣を重盛に告ぐ重盛は清盛の第一子にして温厚にして忠誠なり大に驚き急に西八條に赴き清盛に申して曰く世に四恩あり君恩を以て最

も重しとす我一門功勞少きにあらざれども是れ武人として當然の事なり刑部卿（忠盛）の忠勇を以て昇殿を聽され玉ひし時と雖ども世人皆以て異數とせり大人に至りては太政大臣に陞りて位人臣を極め兒の如き不肖のものも大臣大將を辱ふせり豈に重疊の大恩にあらずや今讒人の亂既に平きたるになほ憤を法皇に洩らさむとし玉ふは何事ぞや王事を以て家事を辭し家事を以て王事を辭せざる事書に本文あり重盛は君の御危難を座視すること能はず力を盡くして禁中を守護すべし昔し保元の亂下野守（義朝）朝命によりて父を斬れり當時義朝を以て惡逆無道言ふに忍びざるものと思ひたりしに今重盛義朝と運を同ふせざるべからず嗚呼忠ならむと欲すれば孝ならず孝ならむと欲すれば忠ならず進退茲に窮まれり生きて斯る憂苦を見んは死するに如かずと且つ泣き且つ諫めければ清盛終に其企を思ひ止まり法盛も之を聞て感泣し玉ひけり

と云ふ可惜此人の生時は能く父を諫め務めて君父の間を和げ清盛をして甚たしき悪逆に陥らざらしめしが病により早く薨じ後には清盛をして憚る所なく其悪を逞ふせしめたり

問題第六十　清盛の暴逆を記せ

清盛は人となり放恣豪慢にして非常の専横を極め天下己れを謗るものあらむことを恐れ三百人の童子を売となし赤色の衣を着け洛中洛外に散し苟くも平氏を誹謗するものあれば直ちに之をして六波羅に報せしめ捕へて之を罪に処せり故に途上目して相戒むるに至りしと云ふ重盛早世の後は毫も憚る所なく愈横暴を極め後白河法皇を鳥羽殿に幽し奉り供御を奉ること朝夕唯二回のみ時人呼んで牢の御所と云ふ同時に關白基房以下三十餘人の官職を奪ひて之を流し又山法師（延暦寺僧徒）の亂暴を避けんがため一時都を攝津の福原に遷せる等暴慢不敬言語に

絶ゆたるもの多く後世天下の暴を云ふもの必ず先つ指を清盛に屈す

問題第六十一　源頼政擧兵の始末を記せ

平治の亂後諸源皆衰亡し獨り頼政ありしのみ頼政は頼光の後裔にして源氏の嫡宗なり平治の亂獨り官軍に屬せしかば爾來平氏と并びて朝官に列し三位に叙せられ源三位と稱せられたり亦平氏の專横を憤り千八百四十年治承四年五月後白河法皇の第三子以仁王に説き上は法皇の幽閉を救ひ奉り下は源氏の家聲を擧げむと欲し令旨を源頼朝及び東國の諸源に下せり然るに用意未だ成らずして謀洩れければ急に王を奉じて宇治に陣し平軍と戰ひしが衆寡敵せず子仲綱と共に自殺し王も亦流矢に中りて薨じ玉へり然れども平氏討伐の擧は之が爲めに容易に挫折せず竟ひ起りて終に平氏を斃すに至れり

問題第六十二　源頼朝擧兵の事を記せ（附石橋山并に富士川の戰）

源賴朝は平治の亂後流罪せられて伊豆にあり北條時政の女を娶りしが
以仁王の令旨至りしかば時政と謀り治承四年八月先つ目代平兼隆を山
木に襲ひて之を殺し進みて大庭景親と石橋山に戰ひしが利あらず海路
安房に走り又陸路より西進せしが三浦、千葉、畠山等來國源氏恩顧の
士續々來り屬せしかば其軍大に振ひ淸盛の嫡孫維盛の大將として賴朝
を來討するものに富士川に會し河を夾みて對陣せしが維盛等源氏の盛
威に怖れ水禽の驚起を聞き敵軍の大に襲來せるものとなし狼狽して逃
げ歸れり是より賴朝の威名大に振ひ還りて鎌倉に入り其根據を定めた
り而して途にして弟義經及び範賴來屬し淸盛は後ち幾くもなくして病
みて薨せしかば平氏の勢は之より漸く衰退に歸するに至れり

問題第六十三　源義仲及び諸源擧兵の事を問ふ

義仲は賴朝の從弟にして父を義賢と云ふ幼にして孤となり信濃の木曾

に養はれしを以てまた木曾義仲と稱す常に源氏の衰勢を憤りしが茲に
至りて亦以仁王の令旨を奉し兵を信濃に擧け形勢甚た盛なり此外山本
義經は近江に起り源行家は美濃に起り源義基は河內に起り南都、吉野、
熊野の僧徒等所在蜂起して平氏に抗し西南には河野通淸、緒方維榮、
菊池隆直等兵を擧げ一千八百四十一年養和元年淸盛薨せし後は諸源の
勢力益々强大となり義仲は壽永二年信濃より越後に入り京師に入らむ
と欲して平氏の將維盛、通盛等を越前の礪波山に破り追擊して延曆寺
に據る是に於て法皇は潛かに宮を出でゝ此に幸し玉ひ宗盛は天皇及び
建禮門院を奉し神器を擁して宗族を率ゐ終に西國に出奔せり

問題第六十四　義仲滅亡の顚末を問ふ

平氏一族を擧け西國に出奔せしかば義仲京師に入り旭將軍と稱し勢甚
だ强盛なり時に安德天皇は平氏に擁せられ西海に赴き玉ひしを以て京

師主なし法皇乃ち高倉天皇の二皇子を擇せむとし玉ひしに義仲以仁王の功を述べて御子北陸宮を立てひことを請ふ然るに法皇聽かずして遂に高倉天皇の第四子尊成親王を立て玉へり時に御年四歳之を後鳥羽天皇と云ふ義仲怒りて兵を放ちて四方を抄暴し法皇を法住寺殿に圍みて新天皇及び法皇を遷し奉り公卿の官爵を奪ひ更に西征の詔を奉せず頼朝之を聞き法皇の密勅を奉し弟範頼、義經をして義仲を討たしむ範頼は勢田よりし義經は宇治より道を分ちて進み両軍大に宇治、勢田に戰ひしに義仲の軍遂に利を失し粟津に至り範頼の兵の射殺す所となる佐々木高綱、梶原景季等が宇治川を渡して勇名を擧げしは此時の戰なり

問題第六十五 一の谷の戰を記せ

平氏は京師を落ちるや讃岐屋嶋に行宮を造り次第に四國西國を徇へ京

師を回復せむとせしが義仲が京師に在りて暴横を極め又次きて頼朝と戰ひし隙に乗じ終に山陽、南海、西海の諸國を定め進みて攝津の一ノ谷に城けり城は生田森を以て東門とし一ノ谷を西門となし南は海に瀕し北は山を負ひ要害最も堅固にして兵勢大に振ふ頼朝乃ち法皇の命を奉し範頼、義經をして之を討たしむ範頼は東門に向ひ義經は西門に向ひしが既にして義經俄かに方向を轉じ部將をして西門に向はしめ自ら別に一軍を率ゐて城後鵯越の間道に出で不意に之を襲ひしかば平面三面敵を受け狼狽し忽ちに全敗に歸し諸將皆船を守ひて海に泛び屋島に逃れたり之を一ノ谷の戰と云ふ時に壽永三年なり

問題第六十六 平氏滅亡の事を記せ

平氏は一ノ谷に敗軍し再び屋島に奔りしが義經暴風を冒して之を攻め火を行宮に放つ平軍支ふること能はず乘輿を奉して船に上り檀浦に逃

る義經從ひて之を攻む平氏は九州に奔らんと欲すれども範頼既に豐後にあり勢窮まり一族皆死を決し大に義經と檀浦に戰ひしが平軍大に敗し知盛、敎盛以下皆戰死し宗盛は擒にせられ按察局天皇を抱き劍璽を挾みて海に投し是に至り平氏全く亡ぶ時に紀元一千八百四十五年安德天皇壽永四年なり

問題第六十七 中古時代の風俗は如何

中古の風俗は上古と著しき變更ありて凡て唐風と佛敎との影響を受けたり天智天皇の朝朝廷の禮儀と行路相避くるの禮とを宣べ天武天皇の時跪禮、匍匐の禮を停め更に難波朝廷の立禮を用ひられたり蓋し孝德天皇の時は唐風に倣ひ朝會には立禮を用ひられしと見ゆたり文武天皇の時朝會を榻を用ひ百官跪伏の禮をやめらる然れども民間は依然として舊來の跪禮を用ひ疊の上に座せしなるべし其後朝廷にても立禮は何

時となく跪禮を復し今世の所謂疊出來たり此時代は一般に天下泰平なりしかば漸く風流奢侈の事多く行はれ梅花、蓮葉、萩花、曲水等の游宴行はれ貝合、艷詞合等の歌合も出來樂には神樂、催馬樂、散樂あり歌に今樣、風俗、郢曲等あり此他蹴鞠、打球、圍碁、双六等も盛に行はれたりされば男女交際の如き風俗漸く亂れ遊女等も此時代の末に現はれたりき佛敎盛に行はれ幾分か人心を柔弱ならしめ種々の迷信等も多かりしが天慶以後に於ては時々に戰亂ありしを以て漸く又殘忍酷薄の風も出來せり

問題第六十八 衣服及び結髮の風は如何

衣服は孝德天皇以後唐風を學ひしより貴顯の人は直衣に指貫を穿ち卑賤の人も指貫を穿ち冠を戴けり養老の制によれば貴人には禮服朝服の二種あり文官の服を衣と曰ふ後代の所謂縫腋の衣にて兩腋を縫ひ塞さ

て裙あり武官の服を襖と云ふ闕腋の衣にて両腋を開き置きて襴となし各色によりて上下を分てり襟は養老中までは左衽なりしが此頃に至り右衽に改められしと云ふ髪風は上代には美豆良なりしか冠を被ふるに及びて結髪となり女子は依然乗髪なりしが天武天皇の時唐風に倣ひて結髪の令を出し玉へり併し此結髪の事は容易に普及して行はれざりしが如し但し労働繁きものは初めより往々結髪するの風あり児童は奈良朝頃までは尚は美豆良の風なりしが後には男児には喝食姿、児姿女児には「ウナキ」「ワラハ」等行はれたり化粧には婦人は髪を潤はすに油綿を用ひ面を粧ふには白粉燕脂あり又鉄漿水を以て歯を染むることも及び眉毛を抜き墨を以て眉を畫くことも此代の末より行はれたりと云ふ貴人は他出の時には牛車に乗り市女の如きは笠を戴くか或は被衣を用ゐたり

問題第六十九　家屋及び食物は如何

家屋は文武天皇の時官舎の屋は皆瓦を以て葺くことゝなれり然れども士民の家は京師と雖ども猶は板屋草舎等なりしならん桓武天皇都を平安に遷し玉ふに及び華美を好み玉ひ大極殿以下悉く唐風に倣ひ葺くに碧瓦を以てし壮麗建築の盛なること殆んど極まるこれより其風臣下にも移り第宅次第に宏壮を極むるに至れり藤原道長が京極の第の如き規摸最も高大なりこれより後は舊來の低矮なる建築風を稱して古代造又は昔造と云ふに至れり但し以上は多く公郷等大宮人の家屋なるが民間にありては商賈の家は重に柵を搆へ脇に入口ありて暖簾をかけ軒に塵よけあり板或は席にて之を作れり食物は天武天皇佛法を好み牛馬犬猿の肉を禁し玉ひしより次第に之を用ふること少くなり穀類を以て主とするに至りたり酒は濁酒にして飯は強飯なり未だ醤油を用ふることを

知らず味噌を用ひたり器物は既に陶器、磁器、漆器等其種類多く頗る精巧なるものあり養老令に鰥獨の事見ゆれどもそは舶來品に限りしが如し主として燈油を用ゐたり

問題第七十　冠婚喪祭の事

男子は十五歳にして元服を行ひ女子は十三歳にして裳着を行ふを以て法式とす婚姻は男女の間別に媒妁を藉らず父母の許をも待たず自ら和歌又は文を贈て己の意を通し後ち婚姻を擧ぐ男子は大方家に娶らずして女子の家に通ひ行くこと上代に異ならず此頃に至りては遊女なるものありて歌舞などして客の心を喜ばしむるもの出來之を愛して妻妾となすものもありたり葬喪祭祀に至りては概ね佛式により頗る奢侈を極めたりと云ふ

問題第七十一　戸籍の制を問ふ

紀元一千三百三十年天智天皇九年始めて民籍を編成す是れ我國民籍編成の初にして之を庚午年籍と云ふ後太寶令を布くに及び其制大に備はれり主として唐制を採用せるも多し當時一戸と稱するものは今日の制と異なり一族の宗家及び祖庸調の義務を盡くすべき資格ありて能く其任に耐へ戸主の責に負かざる公民なり故に一家數所に分居して各家長ありと雖ども其宗家の戸主を以て一戸籍とし各分家を以て戸族とす家人奴婢の如きはたとひ一家を有すと雖ども咸く主家の屬庸とす五十戸を以て一里とし里に長を置き戸口、農業、非違、賦役等を族せしめ二十里以下十六里以上を大郡、十二里以上を土郡、八里以上を中郡、四里以上を下郡、二里以上を小郡とす京師は坊を以て之を分ち一坊に長一人四坊に令一人を置く男女の人民を戸籍に登錄するには黄、少、中、丁、老、耆、寡、

殘疾、廢疾。篤疾等年齡、境遇、身体の強弱に隨て之を十一種に分ち次丁、正丁、中男の外公役に服せしめず正丁、中男、次丁ある戸を課戸とし皇親、官戸、奴婢及び正丁、中男、次丁なき戸を不課戶とす五戸を一保とし伍保の長を立て相檢察して保内人民の出入を監督せしむ戸籍は六年一造の制にして三十年間之を保存し遠年に隨て棄却せしむ但し庚午年籍のみは特に無限に傳ふ

問題第七十二　田制及び租調庸の制を問ふ

當時地種の目に水田、陸田、園池、宅地の四あり皆官有なり長さ三十歩廣さ十二歩即ち三百六十歩を以て一段とし畝なく十段を一町とす之を分ちて口分、墾、功、國造、職分、位、賜、神、寺、戒本、放生、公廨、驛公乘、勸學、采女、射、官の十八田とす田種を良、荒、易、空閑の四類とす口分田は人民一班に班給し六年を經て收授す其制六才

以上の男子に二段女子に其三分の二奴に三分の一婢に女の三分の二を與ふ墾田は其開墾したるものに與へ功田は勳功あるもの國造田は國造の祭祀を司るものに職分田は官職あるものに位田は五位以上に賜り特に臣下に賜ふもの神、寺田は神、寺に戒本田は戒律の事に放生田は放生の事に公廨田は國郡の支度に驛田は郵驛の事に與へ公乘田は口分田の餘剩、勸學、采女、射田官田は各其名の如し良田は耕耘すべきもの荒田は荒蕪の地、易田は磽确の地にして隔年或は二三年の後にわらされば使用に適せさるもの空閑田は空閑の地なり宅地は戶毎に園池と共に賜ふものにして各々其宇の示すが如し但し賣買讓與することを禁せり

稅法に付て租は口分田を受け之か穫米より獻る稅にして一段の租二束二把なり調は園池を受る義務にして庸は正丁毎年十日の閒公役に服するの義務なり調は天產人爲所出の物品にて獻じ庸も一日の代役として

布二尺六寸を進つるなり以上三法は時に輕重沿革ありて頗る一ならず今は唯左に太寶令の制定せられたる率を示し之より大凡他を推するとゝせん

太寶租法は大化のものに同じ即ち

水田	穫	米	租	米
一步方五尺	一	升	三勺〇余	

仝庸法

正丁		次丁	
歳役	庸布	歳役	庸布
十日	二丈六尺	十日	二丈六尺
留役加役なり	卅日租調共ニ免ス	留役（仝）	卅日租調共ニ免ス
歳役	庸布	歳役	庸布
五日	一丈三尺	十五日（仝）	十五日（仝）

仝調表

調には正調あり雜物あり副物あり品目に隨て種々の制あれども頗る煩雜なれは今は只正調の中二三種を記して大概を示すに止めん

正調						
品目	正丁	次丁	中男			
絹	長八尺五寸廣二尺二寸	二分一	四分一			
絁	長廣同右	同右	同右	同右	同右	同右
紙	八両	同右	同右	同右	同右	同右
綿	一斤	同右	同右	同右	同右	同右
布	長二丈六尺廣二尺四寸	同右	同右	同右	同右	同右

問題第七十三　兵制を問ふ

兵制に內外の別あり其內兵を五衛、兵衛、衛士府とし外兵に團兵、防人あり後內兵に七衛府あり（左右近衛を加ふ）外兵に鎭守府あり皆兵部省を以て之を統轄す先づ兵部省及び京師內兵の事より見れば全國正丁三分の一を點して常備軍とし以て京師諸國に配置そ其中左右兵衛府の兵は內外官六位以下八位以下の子弟の身材强幹にして弓馬に便なるものを簡ひ宮吏と同樣にして輪番交替あることなし衛門府、左右衛士府の兵は一年交替にして地方軍團の內より上番せしむ地方には軍團あり地方の急變に備ふ軍團に大中小の三等あり軍團中より京師に上りて皇城を宿衛するものを衛士と曰ひ邊防の戍となるものを防人と云ふ鎭守府は陸奧出羽にあり蝦夷鎭壓のために置かれたるものなり今簡要を得んがために兵部省以下兵制組織を表示せは左の如し

兵部省—卿（大輔 大丞 大錄）（少輔 少丞 少錄）史生（兵馬司 造兵司 兵吹司 主船司 主鷹司）正佑 大令史 少令史

五衛府

衛門府
左兵衛府
右兵衛府　督—佐（大尉—大志 少尉—少志）醫師—米田長—兵衛
左衛士府
右衛士府　門部 物部—衛士　衛士

軍團　大軍團は一千人中軍團は六百以上八百人少軍團は四百人を統ふ今は唯大軍團のみを示さん中、小推して知るべし

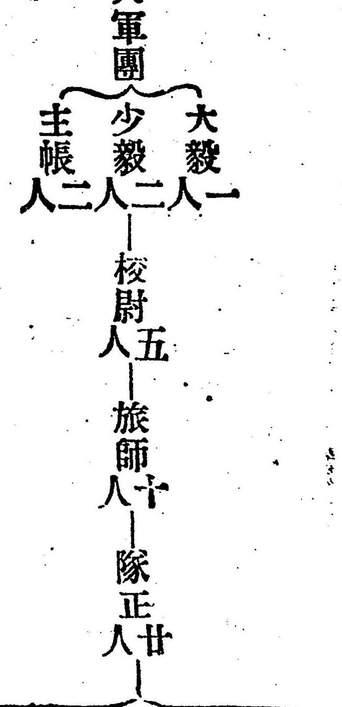

諸國四十里毎に一烽を置き晝夜を分ちて四望を候ひ事あれは烟火を擧けて次烽に報せしむ中葉以後漸く文弱の弊を生し兵士羸弱の者多く徒らに國家の禦兵たるを以て延暦中兵衛を合せて之を廢し更に健兒を置く是れ即ち後世の所謂武士の起源なり

問題第七十四 刑法及ひ訴訟手續を問ふ

律に十二綱あり其内名例、職制等の律を分ちて正刑贖刑とす正刑は笞杖、徒、流、死にして贖は官當、免所居官、免官、除名、議、請、

減、贖等なり上に刑部省ありて全國の司法を統轄し次に左右京職ありて兩京の聽訟斷獄を司り攝津職は攝津一圓太宰府は九州二島、國司は一國郡領は一郡の聽訟斷獄を司とる此外に治部省ありて譜第の爭訟を司とり彈正臺ありて内外官吏の非法を案檢す左に其一覽表を示さん即ち

- 太政官
  - 諸司—治部、彈正、兵衛、衛門
  - 刑部省
    - 京職（左、右京）
    - 攝津職（攝津一圓）
    - 諸國（諸國中攝津と西海道を除く）
  - 太宰府
    - 九州二島（壹岐、對馬）

而して又諸職の管理する所の權限同しからず即ち左の如し

- 上奏
- 刑部決行（同下）
  - 申官（同下）
    - 諸司決行（笞杖）
    - 送省（同下）
  - 國司決行（杖）
    - 送省（徒以上）
- 決行
  - 郡司決行（笞）
  - 送國（杖以上）

即ち笞罪に處すべき罪人は刑部省其他の諸司太宰府以下郡領各々之を決行し杖罪八郡司は之を決すること能はす國司に送り國司以上にありては之を決することを得流罪以上は逐治經由して遂に太政官に申牒し上奏を經て後初めて之を決行す又訴訟の手續は左の如し

上表—太政官 刑部省 京職
辨官局 諸國 攝津職—郡
太宰府—國—郡

問題第七十五 美術は如何

上古の半より三韓の畫法我國に來りしが此時代隋唐と交通して其文明を輸入するに及び其畫法も入來して三韓の畫法と并び行はれ母青の技益々盛なり即ち倭畫部惠尊、同音擣、押勝等皆奈良朝以前に於て有名の畫家たり平城天皇の時に至り百濟河成ころ最も畫を善くし是より我國の畫法一層の進歩をなし淸和、陽成、光孝、宇多、醍醐の五朝に亘り

勢金岡あり次て飛鳥部常則あり覺猷は鳥羽僧正と稱し所謂鳥羽畫の祖たり此外皇族大臣僧侶等に名手頗る多く實に一時の盛を極めたり而して欽明天皇以後佛敎頗る盛なりしかば佛畫最も多く行はれ諸種の畫は之に伴ふて其發達をなせるものなり故に我國の繪畫は佛法に伴はれて發達し隨て當時古畫の名作は佛畫に於て最も多しとす

第四章 近古（鎌倉幕府創立より豐臣氏の終りまで）

問題第一 鎌倉幕府の創立を問ふ

紀元一千八百四十年治承四年九月源賴朝安房を發し翌月鎌倉に入る鎌倉は實に源氏に舊緣あるのみならず關東要害の地なりしかば賴朝は邸を大倉鄕に築き十二月之に移り大江廣元等の議を用ひて政令を施行し公文所を置きて政務を掌らしめ大江廣元を以て其別當とし問注所を置きて訴訟を司どらしめ三善康信を以て其執事とし又侍所を置きて軍事

を統轄せしめ和田義盛を以て其別當とせり是に於て鎌倉幕府の組織なり頼朝は之より次第に天下の政權を得るに至れり此幕府職制は之を太寶等のものに比すれば甚だ單純簡略なるものなれども政令には毫も遲滯なく却て非常に便利なりき

問題第二　義經の滅亡及び頼朝の奥羽征伐の事を記せ

義經は頼朝の異母弟なり武勇衆に秀て最も軍畧に長じ義仲及び平氏を滅ぼすに當りて大功ありしかば後白河法皇の信任を蒙り朝官に任せられたり然るに頼朝は兼ねて義經の功を忌み曾て西海に在りしとき節度に從はざりし事及び頼朝に辭せずして朝官に列せられしより益々之を嫉み且つ梶原景時之を讒せしかば密に土佐坊昌信を京師に遣はして義經を殺さむとせり義經先つ之を悟り却りて昌俊を殺し當時頼朝の叔父行家か頼朝を怨むことありしを以て之と相謀り法皇に迫りて頼朝を討

するの宣旨を請ふ頼朝之を聞き大に怒り親ら兵を將ゐて黄瀬川に至る義經行家之を聞き鎮西に走らむとせしが大物浦に至り暴風に遭ひて相失し義經は吉野に隱れ後ち陸奥に赴きて秀衡による行家は和泉に漂着せしが捕へられて斬らる頼朝はかねて奥羽を平けむとするの意ありしが曾々秀衡死したるを以て其子泰衡を誘ひて義經を圖らしむ義經遂に衣川柵に自殺す是に於て頼朝は直ちに泰衡の忘命を責めて又之を討大軍を以て之に臨み悉く奥羽を平けたり

問題第三　兵權の鎌倉に歸せし次第を問ふ

初め義經の京師を逃るゝや姑く其蹤跡を得ず且つ平氏の餘黨尚ほ各地に出沒せしかば頼朝は大江廣元の議を用ひて北條時政を京師に遣はし「亂人を追捕せむこと容易にあらず各地に兵を差向くる時は勞多くして功少からむ故に諸國に守護を置き莊園に地頭を置き之をして所在に

亂人を追捕せしめば事簡にして天下自ら定らむ」と奏し又兵粮として天下に段毎に米五斗を出さしめむと奏し皆許さる是に於て頼朝は己が家人を以て守護地頭に任じ自ら之を統べて日本六十六國總追捕使總地頭と稱せり是より守護地頭大に其威を振ひ國司領家は次第に勢を失す次て又奏請して朝廷に奏議官十人を置き皆已に善きものを以て之に任じ其奏請する所は是輩をして議定せしめ且つ朝廷の大事は必ず鎌倉と議して後施行せしむることゝせり是れ實に幕府の基礎鞏ひ天下の大權悉く頼朝の掌握に歸したる所以なり時に紀元一千八百四十五年なり

問題第四　源氏滅亡の次第を問ふ

頼朝は伊豆の一流人より崛起して征夷大將軍となり我國未曾有の覇業を成して天下の大權を得しものの是れ其父祖積威の致す所なりと雖ども又頼朝自身不世出の才畧あるにあらざれば安んぞ能く然るを得んや惜

むべし性猜疑の念深く義經を殺し來て範頼をも殺ろしゝかば頼朝薨し其子頼家職を襲くに及び外戚北條時政等父子のために弑せられ弟實朝暫く職にありしも亦北條氏の計により僧公暁のために殺され源氏の系統全く絶ゆたり今其次第を略叙せむに義經既に死したれども範頼は恭順にして暫く禍を免れたりしが頼朝富士野に狩せしとき曾我祐成、時致等工藤祐經を討ちて父の仇を報じ終に頼朝の陣營に亂入せしかば此事鎌倉に訛傳せられ頼朝の夫人政子之を聞きて大に悲みしを範頼慰めて「範頼あれば憂ふ玉ふ勿れ」と云ひしを以て頼朝之を聞き大に其意を疑ひ遂に範頼を伊豆の修禪寺より幽して之を殺しけり是に於て源氏の宗族自ら弱し頼朝薨じ頼朝の職を襲ぐや時政父子頼朝の未亡人と謀り頼朝の遺命なりとて頼家を廢し天下を両分して頼家の長子一幡と弟千幡とに與へんとす頼家大に怒り外舅北條氏を伐たんとせ

しが却りて北條氏のために修禪寺に幽せられ一幡能員は殺され次で己
も亦殺され弟千幡職を襲けり之を實朝とす實朝は資性温雅にして頗る
衆心を得しが一千八百七十九年承久元年右大臣拜賀の禮を鶴岡祠に行
ふに方り賴家の子公曉のために弑せられしかば源氏の系統茲に至り全
く絶滅せり而して其陰謀は皆時政父子によりて畫せられたるものなり
しと云ふ

問題第五　北條時政の北條に幽せられし所以及び政子の人となりを問ふ

賴家死し一幡も亦死せしを以て政子、時政等と議し賴家の弟千幡を立て
て征夷大將軍とす實朝是なり時に時政の後妻牧氏陰に時政に勸めて實
朝を殺し女婿平賀朝雅を立てんとす政子之を聞き大に驚き元久二年實
朝を時政の子義時の第に遷し時政夫妻を伊豆北條に幽し義時を以て執
權とす政子は時政の女にして賴朝の未亡人なり聰慧にして智略あり賴

朝の死後尼となりて政を執りしかば世に之を尼將軍と稱せり實に一世
の女丈夫なり然れども北條氏の己れと親緣なるを以て之を信せしこと
深きに過ぎ爲めに其奸策をも看破すること能はずして遂に源氏を亡ぼ
すに至れり

問題第六　北條氏か權を得るに至りたる次第を記せ及び其畧系を問
ふ

北條氏は平貞盛より出て世々伊豆の北條に居りしが時政に至り其女政
子を賴朝に妻せ之を助けて兵を擧し遂に天下を平定せりされば其功
大なるとゝもに權勢も從て諸將の上にあり賴朝薨するに及び益々其威
を增し義時に至りて遂に源氏を滅ぼせり然れども北條氏は天下に覇た
るべき名門にあらず故に自ら將軍とならず京師より藤原賴經を迎へて
將軍とす賴經は僅に年二歲なり北條氏は之を戴き己れ執權となりて天

下の實權を握れり執權は元治元年始めて時政の任せられし職にして執
政長官の義なり是より北條氏九代此職を襲ひ將軍は唯名のみにして毫
も實權あることなし今左に北條氏の略系を示さん

平貞盛―維將……時政―(一)
- (二)義時―(三)泰時―時氏―(四)經時
- (五)時賴
- 時房―重時
- 政子

(六)時宗―(七)貞時―(九)高時―時行
- (八)宗政―師時

問題第七　承久の亂を記せ

後鳥羽天皇の後土御門、順德、仲恭三天皇相次きて位に卽き玉ひしが

此間後鳥羽上皇院中に在りて政を執り常に鎌倉の專橫を惡み窃かに御
恢復の御志あり諸國の武士を召して刀劍を鍛へしめ密かに謀る所あり時に會々實朝
き院中に名工を召して北面に備へ又更に西面の武士を置
弑に遇ひて源氏の正統絶ゆしかば上皇思ひ玉ふ樣政權朝廷に復歸すべ
しと然るに義時更に賴經を擧し號令すること舊の如く且つ義時專橫に
して再三上皇の命に逆ひしかば上皇大に憤り紀元一千八百八十一年承
久三年名を流鏑馬に假りて近畿の兵を集め玉へり義時乃ち政子等と謀
り義時の弟時房子泰時、朝時等をして大兵を率ゐて西上せしむ官軍之
を諸道に拒きしかども皆敗れ泰時等長驅して直に京師に入り亂に與み
せし公卿を殺し更に義時の命に從ひ後鳥羽上皇を隱岐に土御門上皇を
土佐に順德天皇を佐渡に遷し奉り仲恭天皇も亦廢せられて後堀河天皇
立ち玉へり之を承久の亂と云ふ實に古今になき大變にして後世皆其暴

を聽さざるものなし

問題第八　兩六波羅の創立及び其深意如何

承久の亂後泰時、時房留まりて京畿を鎭し南北兩六波羅を置き泰時は北方に居り時房は南方に居る之を兩六波羅探題と云ふ之れ其名は京師の護衛にあれども其實は之を以て暗に朝廷に備へしなり

問題第九　泰時、時賴の治績を問ふ

北條氏九代の中時政義時の頃は未た創業の時代にして唯陰謀狡智以て源氏を滅ぼすことにのみ力めしが泰時に至り賢明にして仁慈の心深く公平の政を行ひて人民を愛撫し節儉を行ひ以て下に臨み式目五十一條を定めて宗敎、行政、司法及び典禮のことを規定せり貞永式目これなり曾て京師に在り槇尾の僧高辨に治道の要を問へることあり在職十八年にして風化大に行はれ卒するに及び上下皆之を愛惜せり時賴は經時

に次て執權となりしが泰時の風を受け最も力を政事に用ひ青戸藤綱の如き名士を擧げ訟獄を平かにし退隱の後は自ら諸國を行脚し官吏の正邪を察し民の疾苦を問ひ頗る善政ありしかば人心大に歸服せり

問題第十　鎌倉武士の氣風を問ふ

東國の武人は早くより勇烈の名あり常に「額に矢は立つとも背には矢は立てじ」と揚言せりされば義を重んじ恥を知り卑怯未練の行なきを以て武士の本分とし戰場に赴くや父死すれども子引かず子討たるれども親退かず死骸を乘り越ゆ生死知らずに戰ふと稱せらるゝ故に鎌倉開府以後武人の天下となりてより尙武の氣風益盛にして漸く武士道なるもの生し犬追物、笠掛、流鏑馬、相撲、水練、游獵等流行し皆日本無双の勇士を以て自ら居れり當時の言に關八州は以て天下に敵すべく又鎌倉一府は以て八州に敵すべしと曰へり以て當時鎌倉武士が氣風壯烈

なりし狀を想ふべし

問題第十一　京都公卿の有樣は如何

京都の公鄕は極めて文弱にして徒らに歌を詠じ鞠を蹴て遊びけるが一般に博覽を戒めて文藝に耽り後鳥羽上皇の頃より後は殊に詞藻辭令を競ひて優柔に陷りしかば公卿間々婦人にまで侮られしと云ふ鎌倉武士の氣風と對照して一時の風尙を觀同時に政權東移武人か威を振ひし所以を想ふべし

問題第十二　元寇の始末を記せ

元はもと支那北部蒙古の地に起り早くより廣大の土地と强勇の兵士とを有しけるが其主忽必烈に至り宋の衰へたるに乘じて之を滅ぼし其附近の諸國をも擊ち從ひ更に餘威を以て我が國に迫れるなり卽ち紀元一千九百二十八年元主高麗王をして使を我國に送り通商を求めしむ時に

龜山天皇位に在り鎌倉執權北條時宗に下して之を議せしめ玉ひしが時宗其書辭の不遜なるを以て答書を與へず其使を追ひ返せり其後元使復た使を遣はすこと數回に及びしも皆之を斥けしかば元主大に怒り後宇多天皇の文永十一年紀元一千九百三十四年兵三万を遣はして對馬、壹岐を掠め進みて筑前に迫る太宰府の兵擊ちて其賊將を殺せり然るに次て元又使を遣はして愈迫好を迫りしかば時宗益々其無禮を怒り使を相摸の龍の口に斬り北條實政を九州の探題に任じ防備を嚴にせりされば元主も終に意を決し千九百四十一年に至り其大將范文虎等をして胡、韓の兵十万を率ゐて來寇せしむ賊艦海を覆ひ其勢甚た猖獗なり我兵之を壹岐、對馬に拒ぎしも利あらず退ひて太宰府に會し水城を修築して防戰す而して我軍屢々敗る龜山上皇之を憂ひ親ら伊勢太廟及ひ石清水に祈り身を以て國難に代らむとし玉ふ我將士之を聞きて大に奮ふ此時

敵は鋒を轉じて本州を衝かんとせしが俄かに暴風起り虜艦覆沒するもの數を知らず我が軍之に乘じ奮擊し殆んど之を塵殺し彼兵生きて還りしもの僅に三人なりきと云ふ時に弘安四年なりしかばまた之を弘安の役とも云ふ是より元人恐れて復た我が邊境を伺はず

問題第十三　兩統更立の事を記せ

承久の亂に官軍敗れたりと雖ども歴世北條氏の逆を忘れ玉はす常に政權恢復の御志あり後嵯峨天皇の後其二皇子後深草、龜山の二天皇相繼きて卽位し玉ひしが後嵯峨上皇は龜山天皇の英氣あるを愛し玉ひ遺詔して永く大統を其御子孫に傳へしめ後深草天皇には多くの莊園を與へ玉ひけり然るに龜山天皇の皇子後宇多天皇卽位し玉ふに及び後深草上皇は我が皇子が皇統を承くることを能はざるを悲しみ旨を時の執權貞時に諭し後宇多天皇の次に上皇の皇子伏見天皇を立てしめ玉ひ加之伏見天皇の次に天皇の皇子後伏見天皇立ち玉ひしかば後宇多上皇は北條氏が後嵯峨上皇の遺詔に違ふを責め玉ふ是に於て執權貞時終に兩統更立の議を立て十年毎に代る〳〵大統をかけ玉ふ龜山天皇の御子孫を大覺寺統と云ひ後深草天皇の御子孫を持明院統と云ふ今其御系統を表示すれば左の如し

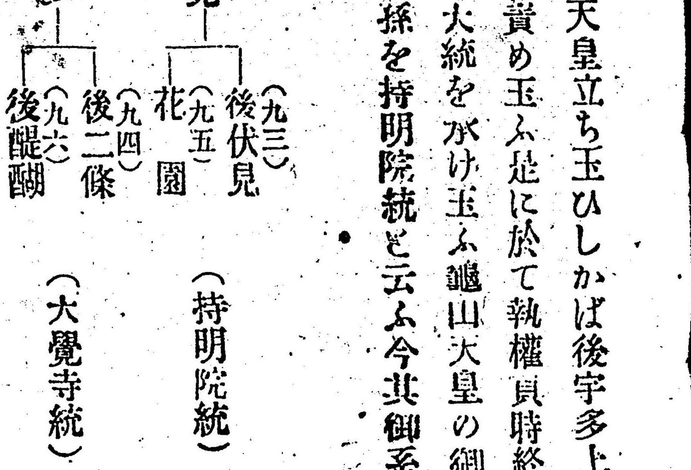

問題第十四　五攝家分立の次第を記せ

初め賴朝の賜藤原氏の攝家を近衛、九條二家に分ち交も攝政たらしめ

其權力を分ちしかば攝家も以來漸く鎌倉に依賴して其地位を保たむとするの勢となれり然るに時賴に至り更に臨司、二條、一條の三家を生じ貞時に及び遂に朝廷に奏し五家交る〳〵攝關たるの議を定め以て自ら北條氏に依賴する事となさしめたり之れ兩統の更立と共に北條氏が皇室の權力を殺ぎ大に制御し易き樣になしたるものあり五攝家の略系を示せば左の如し

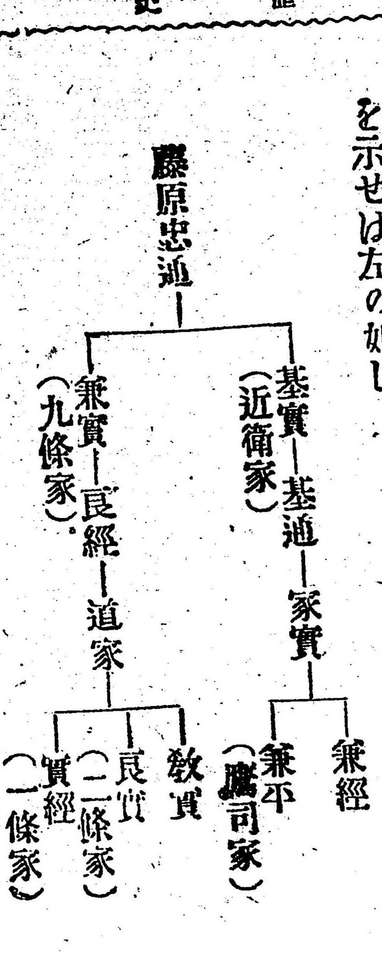

問題第十五　元弘の亂を記せ

北條氏累代の政策は能く天下を治めたりしが貞時の子高時執權となるに及び放逸暴戾にして政治を怠めす漸く天下の人心を失ひければ第九十六代後醍醐天皇承久以來の御遺志をなすべき時機來れるを見皇子護良親王、藤原資朝及び俊基等と謀り土岐賴兼、多治見國長等の武士を誘ひて事を擧けむとし玉ひしか謀泄れて資朝、俊基等捕はれたり天皇乃ち誓書を高時に賜ひて一旦之を解き玉へり然れとも天皇の御志益々堅く皇子護良親王を天台の座主とし以て僧徒の心を結ばしめ玉ふ親王依りて大塔宮と稱す高時之を覺り天皇及び親王を流し奉らむとす天皇即ち護良の計により笠置に潛幸し大納言藤原師賢をして天皇と稱し延曆寺に赴かしめ玉ふよりて賊兵來りて之を攻めしが已にして謀露はれしにより賊兵轉じて笠置を犯し之を陷れ天皇を途に要して京師に幽し

次て隱岐に遷し奉り後伏見上皇の皇子光嚴天皇を位に即け奉れり然れども三種の神器は猶は後醍醐天皇奉安し玉へり時に元弘二年紀元一千九百九十二年なり此時に兒嶋高德大皇の隱岐に遷され玉ふを途中に要し車駕を奪はむとせしが成らす美作の院莊の行在所に潛行し櫻樹を白げて

天莫空勾踐。時非無范蠡。

と題し天皇に天下猶は勤王の士あることを悟らしめ奉れることは普く人口に噲炙する所なり

問題第十六 建武中興勤王諸將の名と其所在の土地を問ふ

先つ楠木正成は河內より召に出し河內國赤城、金剛山等に據りて義旗を擧け赤松則村は播磨により土居通增、得能通綱は伊豫に菊池武時は九州に結城宗廣は陸奥に名和長年は伯耆に起り足利尊氏は西上の途に

歸順し新田義貞は上野に義兵を擧げ進みて鎌倉を亡ぼせり此他所在顯る多し

問題第十七 北條氏滅亡の始末を記せ

北條高時は天皇を隱岐に遷し奉り一旦危急を定めしかども楠木正成復た兵を起して赤坂城を取り和泉河內を徇へ六波羅の兵を破り金剛山の千早城に據り護良親王は吉野に據り赤松則村は護良親王の令旨を奉して播磨に起り遂に吉野千早に應し土居、得能の族は四國に起りしかば高時大に驚き大兵を發して吉野、赤城、金剛山の三城を攻めしめ吉野赤坂は直ちに陷りしも金剛山は堅くして拔けず東軍の數八十万悉く之に蝟集すれども僅に長圍を築きて持久の計をなすのみ是より勤王の士競ひて四方に起り天皇は遂に一千九百九十三年元弘三年隱岐より伯耆に逃れ名和長年により船上山を以て行宮とし賊を討するの詔を發し玉

へり是に於て足利尊氏は北條氏に叛き赤松則村と共に六波羅を亡ぼし新田義貞は護良親王の令を奉じて兵を上野に擧げ進んで鎌倉に入り之を陷れ高時其一族と共に自殺す是に於て北條氏亡ぶ時に元弘三年五月なり鎌倉幕府は源頼朝以來凡そ百七十余年北條氏は九代にして亡びたり

問題第十八 源氏以後鎌倉將軍の名と出自を記せ

今簡明ならしめむがために之を表示すれば左の如し

九條道家
- (一)藤原頼經—(二)頼嗣
- 後深草天皇
  - (五)久明親王—(六)守邦親王
  - (三)宗尊親王—(四)惟康親王

後嵯峨天皇

問題第十九 建武中興及び其不成の理由を記せ

元弘三年五月鎌倉六波羅共に亡びしかば後醍醐天皇は伯耆より還御し先つ高時の立て奉れる光嚴天皇を廢し攝關を置かずして親ら萬機を裁し護良親王を征夷大將軍に任じ又義良親王をして奥羽を鎭せしめ北畠顯家を副へ成良親王をして關東の管領とし足利直義を副へ翌年紀元一千九百九十四年年號を建武と改め足利尊氏を參議に任じ武者所を置き新田義貞を其頭人とし楠木正成、名和長年等以下の功臣を封じ諸國の守護とし天下の政權再び朝廷より歸し恢復の業漸くなれり之を建武の中興と曰ひ一時皇威振興の氣運に向へり然れども朝廷は專ら權勢を收めて武人を抑へむとし武人は己の功によりて朝廷を脅かせり故に恩賞周からずして偏頗の政多く訴訟繁く起りて所領の爭常に絶へず且つ朝廷は頻に土木を起して國用の窮乏を致し爲めに頗る人心を失し中興の

業僅に成り不平喧騒の裡に天下また武門政事を思ふに至れり

問題第二十 足利尊氏の反を記せ

足利尊氏の官軍に歸順せしはもと眞の忠義心より出でしにあらず風雲に乘して天下に雄飛せんがためなり故に天皇の寵姫藤原の廉子に結び恩寵を固くし又巧みに天下武人の心を收攬し窃に時機の至るをまてり是に於て護良親王之を察し密に兵を徴し玉ひしかば尊氏却て廉子と共に親王を譖し誣ふるに謀反を以てし天皇は之を信し親王を鎌倉に流し直義をして之を監せしめ玉へり又元弘の功臣中足利氏と新田氏は共に同族に出て功業威望共に他將の上にありしが尊氏己の慾を逞ふするには先づ義貞を除かざるべからず故に両氏漸く不和を生せり時に故北條高時の遺子時行兵を起して鎌倉を襲ひ直義敗走せしかば尊氏は時至れるを察し東征の允許を請ひ又征夷大將軍關東管領たらむことを請ふ天

皇聽し玉はず尊氏乃ち詔を待たずして京師を發し時行の兵を破りて鎌倉に入り自ら征夷大將軍關東管領と稱し義貞を除くを名とし遂に朝廷に反せり天皇之を聽き大に震怒し義貞に節刀を賜ひ之を討たしめ玉ひ義貞連勝して鎌倉に向て進みしが相摸の竹の下に戰ひ敗軍す京師に歸りたり時に一千九百九十五年建武二年なり是に於て兼ねて朝廷に不平を抱ける武士等所在より蜂起して賊軍に應し翌延元元年官軍一旦大勝して尊氏をして西國に奔らしめしも時勢遂に皇軍に利なく次て尊氏九州の兵を率ゐて東上し水陸數十万官軍を兵庫に破り京師に入るに及び天皇は再び叡山に幸し玉ひ諸將多く討死を遂げたり

問題第二十一 楠木正成の忠節を記せ

正成は楠氏に出で幼名を多門丸と云ふ元弘中後醍醐天皇北條氏を圍りて笠置に幸し給ふや召に應して行在所に至り討賊の命を奉し赤坂、千

早の両城に據り大に賊軍を惱まし四方勤王の士氣を起さしめ遂に建武中興の大業を擧けたり當時の識者皆正成を推して首功となす然るに天皇准后の內奏によりて僅に撿非違使河內守に拜せしのみ足利新田の後に在り延元元年尊氏が大擧西上するや義貞と共に謀を定め大に之を破り九州に奔らしめたりしが同年尊氏が再び大擧して東上するや奇策を獻し賊軍を鑿にするの謀をなせしも用ひられず終に意を決して兵庫に至り縱橫奮戰し族黨七十余人と共に花々しき忠死をとげたりき年四十三天皇大に追悼し正三位左近衛中將を贈り給ふ後に水戶の德川光圀碑を湊川に建て、其忠節を表し『嗚呼忠臣楠子之墓』と題せられしが明治五年に至り詔して湊川神社を建て別格官幣社に列し給へり

問題第二十二　南北朝分立の次第を記せ

延元元年尊氏西奔の時赤松則村の勸めに從ひ窃に使を遣はし光嚴上皇の院宣を請ひ東上の際嚴嶋に至りて之を得たりければ直ちに諸軍をして錦旗を翻さしめたり後ち京師に入るに及び上皇の御子豐仁親王を奉し後光明天皇となし、が神器なきを以て伴りて降を後醍醐天皇に請ふ天皇も亦伴はりて之を許し陰に義貞をして皇太子恒良親王と皇子尊良親王を奉じて北陸を定めしめ京師に還り給ひけるに尊氏は天皇を花山院に幽し神器を新帝に傳へ給はんことを强請す天皇僞器を授け幾程もなくして竊かに遁れて吉野に幸し給ふ是に於て楠木正行等兵を率ゐて行在を護り奉る是より吉野を南朝と稱し京師を北朝と稱し兩朝交戰すること殆んど六十年に及べり今左に兩朝天皇の畧御世系を擧げむ

（九三）後伏見
- （イ）光嚴
  - （ホ）後圓融
    - 後小松
  - （ニ）後光嚴
    - （ハ）崇光
- （ロ）光明

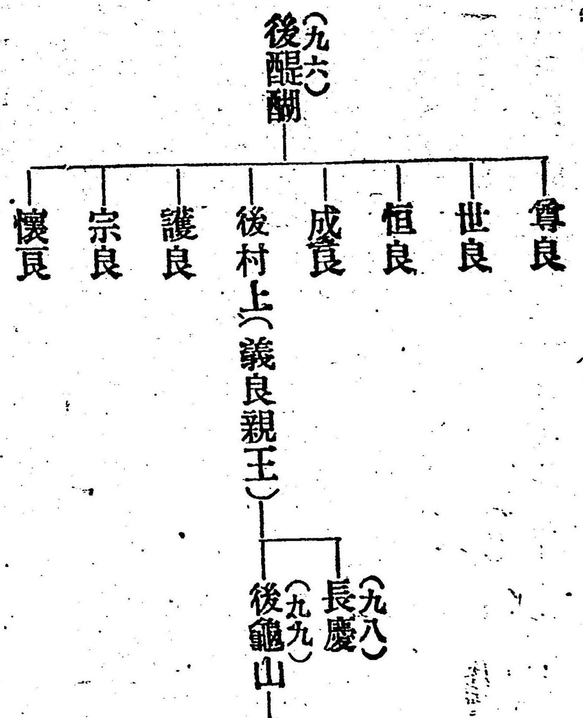

問題第二十三　新田義貞の忠節を問ふ

義貞は上野の人源義家の裔なり初め北條氏に從ひしが元弘の亂勤王の志を起し護良親王の令旨を奉し兵を上野に擧げ進んで鎌倉を亡ぼし功

を以て左馬助に任せられ上野播磨の守護となり武者所の長を兼ねしが尊氏常に之を忌み建武二年東國にあり之を讒せしも天皇信じ給はず氏叛するに及びて官軍の大將となり屢寡兵を以て尊氏の大軍を破り延元元年十月後醍醐天皇の御懇勅を蒙り太子及び皇子を奉して北陸に赴き拮掘經營頗る忠戰を勵み四方勤王の士ために稍振ふに至りしが賊將足利高經を足羽城に攻め流矢に中りて戰死せり時に延元二年年三十八歳なりき其一族子弟永く官軍に屬し忠戰を勵みしかば南朝は楠木と共に常に之に依賴し給へり後世義貞の忠死を悼み祠を立つ藤島神社是なり明治に至り別格官幣社に列せらる

問題第二十四　北畠親房の忠節を記せ

親房は村上源氏にして具平親王の後裔なり文武に長じ將相の才あり元弘以來後醍醐天皇の謀に參し大に盡す所ありしが中興の業壞れしより

以來勤王益々加はり常に東西に奔走し結城宗廣等と共に義良親王を奉して陸奥を經略せむとし常陸に漂着し小田城、關城を守り屢々賊軍と戰ひ拮据經營殆んと盡さざる所なかりしが皇軍始終利あらず遂に吉野に歸り是より東北も賊有となりぬ親房博學にして深く皇威の衰廢せるを嘆き戎馬の間に在りて神皇正統記を著はし皇統正閏の由來を明かにし大義名分を正し又職原抄を著はして南朝の諮詢に答へ奉りたり實に當時の忠臣にして辛酸憂苦を忍び百折千挫にも屈せず忠勤始終渝ることなき此人の如きは古今稀に見る所なり

問題第二十五　楠木正行の忠孝を記せ

正行は正成の子なり初め正成湊川に赴くとき正行を櫻井驛に招き懇ろに教訓し勤王の忠節を盡くすべき事を以てせしが已にして正成死するに及正行之を見て自殺せむとせしかば其母驚き之を諫め敎ふるに勤王

の大義を以てし父正成の遺訓をつぐべきことを以てす之より正行常に討賊の事を以て念となし聖慮を安んじ奉らむことを期し長するに及ひ一族和田正朝と屢々兵を挙ねて吉野の行在を衛りしかば所在ために安かりき是時に至り天下大抵賊軍に與し官軍の形勢日に非なり正行乃ち金剛山に據り兵を攝津に出し勇戰して屢々賊軍を破り進みて京師に迫らむとし其威大に振ひより尊氏大に恐れ高師直を遣はし大兵を率ねて來り擊たしむ正行乃ち決戰せむと欲し行在に參りて天顏を拜し先天皇の御廟所に詣て一族百四十三人と共に姓名及び

かへらじとかねて思へば梓弓なきかずにいる名をぞとゞむる

と云ふ和歌を書き遺し四條畷に於て賊軍と會戰し勇往奮進殆んど師直を獲むとせしが能はず全身數十創を蒙り終に弟正時と共に自殺せり時に年二十二其忠孝は千歳に傳へて人々感稱せざるものなし是後官軍の

形勢益々衰ひ天皇は吉野を出で穴生に幸し僅に近傍を保ち給ふに至れり

問題第二十六　南北兩朝合一の次第を記せ

南朝に於ては後村上天皇の後も長慶、後龜山兩天皇次て位に即き給ひ北朝にては後光嚴天皇の後後圓融、後小松相次て立ち給へり足利尊氏は二千十八年正平十三年を以て卒し子義詮職を襲きしも終始內訌絕ざりしを以て南朝は微弱を極むれとも猶は一方に割據し給へたり然るに正平二十二年義詮卒し子義滿繼きて英資あり細川賴之を輔佐し足利氏の勢頗る强盛となり南朝は僅に吉野一鄉を有ち玉ふのみ足利氏の威能く行はれしかば義滿は大內義弘を吉野に遣はし兩朝の和睦を請はしむ是に於て後龜山天皇之を許し終に還幸の儀を以て京師に還り父子の禮を以て神器を後小松天皇に授け玉へり此に於て久しく對立せし兩朝も漸く合一し人民皆其堵に安んずることを得たり時に紀元二千〇五十二年正中九年なり

問題第二十七　足利義滿の治績を問ふ

初め足利氏は逆を以て起りしかば將士の己に服せざらむことを恐れ勉めて寬大の政策をとりしかば其將士皆驕慢にして叛服常なく君臣父子兄弟互に干戈を交ふる事少からざりしが義滿に至り豪邁にして智略あり强臣山名氏淸、大內義弘を滅し武威大に擧り諸將悉く畏服せり是に於て大に驕奢を極め室町に花御所を營み北山に金閣寺を造り其出入儀衛の如き凡て之を上皇に擬し朝廷の公卿を見ること己の家人の如く日々游宴歌舞を事とし使を明に通じ日本國王の號を受くるに至れり故に後人皆其失態を惡めり然れども足利氏の制度は多く義滿の時に定まり斯波、細川、畠山の三氏を以て管領となし名づけて三職といひ山名、一

色、赤松、大内、京極其他を國持衆と稱し或は侍所司となり或は評定衆となるべき資格を與へ幕府の政務は將軍自ら管領、評定衆と議して之を行へり評定衆の員數二十四人あり此他又三十六人の奉行ありて各々政務を分掌する事となせり當時幕臣には細川賴之、斯波義將、今川貞世の如き賢良の士あり足利時代極盛の期と稱せらる

問題第二十八 足利將軍の略系を記せ

足利氏の畧系を左の如し

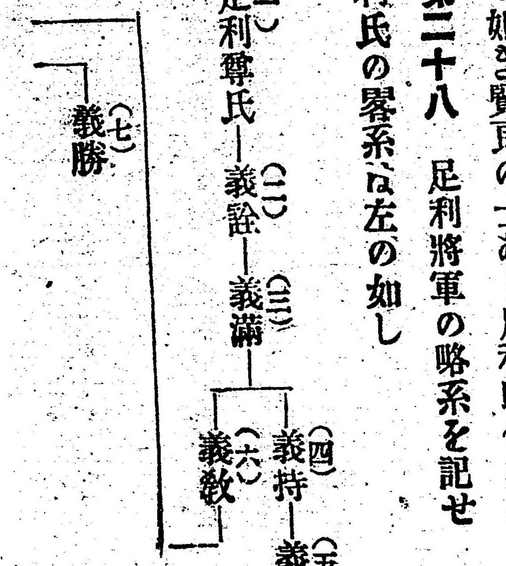

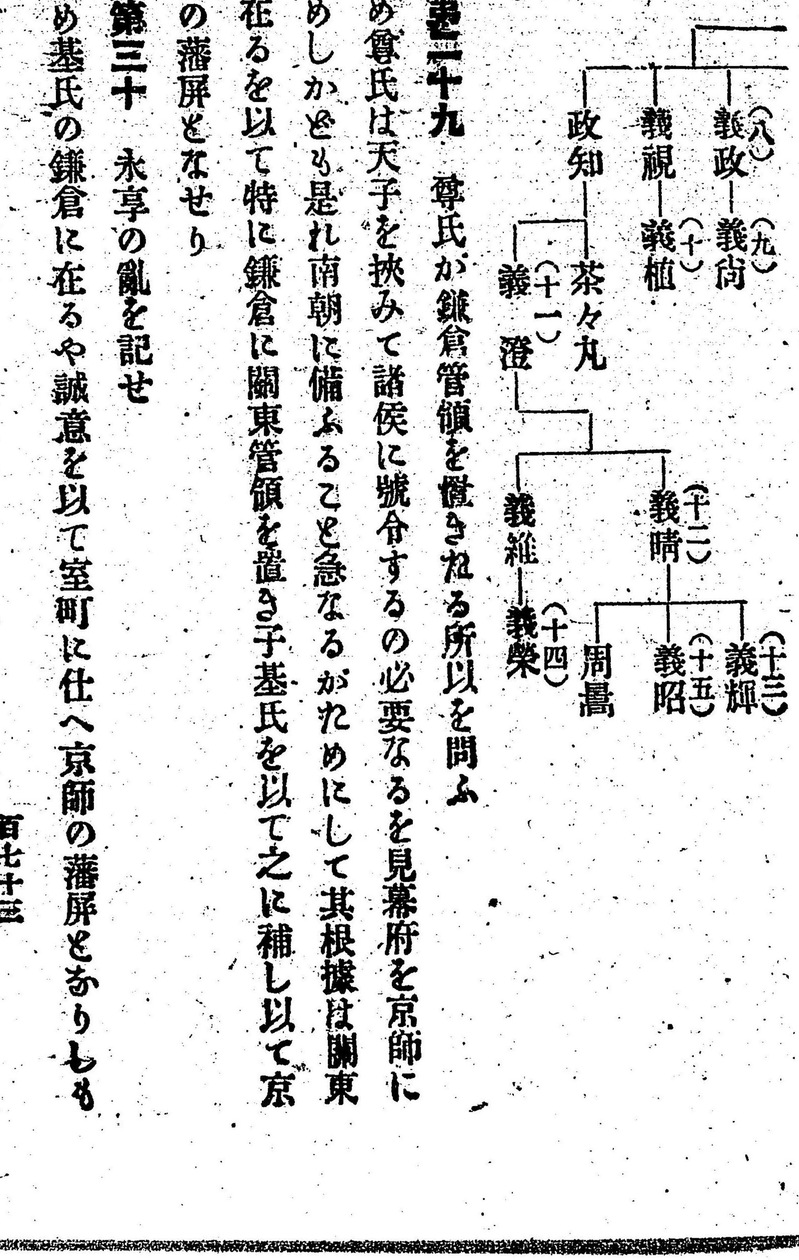

問題第二十九 尊氏が鎌倉管領を置きたる所以を問ふ

初め尊氏は天子を挾みて諸侯に號令するの必要なるを見幕府を京師に定めしかども是れ南朝に備ふること急なるがためにして其根據は關東に在るを以て特に鎌倉に關東管領を置き子基氏を以て之に補し以て京師の藩屏となせり

問題第三十 永享の亂を記せ

初め基氏の鎌倉に在るや誠意を以て室町に仕へ京師の藩屏となりしも

二代氏滿以來族緣の遠ざかると勢の盛なるに從ひ漸く驕慢の心を生し京師と相反目し諸般の事京師と對峙し自ら鎌倉公方と稱するに至れり鎌倉の執事は上杉氏にして山内・扇谷の兩家あり三代の管領滿兼は大内義弘と通じ東西起りて京師を滅ぼさむとせしが義弘誅せらるゝに及びてやみ又滿兼卒し子持氏繼くに及び專横にして屢々將軍の命を用ゐず義持薨じ其弟義圓還俗して義敎と稱し將軍に任ずるや持氏不滿に堪へず我豈に還俗將軍に屈せむやとて屢々義敎の令に抗す執事上杉憲實之を憂へ切りに持氏を諫む是に於て持氏憲實を殺さむとせしかば憲實之を幕府に訴ふ義敎乃ち東國の諸將に令し憲實を助けて持氏をせめ遂に之を殺す時に二千〇九十九年永享十一年なり鎌倉幕府茲に至りて亡ぶ之を永享の亂と云ふ翌年結城氏朝持氏の二子春王安王を逃へ結城、小山に據り兵を擧けしが上杉滿方のために滅ぼされたり是より關東の

政權上杉氏に歸したりされども後ち持氏の遺子成氏兵を擧けて上杉氏に抗し關東殆んど寧歲なし今關東管領を畧系を示して此頃に於ける讀史の便に供せんに左の如し

（一）基氏―氏滿―滿兼―持氏―春王
　　　　　　　　　　　―安王
（二）氏滿―滿兼―持氏―成氏―政氏―高基―晴氏
　　　　　　　　　　　　　　　―義明
（三）滿兼―持氏

問題第三十一　嘉吉の變を記せ

鎌倉滅亡の後室町將軍は一時大に其威力を振ひしも義敎之かため頗る諸將を輕侮し殊に赤松滿祐の人となりを忌み屢々之を辱しめ且つ其一族貞村を愛して滿祐の所領を奪ふて之に與へんとせしかば滿祐大に憤慨し義敎を其邸に迎へ變して之を弑せり管領畠山持之諸將と議し義敎

の長子義勝を立てゝ將軍とし山名持豐等をして之を誅せしむ時に二千百一年嘉吉元年なりしかば之を嘉吉の變と云ふ此時大內敎世も亦功あるしかば一時衰へたりし山名、大內二氏之より復た其家を興せり

問題第三十二　南朝遺臣の亂を問ふ

初め南北朝媾和の時約を定めて兩統更立の事に決せしが後小松天皇崩じ玉ふに及び南朝の遺臣等後龜山天皇の皇子を立てむことを請ひしかども足利氏聽かずして遂に稱光天皇を立つ是に於て北畠滿雅等兵を起しかば稱光天皇の次には大覺寺統を立つることゝし亂平きたり然るに足利氏また約に背きて稱光天皇の次に再び持明院の統後花園天皇を立てしかば北畠等また兵を起し藤原有光楠木二郎等後龜山上皇の皇子中興王を奉し禁中に亂入して神璽を奪ひ吉野に據りしが後赤松氏の遺臣伴はりて吉野に降り神璽を京師に奉還せり

問題第三十三　應仁の亂の始末を記せ

義勝の死後其子義政職を襲きて將軍となりしかば年尙幼なるを以て畠山持國、細川勝元迭々管領となりて政を擅にせり義政既に長して日夜遊宴を事とし政事を省みず財政は紊亂して賄賂は公に行はれしが遂に繼嗣の事より十一年間に亘る大戰爭を釀したり卽ち初め將軍義政子なく弟僧義尋を還俗せしめ義視と稱し職を讓るの確約をなし細川勝元を以て其執事とせしが己にして夫人富子義尙を生みしかば之を立てむと欲して事を山名持豐に托せり持豐の是豐曾て勝元に養はれ其嗣たるべき約なりしが勝元の男生るゝに及び之を廢せしを以て持豐常に之を怒れりよりて義尙を立てゝ己れ其執事となり勝元を抑へむと欲し直に之を諾せり時に畠山家に於ては持國の死後持國の姪政長と子義就と斯波家に於ては義敏と義廉との間に繼嗣の爭ありて勝元は政長と義敏とを引

き持豊は義就と義廉とを招き互に相爭ひ二千百二十七年應仁元年政長と義就とが兵を京師に動かしゝに事起り勝元、持豊各檄を諸國に發し勝元は十六万を以て幕府の東に陣し持豊は十一万を以て幕府の西に陣し相對して京中に戰ひ前後十一年の久しきに亘りしかば市街の家屋は勿論文武邸宅寺社寶庫等悉く兵火に罹り其慘狀古今なき所なり如此よして二千百三十三年文明五年持豊、勝元相次て卒したれども東西の両軍相持して去らすなは戰ふこと數年勝敗決するに至らずして互に解散せり之を應仁の亂と云ふ是より幕府の威權全く衰へ足利氏の末世所謂英雄割據戰國の時代となれり時人此亂に京師の荒涼せるを見て住なれし都は野邊の夕雲雀あがるを見ても落るなみだはと曰へり亂後京師の狀を察すへし

問題第三十四 皇室御衰微の有樣を叙ふ

應仁の亂後足利氏の威令は毫も行はれず諸國全く亂れ地方の守護は皆貢賦を獻らす公卿は武人のために領地を奪はれ衣食を得るの途なく諸處に流涙し府庫全く空乏して御即位、及び御大喪の禮さへ容易に行へ玉ふこと能はざりき即ち後花園天皇の御葬儀は費用なきため四十日を延引し後柏原天皇、後奈良天皇、正親町天皇は僅に本願寺、大內義隆、毛利元就等の獻金によりて御即位の禮を上け玉へたりと云ふ即位の大禮すら此の如し其他の事は推して知るべし禁裏の墻垣壞るゝも修築の費なく洛中の兒女等大內に入りて游戲するものさへありたりと云ふ畏しと云ふも餘りある世なりき

問題第三十五 關東の擾亂を畧記せよ

關東に於ては持氏の亡後十年間主なかりしが憲實の子憲忠、持氏の遺孤成氏を迎へ關東管領となせり當時上杉は山內、扇谷二家に分れしが

憲忠は山内、上杉なり山内の家臣長尾景仲扇が谷の家宰太田持資（道灌）ともに才畧あり心を協せて政をとれり然るに結城、小山の徒は上杉氏の下に屈するとを好まざりしかば成氏を唆して上杉は父の讐なりとを誅すべしと勸めしを以て成氏終に憲忠を殺せり是に於て景仲は憲忠の弟房顯を立てゝ上杉同族の兵を合せて成氏を攻む成氏は逃れて下総古河に遷り後ち古河公方と稱せり然れども關東の人心多く成氏に向ひしかば義政己の弟政知を下して關東の主とし両上杉は之を伊豆の堀越に奉し堀越公方と稱し以て古河と相對せしかど後両上杉亂れ堀越の勢振はず古河にても内亂相次き威令行はれざりき

問題第三十六 足利義政の失政を記せ

義政は八歳にして職を襲きしが長ずるに及び宴樂遊惰に耽り政事は悉く夫人藤原富子の手に歸し賞罰度なく賄賂公行し諸將命を奉せざるもの多し然れども義政は毫も之を意とせず驕奢を極め土木を興し晩年東山に銀閣寺を造り名畫古器を集め蓄財を事とせしかば之より上下茶の湯盛に行はれ奢侈を競ひ天下大に疲弊せり應仁亂は實に義政の時に起り爾後天下四分五裂漸く戰亂の時代を成せり

問題第三十七 德政とは何ぞ

德政はもと本旨の調庸の未納缺怠を棄捐して貧民を救ふことにして王朝時代に之を行はるゝことありしが足利時代のものは之と異なり管領以下諸侯等が豪門より金錢を借りて返濟すること能はざるとき法令を以て凡て借財に一切償還の義務を無からしめし事にして眞の德政にあらず故に之が爲め秩序荒廢し盜賊諸方に起り天下大に亂るゝに至れり此德政は德川時代に於ても行はれし事ありしが其初めは義政の時にあり

問題第三十八　足利氏衰亡の事を記せ

義政老して子義尚職を襲き聰明にして天下の擾亂を定むるの志ありしが不幸にして早世し義視の子義植職を襲けり時に畠山政長管領たりしが細州勝元の子政元之と權を爭ひ密かに義就の子義豐を助けて政長を亡ぼしたりければ義植奔りて周防に行き大内氏によれり政元乃ち堀越公方政知の子義澄を迎へて將軍とし獨り權勢を擅にせり政元は初め子なかりければ澄之、高國、澄元の三人を養ひけるが家臣香西元長澄之を立てゝ權を專らにせむと欲し政元を殺せしかば澄元の傅三好之長澄元を奉し澄之元長を攻めて之を殺し澄元を以て管領とし己れ執事となりて威權を專らにし細川氏大に亂れたり大内義興此機に乘じ二千百六十八年義植を奉して入京せしかば澄元拒くこと能はず阿波に奔り義澄は近江に逃れ義植再び將軍となれり之より十年間義興管領となり公平

の政を行ひ士民悅服し幕威再び振はむとせしが二千百七十八年出雲の尼子經久が周防を侵さむとするを聞き國に還りしを以て細川高國管領となりしが幾くもなくして義植と隙を生じ之を逐ひ二千百八十一年義澄の子義晴を迎へ立てゝ將軍とせり然るに二千百九十一年之長の子三好元長澄元の子晴元を奉して入京し高國を攻めて之を殺し晴元を以て管領となしゝかば京畿また大に亂れ後ち二千二百六年義晴將軍となるに及び細川氏は衰へて三好氏の權獨り盛となり元長の子長慶は晴元を幽して自ら管領となりしが長慶卒するに及び其家臣松永久秀三好氏に代りて權を專らにし遂に將軍義輝を弑し義澄の孫義榮を迎立す義輝の弟二人あり周嵩、覺慶と云ひしが周嵩は久秀に誘殺せられ覺慶は近江に奔り名を義昭と改め越前に赴き遂に織田信長による信長即ち義昭を奉して京師に入り三好、松永の黨を誅し義昭を立てゝ將軍と

す義昭は足利氏最後の將軍なり

問題第三十九　鎌倉足利時代の宗教は如何

鎌倉開府以來宗教界にも亦變動起りて古代の高尚なる宗教は次第に衰廢せり是よりさき高倉天皇の時僧源空出て念佛專修を敎ふ其敎義簡單なるを以て漸く世に行はれしが鎌倉時代に至り其弟子親鸞出て、淨土眞宗を唱へ肉食妻帶を許せしを以て尙武にして文藝に疎かりし人心に適せりと一向宗とも曰ふ本願寺の祖なり榮西は後鳥羽天皇の朝宋に入りて禪宗を學び歸りて臨濟宗を弘め後僧道元も宋に入りて禪宗を學び歸りて曹洞宗を弘めたり禪宗は其敎義頗る武人に適せしかば北條足利を通して武人の尊信を受け頗る隆盛を致し京都及び鎌倉に各々五山の大刹出來せり又後深草天皇の時日蓮法華宗を起し後多宇天皇の時一遍時宗を創む一遍は諸國を遍歷して衆生を敎へしを以て世に游行上人

と曰ふ以上諸宗中淨土眞宗は敎義最も平易なるを以て足利時代に至り頗る民間に行はれ其勢力も從て盛にして北越は全く其掌中に歸し京畿も初めは延曆高野等の宗徒勢力ありしが故に十分に行はれざりしが其後幾くもなくして天下に蔓延し非常の勢力を得るに至れり眞宗の布敎に盡力し最も功勞ありしものは光壽なり後ち蓮如上人と稱せられしはこの人なり

問題第四十　文學の有樣は如何

鎌倉幕府創立王政の衰頽と共に文學も衰微に赴き唯京師に於て藤原俊成、定家、家隆、爲家等の如き歌人あり多少文學も行はれしかども一般に好學の徒少く學問は僅に僧侶の手に因りて維持せられ學校の如きも下野の足利學校、武藏の金澤文庫の如き僅に圖書を存せるのみ足利時代に至りて益々甚だしく後醍醐天皇の時僧玄慧朱註を講し後ち禪僧

の明に遊ぶもの宋學を傳へ北畠親房、卜部兼好、細川賴之、今川貞世は一般に紛爭を事とし學問に志すもの極めて稀れにして唄唱の聲は猶ほ五山の內に聞ゆるのみなりき著書には鎌倉時代に源平盛衰記、平家物語の如き軍物語、日記文に十六夜日記、足利時代には隨筆物に徒然草、方丈記、歷史に神皇正統記、太平記等あり謠曲なる一種の散文も起り歌にも連歌起りしかども要するに寂莫たるを免れず此時代は我が文學界に於ては先づ暗黑時代と稱すべきなり

問題第四十一　美術工藝の有樣は如何

鎌倉時代に於ては格別記すべき程の事なしと雖ども足利時代に至りては義政東山の銀閣に隱居し數寄を凝らし盛に茶の會を開き書畫古器を玩びしかば其驕奢と共に美術工藝は著しき進歩を顯はし精巧纖麗を極めたる製作品にも乏しからざりければ後世稱して東山時代といふ卽ち文學に於て宋學の傳ばりしが如く繪畫にも宋風の墨畫漸く行はれ可翁如拙、明晁、雪舟の名手あり狩野正信、全元信、土佐光信の名家あり茶の湯、生花、猿樂、漆器、陶器にも各名人あり刀劍には正家、村正、國光、重吉等あり工藝美術共に一時其美を競へり

問題第四十一　足利時代家屋の制を問ふ

此頃は上下すべて奢侈を好み上流社會に於ては唐破風を附し檜皮を以て屋根を葺くを普通とし下流社會に於ては藁葺、萱葺、とりふき等行はれたりトリフキとは屋根ゐ板を幷べて其上に石或は木片を載せたるものなり書院風は鎌倉時代より漸く流行せり有名なる金閣寺、銀閣寺は此代に於て建造せられたるものなり

問題第四十二　衣服及び頭髮の風を問ふ

鎌倉時代に於ては武士は直垂及び素襖を用ゐ庶人は素襖或は手無を用ゐるを通常とせり但し武士も手無を用ゐる事あれども禮にあらず手無とは方今の袖無羽織の如きものなり婦女子の外出行歩するには虫垂衣を用ふこれ羅又は絹布を以て笠端に垂れて以て容體を蔽ふものなり足利時代に至り武士は常に素襖を用ゐずして多く肩衣半袴を用ふ後世の所謂上下なり大刀は佩はずして腰間に揷むものあり蓋し輕便を尚ぶが ため此風を生ぜしなり又少年男女は好で半身異色異文の衣服を着す是を加太美加波理と云ふ髪風に付ては信長將士に命じて額上の髪を剃らしめしより此風漸く流行し遂に庶民に及べりと云ふ

（注意鎌倉足利の法律職制の事等は既に其都度各處に於て之を略記したるを以て別に茲に記さず）

問題第四十三　群雄割據の狀況を記せ

應仁亂後幕府の政令行はれず英雄諸方に起り各々土地を畧取して强大を爭ひたる時を稱して群雄割據の世と云ふ其概畧を示せば左の如し即ち

（一）關東及び奥羽　關東に於ては二千百五十一年延德三年足利政知は繼嗣の事より其子茶々丸のために弑せらる時に伊勢の人に北條長氏と云ふものあり兵を擧げ復讐を名として茶々丸を討し之を誅し伊豆を奪ひて北條早雲と稱し次て相摸を略して小田原城に據り勢威大に振ひ安房の里見と共に關左の兩强國と稱せられしが子氏康、氏綱に至り兩上杉氏の領地を侵略し古河、上杉の兵を破りまた安房の里見氏を挫きて其威關八州に振へり里見氏は義實の時に至り房總地方を畧し頗る勢力あり後ち義通に至り古河公方の後を奉じて北條氏と拮抗せり甲斐の武田氏は初め國内の逸見氏と爭ひしが逸見氏衰ふるに

及び後ち獨り勢力を振ひ信虎の子晴信に至り勇名四隣に高く信濃を攻めて越後の上杉輝虎と川中島に戰へり輝虎は長尾爲景の子にして武略に秀て上杉憲政より其姓と管領職を受け威望當時に高く將軍義輝より名を輝虎と賜はりたり其姪景勝も剛勇にして輝虎の後を承けたり奥羽には南部、葛西、最上、伊達等あり就中伊達氏は蚤く葛西氏と婚を結び其勢強大にして政宗に至りて最も驍雄の名を博したり

(二)本州中部　本州中部に於ては今川氏親あり早くより駿遠を領したりしが子義元に至り勢益々強盛なりしかど後ち尾張を侵して織田信長に殺されたり三河には松平信光孫長親に至りて威勢を振ひしも今川氏の盛なる時其服する所となれり家康は此後なり尾張には斯波氏衰へてより其家臣織田氏勢を得信秀に至りて自立し尾張半國を領せしが子信長に至り今川氏を破り武威益々顯はる美濃には土岐氏の守

護代齊藤利良權を專らにせしが山城の商人西村勘九郎出て國を奪ひ自ら稱して齊藤秀龍と稱せり伊勢には南部に北畠氏あり北部に長野關の兩族あり是等の諸雄互に干戈を交へ各々其勢を爭へり

(三)中國　中國に於ては赤松氏衰へて其族村上氏權勢を振ひしが後家臣浮田氏漸く盛なり出雲には尼子氏あり因、伯を合せて勢山陰に振ひしが後ち毛利氏に亡ぼされ周防の大内氏は義興の時は頗る強大なりしが子義隆の時に至り陶晴賢のために弑せられたり安藝の毛利氏は初め大内氏の被管なりしが元就に至り智畧あり陶氏を誅し大内の領を併せ尼子氏を滅ぼして中國を峯し子吉川元春、小早川隆景等亦武略あり元就の孫輝元を助けて勢威中國に冠たりき

(四)九州　には豐後に大友氏あり國富み兵強く義鎭威名最も高く肥後の菊池氏を伐ちて其地を略し肥前には龍造寺氏ありもと小貳氏の部

下なりしが陸信に至り小貳氏を破りて肥前を領し鍋津氏は早くより薩摩大隅によりしが義久、義弘の時に至り日向の伊東、大友、龍造寺等の諸族を破り殆んど九州を尽有せり

(五)四國　四國には細川氏阿波、讃岐、淡路を領して其勢盛なりしが後衰へて振はす土佐の長曾我部氏一條家の家臣より起りてひとり四國に雄視せり

(六)畿内及び近江　はもと細川氏の領する所なりしが後ち分裂して近江には先づ六角、京極兩氏起り次て京極氏の臣淺井氏起り長政に至り信長と婚を結び頗る強大となり越前には斯波氏衰へて淺倉氏興り義景に至りて強盛なりしが淺井氏と共に信長のために亡ぼされたり當時本願寺門徒にて一向宗一揆なるものあり黨を成して近江、越前附近に蜂起し淺井氏を苦しめ富樫氏を亡ぼして加賀、能登、越中の

諸國を占領し光教は攝津に築き此處にも勢を逞ふせり此外紀伊、河内には畠山義英、同尚順、筒井順慶あり比叡山、高野山、根來寺等の僧徒も兵をとりて一方に割據せり

問題第四十四　織田氏勃興の事を問ふ

織田氏は平重盛の後裔にて親眞なるもの越前に來り織田莊神官の養子となり次て斯波氏の重臣となりたるに起れり應仁亂後斯波氏衰へしかば織田氏は尾張に移り其國務をとりしが信秀に至り自立して尾張半國を領せり信秀は尊皇の志篤く嘗て料足四千貫文を獻じて伊勢神宮の修補に供せることあり信長は即ち信秀の子なり大志ありて武に長し桶狹間の一戰今川義元を殺し威名海道に振ひしかば天皇之を聞き密詔を賜ひて天下の禍亂を平定し皇室の衰へたるを興すべき事を以てし玉へり是より信長日夜西上の略を營み參河の德川家康と和し甲斐の武田氏に

結び東顧の患を除き美濃に入りて齊藤氏を降せり曾々足利義昭來りて幕府の興復を託せしかば信長直ちに之を諾し義昭を奉して美濃より近江を經三日にして六角氏を破り長驅して京師に入れり時に二千二百二十八年永祿十一年なり三好、松永の黨或は遁れ或は降り京師日ならずして鎭定に歸せり是より信長近江に榮さ先つ淺井、淺倉二氏を滅ぼし柴田勝家をして北國を經略せしめ武田氏の衰勢に乘じ甲斐を取り瀧川一益をして關東奥羽を定めしめ羽柴秀吉をして毛利氏を征せしめ既に數州を畧したりしかば當時織田氏の定むる所畿內、東海、東山、北陸山陽、南海の大部に跨り總て三十二國日本の半に及べり

問題第四十五 信長勤王の事蹟を問ふ

信長が急に京師に入りしは正親町天皇の宸襟を安んせんがためなりしことは既に記しなる如くなるが其京師を定むるに及び大に皇宮を修め

舊制に復し仁徳の粧を獻じ公卿の采地を復し又伊勢神宮をも改築せし等美蹟頗る多し

問題第四十六 明智光秀の反を記せ

信長已に諸國を平げ羽柴秀吉をして毛利氏を討せしめ天正十年秀吉數國を畧し兵を進めて高松城を圍む是に於て毛利氏は輝元自ら大將として數万騎を率ゐて高松城を援けしかば秀吉急を信長に告げ援兵を乞ふ信長乃ち大兵を發し池田信輝、明智光秀等をして先發せしめ親ら子信忠と共に京師に入り信長は本能寺に信忠は妙覺寺に館せり然るに光秀は兼て事によりて信長を怨むる事ありしかば陽に秀吉を援ふと聲言し途中より俄に道を轉じて京師に入り本能寺を襲ふ信長從士寡く防くこと能はずして自殺し信忠は二條城に入り信秀の兵に圍まれて自殺せり是を本能寺の變と云ふ信長擧亂反正の大志を抱き稍々天下を定め事竣